

保 発0502第6号  
年 発0502第3号  
雇児発0502第3号  
平成23年5月2日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省保険局長



厚生労働省年金局長



厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に  
関する法律における厚生年金保険等の特例措置について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災（以下「大震災」という。）については、年金制度においても発生後、直ちに所要の措置を講じてきたが、被害の甚大さに鑑み、さらに必要な措置を講じるため、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号。以下「法」という。）、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令」（平成23年政令第127号。以下「特定被災区域政令」という。）、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令」（平成23年厚生労働省令第57号）及び「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する告示」（平成23年厚生労働省告示第154号。以下「特例裁定区域告示」という。）において、厚生年金保険法等の特例措置を設けることとしたところである。

同法は、平成23年5月2日に公布、施行されたところであり、厚生年金保険等の特例措置の内容については次のとおりであるので、その実施にあたっては遺憾なきよう期されたい。

なお、今回の特例措置の内容に関し、被保険者、事業主に対する周知方、格別の御配慮を願いたい。

## 記

### 第1 共通事項

#### 1 東日本大震災の定義

東日本大震災とは、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいうこと。

#### 2 特定被災区域の定義

特定被災区域とは、東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村及びこれに準ずる市町村として特定被災区域政令で定めるものであり、具体的には別紙1のとおりであること。

### 第2 標準報酬の改定の特例に関する事項

1 厚生労働大臣は、平成23年3月11日に特定被災区域に所在していた適用事業所の事業が大震災による被害を受けたことにより、当該適用事業所に使用される被保険者の同年3月から平成24年2月までのいずれかの月に受けた報酬の額が、その者のその月の標準報酬月額の基本となった報酬月額に比べて著しく低下した場合、その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく低下した月から、標準報酬月額を改定することができるものとする。

2 厚生労働大臣は、1により標準報酬月額の改定が行われた被保険者の当該改定が行われた月の翌月から平成24年2月までのいずれかの月に受けた報酬の額が、標準報酬月額の基本となっている報酬月額に比べて著しく上昇した場合、その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく上昇した月から、標準報酬月額を改定することができるものとする。

3 1において、適用事業所の事業が大震災による被害を受けた場合とは、以下の場合をいうこと。

(1) 大震災により適用事業所が損壊（生産設備の損壊等も含む。）するなど直接的な被害が生じている場合。

(2) 事業の実施に必要な電気、ガス、工業用水等の施設の被害や搬入道路の遮断等により被害が生じている場合。

(3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づく警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に平成23年3月11日において現に事業所が所在していた場合。

なお、原災法に基づく屋内退避指示の対象地域に、平成23年3月11日において現に事業所が所在していた場合については、別に定める日までは特例の対象となること。

(4) 原災法に基づく食品の出荷制限により被害が生じている場合。

(5) その他上記（1）から（4）に準じた理由により、適用事業所の事業が大

震災による被害を受けた場合であって、その被害の状況を総合的に勘案し、不可避免的に休業等を余儀なくされたと判断される場合。

4 1及び2において、報酬の額が著しく低下又は上昇した場合とは、適用事業所の事業が休業していること等により、給与が支払われていないか又は低下若しくは上昇した報酬の額に基づく標準報酬月額等級と低下若しくは上昇する前の標準報酬月額等級との間に2等級以上の差（従前の等級が第2等級の場合には、報酬月額が、厚生年金保険の場合は9万3千円未満になったとき、健康保険の場合は5万3千円未満になったときを含む。）を生じた場合をいうものとする。また、この場合、固定的賃金の変動があったものとして取り扱って差し支えないものとする。

5 1又は2の特例により改定された標準報酬月額は平成23年8月31日までの標準報酬月額とし、平成23年9月1日からは、定時決定により決定された標準報酬月額を用いること。

その際、平成23年4月から同年6月までの間に1又は2の特例により標準報酬月額の改定があった場合には、同年7月以降の報酬の実態に鑑みて、平成23年4月から同年6月の報酬により定時決定を実施するよりも、特例による改定を維持することが適当である場合には、特例により改定された標準報酬月額により定時決定を行って差し支えないこと。

なお、平成23年7月から平成24年2月までの間に、1又は2の特例により改定された標準報酬月額については、平成24年3月以降随時改定がなされない限り、平成24年8月31日までの標準報酬月額とすること。

6 標準報酬月額を改定された被保険者が厚生年金基金の加入員である場合には、標準報酬月額を改定された月に係る当該加入員の標準給与の月額も厚生年金基金に届け出ることにより同様に改定することができるものであること。

### 第3 保険料の免除の特例に関する事項

1 厚生労働大臣は、平成23年3月11日に特定被災区域に所在していた適用事業所の事業主から申請があった場合において、当該適用事業所が大震災により第2の3による被害を受けたことにより、当該適用事業所に使用される被保険者に対する報酬の支払いに著しい支障が生じている場合、当該報酬の支払いに著しい支障が生じている間において納付すべき保険料（被保険者本人負担分及び事業主負担分）の額を免除することができるものとする。また、免除する期間については、最長1年間（平成24年2月末日納付分の保険料まで）とすること。

2 1により保険料の免除を受けた適用事業所の事業主は、平成24年2月までの間において、当該適用事業所に使用される被保険者に対する報酬の支払いに著しい支障がなくなったときは、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならないものとする。

3 1において、報酬の支払いに著しい支障が生じている場合とは、事業の全部又は一部が休業していること等により、概ね過半の被保険者について賃金が支払われていないか又は標準報酬月額の下限に相当する賃金しか支払われていないと

いう事態が生じている場合がこれに該当するものとする。

- 4 なお、上記1及び2により報酬にかかる保険料が免除されている場合は、賞与についても、概ね過半の被保険者について賞与が支払われていないか又は賞与の額が厚生年金保険の場合は10万1千円未満、健康保険の場合は6万3千円未満の場合には、賞与にかかる保険料の免除の対象となること。
- 5 保険料の額を免除された適用事業所であって厚生年金基金の設立事業所である場合には当該事業主が厚生年金基金に申し出ることによって保険料の額を免除された期間に納付すべき掛金又は徴収金のうち、免除保険料額を免除することができるものであること。

掛金又は徴収金を免除された事業主は、当該事業所に使用される被保険者に対する報酬の支払いに著しい支障が生じなくなった旨を厚生労働大臣に届け出た場合には、その旨を厚生年金基金に届け出なければならないものとする。

#### 第4 子ども手当関係

第3により保険料の額を免除された事業主については、平成23年10月末日納付分までの子ども手当の拠出金の額を免除するものとする。

#### 第5 65歳裁定の特例に関する事項

##### 1 老齢厚生年金の裁定の特例

厚生労働大臣は、特定被災区域のうち交通、郵便その他の事情を勘案して特例裁定区域告示において定められる区域（別紙2）において、平成23年3月1日から災害の復旧の状況を勘案して厚生労働大臣が定めた同年6月30日までの間に65歳に達する者であって、平成23年3月11日前に特別支給の老齢厚生年金の裁定を受けている者に係る老齢厚生年金を受ける権利については、その受給権者の請求がない場合であっても、必要があると認めるときは、裁定を行うことができるものとする。

##### 2 老齢基礎年金の裁定の特例

1と同様に、厚生労働大臣は、別紙2の区域において、平成23年3月1日から同年6月30日までの間に65歳に達する者であって、平成23年3月11日前に次の（1）から（4）までの給付を受ける権利に係る裁定を受けている者に係る老齢基礎年金を受ける権利については、その受給権者の請求がない場合であっても、必要があると認めるときは、裁定を行うことができるものとする。

（1）特別支給の老齢厚生年金

（2）国家公務員共済組合法の規定による特別支給の退職共済年金（共済組合の組合員であった期間のみを有する者に支給されるものに限る。）

（3）地方公務員等共済組合法の規定による特別支給の退職共済年金（共済組合の組合員であった期間のみを有する者に支給されるものに限る。）

（4）私立学校教職員法の規定による特別支給の退職共済年金（私学教職員共済制度の加入者であった期間のみを有する者に支給されるものに限る。）

## 第6 死亡に係る給付の支給の特例に関する事項

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となった者の生死が三月間分からない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、厚生年金保険法及び国民年金法、確定給付企業年金法及び確定拠出年金法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定するものとする。

なお、「死亡に係る給付」とは、厚生年金保険法に規定する未支給の保険給付、遺族厚生年金及び厚生年金基金が支給する死亡に関する年金たる給付又は一時金たる給付等並びに国民年金法に規定する未支給の給付、遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金及び国民年金基金が支給する死亡に関する一時金等、確定給付企業年金法に規定する遺族給付金並びに確定拠出年金法に規定する死亡一時金をいうものであること。

## 第7 日本年金機構への委任

第2及び第3について、厚生労働大臣の権限に係る事務は日本年金機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。

機構は、第2から第6に係る運用について疑義がある場合には、年金局まで照会すること。

## 第8 地方厚生局長等への委任

次の（1）及び（2）の厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長へ委任すること。ただし、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げないこと。

- （1）第7において機構に委任した厚生労働大臣の権限に係る事務について、厚生労働大臣は、機構から厚生労働大臣が自らその業務を行うよう求めがあった場合において必要があると認めるとき、又は機構が天災その他の事由により当該事務の全部又は一部を行うことが困難若しくは不適當となったと認めるとき、当該事務の全部又は一部を行うこととした場合における当該権限
- （2）（1）により、厚生労働大臣が、上記事務の全部又は一部を自ら行うこととし、又は自ら行っている当該事務の全部又は一部を行わないこととするとき、その旨の公示

また、（1）及び（2）の権限のうち地方厚生支局の管轄区域に係るものは地方厚生支局長に委任すること。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げないこと。

## 第9 施行日等

この法律、政令、省令及び告示は公布の日から施行すること。ただし、第2及び第3については、平成23年3月1日から適用すること。

東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村及びこれに準ずる市町村として  
政令で定められた特定被災区域

(標準報酬の改定の特例及び保険料の免除の特例関係)

(第二条第一項関係)

青森県	八戸市 上北郡おいらせ町
岩手県	盛岡市 宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 二戸市 八幡平市 奥州市 岩手郡雫石町 同郡葛巻町 同郡岩手町 同郡滝沢村 紫波郡紫波町 同郡矢巾町 和賀郡西和賀町 胆沢郡金ヶ崎町 西磐井郡平泉町 東磐井郡藤沢町 気仙郡住田町 上閉伊郡大槌町 下閉伊郡山田町 同郡岩泉町 同郡田野畑村 同郡普代村 九戸郡軽米町 同郡野田村 同郡九戸村 同郡洋野町 二戸郡一戸町
宮城県	仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 刈田郡蔵王町 同郡七ヶ宿町 柴田郡大河原町 同郡村田町 同郡柴田町 同郡川崎町 伊具郡丸森町 亙理郡亙理町 同郡山元町 宮城郡松島町 同郡七ヶ浜町 同郡利府町 黒川郡大和町 同郡大郷町 同郡富谷町 同郡大衡村 加美郡色麻町 同郡加美町 遠田郡涌谷町 同郡美里町 牡鹿郡女川町 本吉郡南三陸町
福島県	福島市 会津若松市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 喜多方市 相馬市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市 伊達郡桑折町 同郡国見町 同郡川俣町 安達郡大玉村 岩瀬郡鏡石町 同郡天栄村 南会津郡下郷町 同郡檜枝岐村 同郡只見町 同郡南会津町 耶麻郡北塩原村 同郡西会津町 同郡磐梯町 同郡猪苗代町 河沼郡会津坂下町 同郡湯川村 同郡柳津町 大沼郡三島町 同郡金山町 同郡昭和村 同郡会津美里町 西白河郡西郷村 同郡泉崎村 同郡中島村 同郡矢吹町 東白川郡棚倉町 同郡矢祭町 同郡塙町 同郡鮫川村 石川郡石川町 同郡玉川村 同郡平田村 同郡浅川町 同郡古殿町 田村郡三春町 同郡小野町 双葉郡広野町 同郡檜葉町 同郡富岡町 同郡川内村 同郡大熊町 同郡双葉町 同郡浪江町 同郡葛尾村 相馬郡新地町 同郡飯館村
茨城県	水戸市 日立市 土浦市 石岡市 龍ヶ崎市 下妻市 常総市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 取手市 牛久市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 那珂市 筑西市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市 神栖市 行方市 鉾田市 つくばみらい市 小美玉市 東茨城郡茨城町 同郡大洗町 同郡城里町 那珂郡東海村 久慈郡大子町 稲敷郡美浦村 同郡阿見町 同郡河内町 北相馬郡利根町
栃木県	宇都宮市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 芳賀郡益子町 同郡茂木町 同郡市貝町 同郡芳賀町 塩谷郡高根沢町 那須郡那須町 同郡那珂川町
千葉県	千葉市 旭市 習志野市 我孫子市 浦安市 香取市 山武市 山武郡九十九里町
新潟県	十日町市 上越市 中魚沼郡津南町
長野県	下水内郡栄村

(第二条第二項関係)

青森県	三沢市 三戸郡階上町
茨城県	古河市 結城市
栃木県	足利市
千葉県	銚子市 市川市 船橋市 松戸市 成田市 佐倉市 東金市 八千代市 印西市 富里市 印旛郡酒々井町 同郡栄町 香取郡多古町 同郡東庄町 山武郡横芝光町

特定被災区域のうち交通、郵便その他の事情を勘案して特例裁定区域告示  
 において定められる区域

(65歳裁定の特例関係)

青森県	八戸市 上北郡おいらせ町
岩手県	盛岡市 宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 二戸市 八幡平市 奥州市 岩手郡雫石町 岩手郡葛巻町 岩手郡岩手町 岩手郡滝沢村 紫波郡紫波町 紫波郡矢巾町 和賀郡西和賀町 胆沢郡金ヶ崎町 西磐井郡平泉町 東磐井郡藤沢町 気仙郡住田町 上閉伊郡大槌町 下閉伊郡山田町 下閉伊郡岩泉町 下閉伊郡田野畑村 下閉伊郡普代村 九戸郡軽米町 九戸郡野田村 九戸郡九戸村 九戸郡洋野町 二戸郡一戸町
宮城県	仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 刈田郡蔵王町 刈田郡七ヶ宿町 柴田郡大河原町 柴田郡村田町 柴田郡柴田町 柴田郡川崎町 伊具郡丸森町 亘理郡亘理町 亘理郡山元町 宮城郡松島町 宮城郡七ヶ浜町 宮城郡利府町 黒川郡大和町 黒川郡大郷町 黒川郡富谷町 黒川郡大衡村 加美郡色麻町 加美郡加美町 遠田郡涌谷町 遠田郡美里町 牡鹿郡女川町 本吉郡南三陸町
福島県	福島市 会津若松市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 喜多方市 相馬市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市 伊達郡桑折町 伊達郡国見町 伊達郡川俣町 安達郡大玉村 岩瀬郡鏡石町 岩瀬郡天栄村 南会津郡下郷町 南会津郡檜枝岐村 南会津郡只見町 南会津郡南会津町 耶麻郡北塩原村 耶麻郡西会津町 耶麻郡磐梯町 耶麻郡猪苗代町 河沼郡会津坂下町 河沼郡湯川村 河沼郡柳津町 大沼郡三島町 大沼郡金山町 大沼郡昭和村 大沼郡会津美里町 西白河郡西郷村 西白河郡泉崎村 西白河郡中島村 西白河郡矢吹町 東白川郡棚倉町 東白川郡矢祭町 東白川郡塙町 東白川郡鮫川村 石川郡石川町 石川郡玉川村 石川郡平田村 石川郡浅川町 石川郡古殿町 田村郡三春町 田村郡小野町 双葉郡広野町 双葉郡檜葉町 双葉郡富岡町 双葉郡川内村 双葉郡大熊町 双葉郡双葉町 双葉郡浪江町 双葉郡葛尾村 相馬郡新地町 相馬郡飯館村
茨城県	水戸市 日立市 土浦市 石岡市 龍ヶ崎市 下妻市 常総市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 取手市 牛久市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 那珂市 筑西市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市 神栖市 行方市 銚田市 つくばみらい市 小美玉市 東茨城郡茨城町 東茨城郡大洗町 東茨城郡城里町 那珂郡東海村 久慈郡大子町 稲敷郡美浦村 稲敷郡阿見町 稲敷郡河内町 北相馬郡利根町
栃木県	宇都宮市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 芳賀郡益子町 芳賀郡茂木町 芳賀郡市貝町 芳賀郡芳賀町 塩谷郡高根沢町 那須郡那須町 那須郡那珂川町
千葉県	千葉市(美浜区に限る。) 旭市 習志野市 我孫子市 浦安市 香取市 山武市 山武郡九十九里町





一 水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第三条第八項に規定する水道施設(同条第二項に規定する水道事業若しくはこれに類する事業として政令で定めるもの又は同条第四項に規定する水道用水供給事業に係るものに限る。)

二 工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第六項に規定する工業用水道施設同条第四項に規定する工業用水道事業に係るものに限る。)

三 住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第二条第六項に規定する改良住宅又は同条第七項に規定する地区施設

四 警察施設のうち信号機、道路標識、道路標示又は交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(昭和四十一年法律第四十五号)第二条第三項第一号に規定する交通管制センター

五 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十一条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる都市施設で政令で定めるもの

六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第二条第二項に規定する一般廃棄物の処理施設で政令で定めるもの

七 集糞排水施設

二 前項の規定により国が事業費の一部を補助する場合における当該災害復旧事業費に対する国の補助率(特定被災地方公共団体である限に係るものに限る)は、第六項の規定により決定された前項各号に掲げる事業ごとの当該県の災害復旧事業費の総額を次の各号に定める額に区分して順次に当該各号に定める率を乗じて算定した額を合算した金額の当該災害復旧事業費の総額に対する率による。

一 平成二十三年度における当該県の標準税収入(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)第二条第四項に規定する標準税収入をいい、次号において「標準税収入」という。)の百分の四十までに相当する額については、百分の八十

二 前号に規定する標準税収入の百分の四十を超える額に相当する額については、百分の九十

三 前項の規定は、特定被災地方公共団体である市町村の災害復旧事業費の総額に係る国の補助率の算定方法について準用する。この場合において、同項各号中「百分の四十」とあるのは「百分の二十」とする。

四 前二項の災害復旧事業費の総額には、特定被災地方公共団体が加入する地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合又は広域連合の施行する災害復旧事業の事業費で、当該一部事務組合又は広域連合に加入するそれぞれの特定被災地方公共団体の負担すべきものを含むものとする。

五 前項の一部事務組合又は広域連合の行う災害復旧事業の事業費に対して国が第一項の規定によりその事業費の一部を補助する場合における当該事業費に対する国の補助率は、当該一部事務組合又は広域連合に加入する特定被災地方公共団体が当該一部事務組合又は広域連合の規約で災害復旧事業費の分担について定めた割合を、第二項(第三項において準用する場合を含む)第七項及び第九項において同じ)の規定により算定した当該特定被災地方公共団体に対する国の補助率に乗じたものとす。

六 第一項の規定により国がその事業費の一部を補助する災害復旧事業の事業費は、特定被災地方公共団体の提出する資料、実地調査の結果等を勘案して主務大臣が決定する。

七 国は、前項の規定により災害復旧事業費を決定したときは、当該特定被災地方公共団体に対し、当該災害復旧事業が施行される各年度において、第二項の規定による国の補助率により補助する。

八 第一項第七号に掲げる施設に係る前項の規定による補助金の交付の事務は、農林水産大臣が行う。

九 第七項の場合において、国は、第二項の規定による国の補助率が決定する前でも、予算の範囲内において、各年度において施行される災害復旧事業の事業費の三分の二に相当する額を下らない額により、補助金を概算交付することができる。この場合においては、当該年度末において、精算するものとする。

第三章 内閣府関係

(警察施設の復旧に要する経費の補助) 第四条 国は、特定被災地方公共団体である県に対し、東日本大震災による被害を受けた当該県の区域内における警察施設であつて警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第三十七条第二項の規定により県がその要する経費を支弁することとされているもの(前条第一項第四号に掲げるものを除く)の復旧に要する経費について、予算の範囲内において、その三分の二を補助する。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の特例) 第五条 特定被災地方公共団体については、東日本大震災に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十三年法律第五十号)第三条第一項の特定地方公共団体とみなして、同法の規定を適用する。

第四章 総務省関係 (市町村の仮庁舎の建設等に要する経費の補助) 第六条 国は、特定被災地方公共団体である市町村(東日本大震災により主たる事務所の庁舎が使用できず、又は総務省令で定める応急の修繕を要する状態となつたものに限る)に対し、次に掲げる経費について、予算の範囲内において、その三分の二を補助する。

一 主たる事務所の庁舎に代えて一時的に事務所として使用する仮設の建築物の建設及び当該建築物において使用する政令で定める情報システム(以下この条において「補助対象情報システム」という。)の整備に要する経費

二 主たる事務所の庁舎以外の建築物を主たる事務所の庁舎に代えて一時的に事務所として使用するために必要な改修及び当該建築物において使用する補助対象情報システムの整備に要する経費

三 主たる事務所の庁舎の応急の修繕及び当該庁舎において使用していた補助対象情報システムの応急の復旧に要する経費

(消防施設の復旧に要する経費の補助) 第七条 国は、特定被災地方公共団体又は特定被災地方公共団体である市町村の加入する地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合若しくは広域連合に対し、東日本大震災による被害を受けた消防の用に供する施設であつて政令で定めるものの復旧に要する経費について、予算の範囲内において、その三分の二を補助する。

(地方債の特例) 第八条 次に掲げる場合においては、東日本大震災による被害を受けた地方公共団体でその区域の全部又は一部が特定被災区域内にあるものは、平成二十三年及び平成二十四年度以降の年度であつて政令で定める年度に限り、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五条及び災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第三十二条の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とすることができ。

一 地方税、使用料、手数料その他の徴収金で総務省令で定めるものの東日本大震災のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによつて生ずる財政収入の不足を補う場合

二 東日本大震災に係る災害予防、災害応急対策又は災害復旧で総務省令で定めるものに通常要する費用で、当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合

三 前項の地方債は、資金事情の許す限り、国が財政融資資金をもつて引き受けるものとする。

九 第一項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利率及び償還方法は、政令で定める。

第九條 地方公共団体は、平成二十三年度において、地方税法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十号。次条において「地方税法改正法」という。)及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号。同条において「震災特例法」という。)の施行による個人の道府県民税又は市町村民税、個人の行う事業に対する事業税、不動産取得税、自動車取得税、自動車税、土地及び家屋に対して課する固定資産税、都市計画税並びに軽自動車税並びに自動車取得税交付金(地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)第四百三十三条の規定により市町村に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金をいう。次条において同じ)に係る同年度の減収額を埋めるため、地方財政法第五条の規定にかかわらず、同年度の減収額を勘案して総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内で、地方債を起すことができる。

2 前項の地方債は、資金事情の許す限り、国が財政融資資金をもつて引き受けるものとする。  
 3 第一項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利率及び償還方法は、政令で定める。

(平成二十三年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

第十条 平成二十三年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に對して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、道府県に於ては第一号に掲げる額の百分の七十五の額、市町村に於ては第二号に掲げる額の百分の七十五の額を加算した額とする。

一 イからホまでに掲げる額の合算額

イ 地方税法改正法及び震災特別法の施行による個人の道府県民税に係る平成二十三年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ロ 震災特別法の施行による個人の行う事業に對する事業税に係る平成二十三年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 地方税法改正法の施行による不動産取得税に係る平成二十三年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ニ 地方税法改正法の施行による自動車取得税に係る平成二十三年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 地方税法改正法の施行による自動車税に係る平成二十三年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

イからニまでに掲げる額の合算額

イ 地方税法改正法及び震災特別法の施行による個人の市町村民税に係る平成二十三年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ロ 地方税法改正法の施行による土地及び家屋に對して課する固定資産税に係る平成二十三年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 地方税法改正法の施行による軽自動車税に係る平成二十三年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ニ 地方税法改正法の施行による自動車取得税交付金に係る平成二十三年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 地方税法改正法の施行による自動車税に關する規定の適用の特例

第十一条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分らない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分らない場合には、恩給法(大正十二年法律第四十八号)他の法律において準用する場合を含む)の死亡に係る給付の支給に關する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

(一般職の職員の給与に關する法律の適用の特例)

第十二条 第十四条の規定により国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)の規定の適用に關して平成二十三年三月十一日に死亡したものと推定された一般職の職員の給与に關する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第一條に規定する職員に對する同法の規定の適用については、同日に、当該職員は、死亡したものと推定する。

(国家公務員災害補償法の死亡に係る給付の支給に關する規定の適用の特例)

第十三条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分らない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分らない場合には、国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)他の法律において準用する場合を含む)の死亡に係る給付の支給に關する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

(国家公務員退職手当法の適用の特例)  
 第十四条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた国家公務員(以下この条において「行方不明職員」という)の生死が三月間分らない場合又は行方不明職員の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分らない場合には、国家公務員退職手当法の規定の適用については、同日に、当該行方不明職員は、死亡したものと推定する。

(地共済法の退職共済年金の決定の特例)

第十五条 地方公務員共済組合法(昭和三十三年法律第五十二号)以下この条から第二十一条までにおいて「地共済法」という)第三條第一項に規定する地方公務員共済組合(市町村職員共済組合及び都市職員共済組合に於ては、地共済法第二十七條第一項に規定する全国市町村職員共済組合連合会)は、平成二十三年三月一日から第九十六條に規定する厚生労働大臣が定める日までの間に六十五歳に達する者であつて次の各号のいずれにも該当するものに係る地共済法第七十八條の規定による退職共済年金を受ける権利については、その権利を有する者の地共済法第四十三條第一項の請求がない場合であっても、必要があると認めるときは、同項の決定を行うことができる。

一 第九十六條第一号に規定する厚生労働大臣が定める区域に住所を有すること。

二 平成二十三年三月十一日前に地共済法附則第十九條の規定による退職共済年金その他の政令で定める給付を受ける権利に係る決定を受けたこと。

(地共済法の入院時生活療養費の額の特例)

第十六条 地共済組合法(地共済法第三條第一項に規定する地方公務員共済組合をいう。以下この条から第二十条までにおいて同じ)が、平成二十三年三月一日から平成二十四年二月二十九日までの間において第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日までの間(次条、第十八條及び第六十一條において「特例対象期間」という)に被災地共済組合員(地共済組合の組合員(地共済法第六十一條第一項の規定の適用を受ける者を含む)第二十條第一項において同じ)であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより療養の給付に關して地共済法第五十七條の二第一項第二号の措置が採られるべきものをいう。以下この条から第十九條までにおいて同じ)が受けた食事療養(地共済法第五十六條第二項第一号に規定する食事療養をいう。以下この条及び第十八條から第二十条までにおいて同じ)に關して地共済法第五十七條の三第一項の規定により当該被災地共済組合員に對して支給する入院時食事療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該食事療養に關して同項の厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)に相当する金額とする。

(地共済法の入院時生活療養費の額の特例)

第十七条 地共済組合が、特例対象期間に被災地共済組合員が受けた生活療養(地共済法第五十六條第二項第二号に規定する生活療養をいう。以下この条から第二十条までにおいて同じ)に關して地共済法第五十七條の四第一項の規定にかかわらず、当該被災地共済組合員に對して支給する入院時生活療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該生活療養に關して同項の厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額(その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額)に相当する金額とする。

(地共済法の保険外併用療養費の額の特例)

第十八条 地共済組合が、特例対象期間に被災地共済組合員が受けた評価療養(地共済法第五十六條第二項第三号に規定する評価療養をいう。次項及び第二十條において同じ)又は選定療養(地共済法第五十六條第二項第四号に規定する選定療養をいう。次項及び第二十條において同じ)に關して(これらの療養のうち食事療養が含まれていないものに限る)に關して地共済法第五十七條の五第一項の規定にかかわらず、当該被災地共済組合員に對して支給する保険外併用療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する金額及び当該食事療養に關して地共済法第五十七條の三第二項の厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)に相当する金額の合算額とする。

2 地共済組合が、特例対象期間に被災地共済組合員が受けた評価療養又は選定療養（これらの療養のうち生活療養が含まれているものに限る。）について地共済法第五十七条の五第一項の規定により当該被災地共済組合員に対して支給する保険外併用療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する金額及び当該生活療養について地共済法第五十七条の四第二項の厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）に相当する金額の合算額とする。

（地共済法の療養費の特例）

第十九条 地共済組合が、平成二十三年三月十一日から平成二十四年二月二十九日までの間に被災地共済組合員が受けた療養について地共済法第五十八条第一項又は第二項の規定により当該被災地共済組合員に対して支給する療養費の額は、同条第三項の規定にかかわらず、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額及び当該食事療養又は生活療養について算定した費用の額を基準として、地共済組合が定める金額とする。

2 前項の費用の額の算定に関しては、療養の給付を受けるべき場合には地共済法第五十七条第六項の療養に要する費用の額の算定、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合には第十六条の費用の額の算定（第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた食事療養については、地共済法第五十七条の三第二項の金額の算定）、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合には第十七条の費用の額の算定（第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた生活療養については、地共済法第五十七条の四第二項の金額の算定）、保険外併用療養費の支給を受けるべき場合には地共済法第五十七条の五第二項第一号の費用の額の算定（前項に規定する療養に食事療養又は生活療養が含まれるときは、前条の費用の額の算定（第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた食事療養又は生活療養については、地共済法第五十七条の三第二項又は第五十七条の四第二項の金額の算定）の例による。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額を超えることができない。）

（地共済法の家族療養費の特例）

第二十条 地共済組合が、特例対象期間に被災地共済被扶養者（地共済組合の組合員であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより地共済法第五十九条第一項又は第六十一条第一項の規定による家族療養費の支給について地共済法第五十九条の二第一項の措置が採られるべきものの被扶養者及び地共済法第六十一条第二項の規定の適用を受ける者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより同項の規定による家族療養費の支給について地共済法第五十九条の二第一項の措置が採られるべきものをいう。以下この条において同じ。）が受けた療養（食事療養が含まれている療養に限る。）について地共済法第五十九条第一項の規定により当該被災地共済被扶養者に係る地共済組合の組合員（地共済法第六十一条第二項の規定の適用を受ける被災地共済被扶養者を含む。次項において「地共済組合の組合員等」という。）に対して支給する家族療養費の額は、地共済法第五十九条第二項の規定にかかわらず、当該療養（食事療養を除く。）について算定した費用の額に相当する金額及び当該食事療養について算定した費用の額に相当する金額の合算額とする。

2 地共済組合が、特例対象期間に被災地共済被扶養者（生活療養が含まれている療養に限る。）について地共済法第五十九条第一項の規定により当該被災地共済被扶養者に係る地共済組合の組合員等に対して支給する家族療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該療養（生活療養を除く。）について算定した費用の額に相当する金額とする。

3 前二項に規定する療養についての費用の額の算定に関しては、保険医療機関等（地共済法第五十七条の五第一項に規定する保険医療機関等をいう。以下この項において同じ。）から療養（評価療養及び選定療養を除く。）を受ける場合にあつては地共済法第五十七条第六項の療養に要する費用の額の算定、保険医療機関等から評価療養又は選定療養を受ける場合にあつては地共済法第五十七条の

五第二項第一号の費用の額の算定、第一項に規定する食事療養についての費用の額の算定に關しては第十六条の費用の額の算定、前項に規定する生活療養についての費用の額の算定に關しては第十七条の費用の額の算定の例による。

4 前条の規定は、地共済法第五十九条第七項において準用する地共済法第五十八条第一項及び第二項の規定により被災地共済被扶養者に係る家族療養費を支給する場合について準用する。この場合において、地共済法第五十九条第八項の規定は、適用しない。

（地共済法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例）

第二十一条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生後が三月間分らない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分らない場合には、地共済法の死亡に係る給付の支給に關する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例）

第二十二條 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生後が三月間分らない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分らない場合には、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）の死亡に係る給付の支給に關する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

（地方公務員災害補償法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例）

第二十三條 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生後が三月間分らない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分らない場合には、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）の死亡に係る給付の支給に關する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

（適用）

第二十四条 第十六条から第二十条までの規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。

第五節 財務省関係

第二十五条 財務省関係

（旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例）

第二十五条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生後が三月間分らない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分らない場合には、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第百五十六号）の死亡に係る給付の支給に關する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

（国共済法の退職共済年金の決定の特例）

第二十六条 国共済法の退職共済年金の決定の特例

第二十六条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。以下この条から第三十二条までにおいて「国共済法」という。）第二十一条第一項に規定する国家公務員共済組合連合会は、平成二十三年三月一日から第九十六条に規定する厚生労働大臣が定める日までの間に六十五歳に達する者であつて次の各号のいずれにも該当するものに係る国共済法第七十六条の規定による退職共済年金を受ける権利については、その権利を有する者の国共済法第四十一条第一項の請求がない場合であつても、必要があると認めるときは、同項の決定を行うことができる。

一 第九十六条第一号に規定する厚生労働大臣が定める区域に住所を有すること。

二 平成二十三年三月十一日前に国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金その他の政令で定める給付を受ける権利に係る決定を受けたこと。

2 前項の規定は、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は同法附則第四十八条第一項に規定する指定基金について準用する。

（旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例）

第二十五条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生後が三月間分らない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分らない場合には、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第百五十六号）の死亡に係る給付の支給に關する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

（国共済法の退職共済年金の決定の特例）

第二十六条 国共済法の退職共済年金の決定の特例

第二十六条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。以下この条から第三十二条までにおいて「国共済法」という。）第二十一条第一項に規定する国家公務員共済組合連合会は、平成二十三年三月一日から第九十六条に規定する厚生労働大臣が定める日までの間に六十五歳に達する者であつて次の各号のいずれにも該当するものに係る国共済法第七十六条の規定による退職共済年金を受ける権利については、その権利を有する者の国共済法第四十一条第一項の請求がない場合であつても、必要があると認めるときは、同項の決定を行うことができる。

一 第九十六条第一号に規定する厚生労働大臣が定める区域に住所を有すること。

二 平成二十三年三月十一日前に国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金その他の政令で定める給付を受ける権利に係る決定を受けたこと。

2 前項の規定は、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は同法附則第四十八条第一項に規定する指定基金について準用する。

(国共済法の入院時食事療養費の額の特例)  
 第二十七条 国共済組合(国共済法第三十三条に規定する国家公務員共済組合をいう。以下この条から第三十一条までにおいて同じ)が、平成二十三年三月十一日から平成二十四年二月二十九日までの間において第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日までの間(次条、第二十九条及び第三十一条において「特例対象期間」という)に被災国共済組合員(国共済組合の組合員(国共済法第三十九条第一項の規定の適用を受ける者を含む。第三十一条第一項において同じ)であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより療養の給付について国共済法第五十五条の二第一項第二号の措置が採られるべきものをいう。以下この条から第三十条までにおいて同じ)が受けた食事療養費(国共済法第五十四条第二項第一号に規定する食事療養費をいう。以下この条及び第二十九条から第三十一条までにおいて同じ)について国共済法第五十五条の三第一項の規定により当該被災国共済組合員に対して支給する入院時食事療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該食事療養費について同項の厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養費に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額)に相当する金額とする。

(国共済法の入院時生活療養費の額の特例)  
 第二十八条 国共済組合が、特例対象期間に被災国共済組合員が受けた生活療養費(国共済法第五十四条第二項第二号に規定する生活療養費をいう。以下この条から第三十一条までにおいて同じ)について国共済法第五十五条の四第一項の規定により当該被災国共済組合員に対して支給する入院時生活療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該生活療養費について同項の厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額(その額が現に当該生活療養に要した費用の額)に相当する金額とする。

(国共済法の保険外併用療養費の額の特例)  
 第二十九条 国共済組合が、特例対象期間に被災国共済組合員が受けた評価療養費(国共済法第五十四条第二項第三号に規定する評価療養費をいう。次項及び第三十一条において同じ)又は選定療養費(国共済法第五十四条第二項第四号に規定する選定療養費をいう。次項及び第三十一条において同じ)。(これらの療養費のうち食事療養費が含まれているものに限る。)について国共済法第五十五条の五第一項の規定により当該被災国共済組合員に対して支給する保険外併用療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する金額及び当該食事療養費について国共済法第五十五条の三第二項の厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額)に相当する金額とする。

2 国共済組合が、特例対象期間に被災国共済組合員が受けた評価療養費又は選定療養費(これらの療養費のうち生活療養費が含まれているものに限る。)について国共済法第五十五条の五第一項の規定により当該被災国共済組合員に対して支給する保険外併用療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する金額及び当該生活療養費について国共済法第五十五条の四第二項の厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額(その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額)に相当する金額の合算額とする。

第三十条 国共済組合が、平成二十三年三月十一日から平成二十四年二月二十九日までの間に被災国共済組合員が受けた療養費について国共済法第五十六条第一項又は第二項の規定により当該被災国共済組合員に対して支給する療養費の額は、同条第三項の規定にかかわらず、当該療養費(食事療養費及び生活療養費を除く。)について算定した費用の額及び当該食事療養費又は生活療養費について算定した費用の額を基準として、国共済組合が定める金額とする。

2 前項の費用の額の算定に關しては、療養の給付を受けるべき場合には国共済法第五十五条第六項の療養に要する費用の額の算定、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合には第二十七条の費用の額の算定(第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた食事療養費については、国共済法第五十五条の三第二項の金額の算定)、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合には第

二十八条の費用の額の算定(第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた生活療養費については、国共済法第五十五条の四第二項の金額の算定)、保険外併用療養費の支給を受けるべき場合には国共済法第五十五条の五第二項第一号の費用の額の算定(前項に規定する療養費に食事療養費又は生活療養費が含まれるときは、前条の費用の額の算定(第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた食事療養費又は生活療養費については、国共済法第五十五条の三第二項又は第五十五条の四第二項の金額の算定)の例による。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額を超えることができない)。

(国共済法の家族療養費の額の特例)  
 第三十一条 国共済組合が、特例対象期間に被災国共済被扶養者(国共済組合の組合員であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより国共済法第五十七条第一項又は第五十九条第一項の規定による家族療養費の支給を受けたことにより国共済法第五十七条の二第一項の措置が採られるべきものの被扶養者及び国共済法第五十九条第二項の規定の適用を受ける者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより同項の規定による家族療養費の支給について国共済法第五十七条の二第一項の措置が採られるべきものをいう。以下この条において同じ)が受けた療養費(食事療養費が含まれている療養費に限る)について国共済法第五十七条第一項の規定により当該被災国共済被扶養者に係る国共済組合の組合員(国共済法第五十九条第二項の規定の適用を受ける被災国共済被扶養者を含む。次項において「国共済組合の組合員等」という)に対して支給する家族療養費の額は、国共済法第五十七条第二項の規定にかかわらず、当該療養費(食事療養費を除く。)について算定した費用の額に相当する金額及び当該食事療養費について算定した費用の額に相当する金額の合算額とする。

2 国共済組合が、特例対象期間に被災国共済被扶養者が受けた療養費(生活療養費が含まれている療養費に限る)について国共済法第五十七条第一項の規定により当該被災国共済被扶養者に係る国共済組合の組合員等に対して支給する家族療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該療養費(生活療養費を除く。)について算定した費用の額に相当する金額及び当該生活療養費について算定した費用の額に相当する金額の合算額とする。

3 前二項に規定する療養費についての費用の額の算定に關しては、保険医療機関等(国共済法第五十五条の五第一項に規定する保険医療機関等をいう。以下この項において同じ)から療養費(評価療養費及び選定療養費を除く。)を受ける場合にあつては国共済法第五十五条第六項の療養に要する費用の額の算定、保険医療機関等から評価療養費又は選定療養費を受ける場合にあつては国共済法第五十五条の五第二項第一号の費用の額の算定、第一項に規定する食事療養費についての費用の額の算定に關しては第二十七条の費用の額の算定、前項に規定する生活療養費についての費用の額の算定に關しては第二十八条の費用の額の算定の例による。

4 前条の規定は、国共済法第五十七条第七項において準用する国共済法第五十六条第一項及び第二項の規定により被災国共済被扶養者に係る家族療養費を支給する場合について準用する。この場合において、国共済法第五十七条第八項の規定は、適用しない。

(国共済法の死亡に係る給付の支給に關する規定の適用の特例)  
 第三十二条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生没が三月間分らない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分らない場合には、国共済法の死亡に係る給付の支給に關する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

(国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法の死亡に係る給付の支給に關する規定の適用の特例)  
 第三十三条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生没が三月間分らない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分らない場合には、国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)の死亡に係る給付の支給に關する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

(一般会計から漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定及び漁業共済保険勘定への繰入れの特例)

第三十四條 政府は、東日本大震災による漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定における普通保険等再保険事業(特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号。以下この条及び次条において「特別会計法」という。))第百七十二条第二項に規定する普通保険等再保険事業をいう。次条において同じ。)に係る再保険金及び漁業共済保険勘定における漁業共済保険事業(漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第二条に規定する漁業共済保険事業をいう。)に係る保険金の支払財源の不足に充てるため、特別会計法第百七十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、予算で定めるところにより、一般会計から同特別会計の漁船普通保険勘定及び漁業共済保険勘定にそれぞれ繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定又は漁業共済保険勘定において決算上の剰余を生じた場合には、特別会計法第百七十八条第一項の規定にかかわらず、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

(漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定における積立金の歳入への繰入れ)

第三十五條 政府は、東日本大震災による漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定における普通保険等再保険事業に係る平成二十三年度の再保険金の支払財源の不足に充てるため、同年度において、同勘定における特別会計法第百七十八条第一項第一号の規定による積立金を同勘定の歳入に繰り入れることができる。

(株式会社日本政策投資銀行法の特例)

第三十六條 東日本大震災による被害に対処するために株式会社日本政策投資銀行が行う危機対応業務(株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第二条第五号に規定する業務をいう。))第百三十三条において同じ。)の円滑な実施のために行われる出資及び国債の発行又は償還については、株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)附則第二条の二中「平成二十四年三月三十一日」とあるのは「平成二十七年三月三十一日」とし、必要がある」とあるのは「危機対応業務の円滑な実施のために必要がある」と認めると、同法附則第二条の三第一項及び第二項の四第一項中「平成二十四年三月三十一日」とあるのは「平成二十七年三月三十一日」とし、同法附則第二条の五第一項中「平成二十四年七月一日」とあるのは「平成二十七年七月一日」として、これらの規定を適用する。

(適用)

第三十七條 第二十七條から第三十一條までの規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。

第六章 文部科学省関係

(私学共済法の標準給与の改定の特例)

第三十八條 日本私立学校振興・共済事業団(以下この条から第四十条まで及び第四十二条において「事業団」という。)は、学校法人等(私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号。以下この条及び第四十条から第四十二條までにおいて「私学共済法」という。))第十四条第一項に規定する学校法人等及び私学共済法附則第十項の規定により学校法人とみなされる者をいう。第四十二條及び第百二条において同じ。)が設置する学校等(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校、同法第百二十四条に規定する専修学校及び同法第百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。以下この項、第四十二條第一項及び第百二条において同じ。)で、平成二十三年三月十一日において特定被災区域に所在していたものが東日本大震災による被害を受けたことにより、当該学校等に勤務する私学共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(準用国共済法(私学共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法をいう。以下この条から第四十条までにおいて同じ。))第百二十六條の五第二項に規定する任意継続加入者を除く。以下この

下この条、第四十二條第一項及び第百二条において「私学共済加入者」という。)の同月から平成二十四年二月までのいずれかの月に受けた給与(私学共済法第二十一条第一項に規定する給与をいう。以下この条及び第四十二條第一項第二号において同じ。)の額が当該私学共済加入者のその月の標準給与(私学共済法第二十二條に規定する標準給与をいう。以下この条において同じ。))の基礎となつた給与月額に比べて著しく低下した場合において、必要があるときは、その月に受けた給与の額を給与月額として、その著しく低下した月から、標準給与を改定することができる。

2 事業団は、前項の規定により標準給与が改定された私学共済加入者の当該改定が行われた月の翌月から平成二十四年二月までのいずれかの月に受けた給与の額が当該私学共済加入者のその月の標準給与の基礎となつた給与月額に比べて著しく上昇した場合において、必要があるときは、その月に受けた給与の額を給与月額として、その著しく上昇した月から、標準給与を改定することができる。

3 私学共済法第二十二條第八項の規定は、前二項の規定により改定された標準給与について準用する。

4 第一項の規定により標準給与が改定された私学共済加入者又は私学共済加入者であつた者であつて、平成二十三年三月十一日において現に準用国共済法第六十六條第一項に規定する傷病手当金(以下この項において単に「傷病手当金」という。)の支給を受けている者若しくは受けるべき者又は東日本大震災による被害を受けたことにより傷病手当金の支給を受ける者について同条の規定を適用する場合においては、平成二十四年二月二十九日までの分として支給されるものに限り、同条第一項中「標準給与」とあるのは、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第三十八條第一項の規定による改定前の標準給与(同条第二項の規定による改定後の標準給与のいずれか高い標準給与)」とする。

5 第一項の規定により標準給与が改定された私学共済加入者又は私学共済加入者であつた者であつて、平成二十三年三月十一日において現に準用国共済法第六十七條第一項に規定する出産手当金の支給を受けている者又は受けるべき者について同条の規定を適用する場合においては、同項中「標準給与」とあるのは、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第三十八條第一項の規定による改定前の標準給与(同条第二項の規定による改定が行われた場合には、同条第一項の規定による改定前の標準給与と同条第二項の規定による改定後の標準給与のいずれか高い標準給与)」とする。

6 第一項の規定により標準給与が改定された私学共済加入者であつて、平成二十三年三月十一日において現に準用国共済法第六十八條に規定する休業手当金(以下この項において単に「休業手当金」という。)の支給を受けている者若しくは受けるべき者又は東日本大震災による被害を受けたことにより休業手当金の支給を受ける者について同条の規定を適用する場合においては、平成二十四年二月二十九日までの分として支給されるものに限り、同条中「標準給与」とあるのは、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第三十八條第一項の規定による改定前の標準給与(同条第二項の規定による改定が行われた場合には、同条第一項の規定による改定前の標準給与と同条第二項の規定による改定後の標準給与のいずれか高い標準給与)」とする。

7 第一項の規定により標準給与が改定された私学共済加入者又はその被扶養者が東日本大震災により死亡したことにより準用国共済法第七十條に規定する弔慰金又は家族弔慰金(平成二十四年二月二十九日までの間に給付事由が生じたものに限り)の支給を受ける者について同条の規定を適用する場合においては、同条中「標準給与」とあるのは、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第三十八條第一項の規定による改定前の標準給与(同条第二項の規定による改定が行われた場合には、同条第一項の規定による改定前の標準給与と同条第二項の規定による改定後の標準給与のいずれか高い標準給与)」とする。



8 第一項の規定により標準給与が改定された私学共済加入者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより準用国共済法第七十一条の規定を受ける災害見舞金(平成二十四年二月二十九日までの間に給付事由が生じたものに限る。)の支給を受ける者について同条の規定を適用する場合においては、同条中「標準給与」とあるのは、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第三十八条第一項の規定による改定前の標準給与(同条第二項の規定による改定が行われた場合には、同条第一項の規定による改定前の標準給与と同条第二項の規定による改定後の標準給与のいずれか高い標準給与)」とする。

(国共済法の退職共済年金の決定の特例に関する規定の準用)

第三十九条 第二十六條第一項の規定は、事業団が準用国共済法第四十一条第一項の規定により行う準用国共済法第七十六条の規定による退職共済年金を受ける権利に係る決定について準用する。

(国共済法の入院時食費療養費の額の特例等に関する規定の準用)

第四十条 第二十七條から第三十條までの規定は、事業団が準用国共済法第五十五条の三第一項、第五十五条の四第一項、第五十五条の五第一項並びに第五十六条第一項及び第二項の規定により被災私学共済加入者(私学共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(準用国共済法第五十九条第一項の規定の適用を受ける者を含む))であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより療養の給付について準用国共済法第五十五条の二第一項第二号の措置が採られるべきものをいう。

以下この条において同じ。)が受けた療養について当該被災私学共済加入者に対して支給する入院時食費療養費の額、入院時生活療養費の額、保険外併用療養費の額及び療養費の額について、第三十一条の規定は、事業団が準用国共済法第五十七条第一項の規定並びに同条第七項において準用する国家公務員共済組合法第五十六条第一項及び第七項の規定並びに同条第七項において準用する国

家公務員共済組合法第五十六条第一項及び第七項の規定並びに同条第七項において準用する国

の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(準用国共済法第五十九条第一項の規定の適用を受ける者を含む))であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより準用国共済法第五十七条第

一項又は第五十九条第一項の規定による家族療養費の支給について準用国共済法第五十七条の二第

一項の措置が採られるべきものの被災者及び準用国共済法第五十九条第二項の規定の適用を受け

る者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより同項の規定による家族療養費の支給に

ついて準用国共済法第五十七条の二第一項の措置が採られるべきものをいう。以下この条におい

て同じ。)が受けた療養について当該被災私学共済加入者に係る私学共済法の規定による私立学校教

職員共済制度の加入者(準用国共済法第五十九条第一項の規定の適用を受ける者及び同条第二項の

規定の適用を受ける被災私学共済被扶養者を含む))に対して支給する家族療養費の額について準用

する。

(国共済法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例に関する規定の準用)

第四十一条 第三十二條の規定は、私学共済法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用につ

いて準用する。

(私学共済法の掛金の免除の特例)

第四十二条 事業団は、次の各号のいずれにも該当する学校法人等から申請があつた場合において、

必要があると認めるときは、私学共済法第二十八條第一項の規定にかかわらず、当該学校法人等が

第二号に該当するに至つた月から当該学校法人等が同号に該当しなくなるに至つた月の前月(その

月が平成二十四年三月以後であるときは、同年二月)までの各月に納付すべき掛金(第一号に規定

する学校等に勤務する私学共済加入者が負担すべき掛金及び当該私学共済加入者が使用する学校法

人等が負担すべき当該私学共済加入者に係る掛金に限る。)を免除することができ、

一 平成二十三年三月十一日において特定被災区域に所在する学校等を設置していたこと。

二 東日本大震災による被害を受けたことにより、前号に規定する学校等に勤務する私学共済加入

者に対する給付の支払に著しい支障が生じていること。

2 前項の規定により掛金を免除された学校法人等は、平成二十四年二月までの間において、当該学

校法人等が同項第二号に該当しなくなるに至つたときは、その旨を事業団に届け出なければならな

い。

(適用)

第四十三条 第三十八條及び前条の規定は平成二十三年三月一日から、第四十条の規定は同月十一日

から適用する。

第七章 厚生労働省関係

(保健所の災害復旧に関する補助)

第四十四条 国は、特定被災地方公共団体である県、指定都市(地方自治法第二百五十二条の十九第

一項の指定都市をいう。第四十八條及び第八十五条において同じ。)又は中核市(同法第二百五十二

条の二十二第一項の中核市をいう。第四十八條において同じ。)に対し、東日本大震災により著しい

被害を受けたその設置する保健所の災害復旧に要する費用について、予算の範囲内において、その

三分の二を補助する。

(火葬場の災害復旧に関する補助)

第四十五条 国は、特定被災地方公共団体である市町村又は当該市町村が加入する一部事務組合(地

方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合をいう。)に対し、東日本大震災により著し

い被害を受けたその設置する火葬場(墓地、埋葬等)に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)

第二条第七項に規定する火葬場をいう。)の災害復旧に要する費用について、予算の範囲内において、

その三分の二を補助する。

(医療機関の災害復旧に関する補助)

第四十六条 国は、次項各号に掲げる医療機関の開設者に対し、東日本大震災により著しい被害を受

けたその開設する医療機関の災害復旧に要する費用(同項第二号に掲げる医療機関にあつては、政

令で定める施設)の災害復旧に要する費用)について、他の法令の規定にかかわらず、予算の範囲内

において、その一部を補助する。

2 前項の規定により国が行う補助の割合は、次の各号に掲げる医療機関の区分に応じ、それぞれ当

該各号に定める割合とする。

一 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十一条に規定する公的医療機関 三分の二

二 その他政令で定める医療機関 二分の一

(と畜場の災害復旧に関する補助)

第四十七条 国は、特定被災地方公共団体である市町村に対し、東日本大震災により著しい被害を受

けたその設置すると畜場(と畜場法(昭和二十八年法律第十四号)第三条第二項に規定する)と畜

場をいう。)の災害復旧に要する費用について、予算の範囲内において、その三分の二を補助する。

(社会福祉施設等の災害復旧に関する補助)

第四十八条 国は、都道府県が、次に掲げる施設又は事業所であつて東日本大震災により著しい被害

を受けたものを設置した特定被災地方公共団体である市町村(指定都市及び中核市を除く。)の当該

施設又は事業所の災害復旧に要する費用につき六分の五を下らない率により補助する場合には、当

該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該補助に要する費用(当該都道府県が六分の五を超

える率による補助をする場合には、その超える部分の補助に要する費用を除いた費用)の五分の四

を補助する。

一 老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)第五条の二第五項に規定する小規模多機能型居

宅介護事業を行う事業所、同条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う事業

所、同法第十五条第二項の規定により設置された老人デイサービスセンター、老人短期入所施設

及び老人介護支援センター、同条第五項の規定により設置された軽費老人ホーム並びに介護保険

法(平成九年法律第二百二十三号)第一百五十五条の四十五第二項の規定により設置された地域包括支

援センター

二 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第七十九条第二項の規定により市町村が設

置した障害福祉サービス(同法第五条第五項に規定する療養介護、同条第七項に規定する児童デ

イサービス、同条第八項に規定する短期入所、同条第十項に規定する共同生活介護又は同条第十

六項に規定する共同生活援助に限る。)の事業の用に供する施設

三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第二項第七号の授産施設

2 国は、都道府県が、介護保険法第八十二条第五項に規定する介護老人保健施設（以下この条において「介護老人保健施設」という。）であつて東日本大震災により著しい被害を受けたものを設置した特定被災地方公共団体である市町村（指定都市及び中核市を除く。）の当該介護老人保健施設の災害復旧に要する費用につき補助する場合には、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該補助に要する費用（当該都道府県が二分の一を超える率による補助をする場合には、その超える部分の補助に要する費用を除いた費用）を補助する。

3 国は、都道府県又は指定都市若しくは中核市が、その区域（都道府県にあつては、当該都道府県の区域内にある指定都市の区域及び中核市の区域を除く。）内に設置されている次に掲げる施設又は事業所であつて東日本大震災により著しい被害を受けたものを設置した都道府県及び市町村以外の者の当該施設又は事業所の災害復旧に要する費用につき六分の五を下らない率により補助する場合には、政令で定めるところにより、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市に対し、予算の範囲内において、当該補助に要する費用（当該都道府県又は指定都市若しくは中核市が六分の五を超える率による補助をする場合には、その超える部分の補助に要する費用を除いた費用）の五分の四を補助する。

一 老人福祉法第五十五条の二第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所、同条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う事業所、同法第十五条第二項の規定により設置された老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び老人介護支援センター、同条第五項の規定により設置された軽費老人ホーム並びに介護保険法百五十五条の四十五第三項の規定により設置された地域包括支援センター

二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十八条第三項の規定により設置された身体障害者社会参加支援施設

三 障害者自立支援法第七十九条第二項又は第八十三条第四項の規定により都道府県及び市町村以外の者が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス（同法第五十五条第五項に規定する療養介護、同条第六項に規定する生活介護、同条第七項に規定する児童デイサービス、同条第八項に規定する短期入所、同条第十項に規定する共同生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援、同条第十五項に規定する就労継続支援又は同条第十六項に規定する共同生活援助に限る。）の事業の用に供する施設

四 社会福祉法第二条第二項第七号の授産施設

4 国は、都道府県又は指定都市若しくは中核市が、その区域（都道府県にあつては、当該都道府県の区域内にある指定都市の区域及び中核市の区域を除く。）内に設置されている介護老人保健施設であつて東日本大震災により著しい被害を受けたものを設置した都道府県及び市町村以外の者の当該介護老人保健施設の災害復旧に要する費用につき補助する場合には、政令で定めるところにより、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市に対し、予算の範囲内において、当該補助に要する費用（当該都道府県又は指定都市若しくは中核市が二分の一を超える率による補助をする場合には、その超える部分の補助に要する費用を除いた費用）を補助する。

5 国は、特定被災地方公共団体である県又は指定都市若しくは中核市に対し、その設置する次に掲げる施設又は事業所であつて東日本大震災により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する費用について、予算の範囲内において、その三分の一を補助する。

一 老人福祉法第五十五条の二第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所、同条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う事業所、同法第十五条の規定により設置された老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、軽費老人ホーム及び老人介護支援センター並びに介護保険法百五十五条の四十五第二項の規定により設置された地域包括支援センター

二 障害者自立支援法第七十九条第一項の規定により特定被災地方公共団体である県又は指定都市若しくは中核市が設置した障害福祉サービス（同法第五十五条第五項に規定する療養介護、同条第七項に規定する児童デイサービス、同条第八項に規定する短期入所、同条第十項に規定する共同生活介護又は同条第十六項に規定する共同生活援助に限る。）の事業の用に供する施設

三 社会福祉法第二条第二項第七号の授産施設

6 国は、特定被災地方公共団体である県又は指定都市若しくは中核市に対し、その設置する介護老人保健施設であつて東日本大震災により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する費用について、予算の範囲内において、その二分の一を補助する。

（健康保険の標準報酬月額額の改定の特例）

第四十九条 健康保険者等（全国健康保険協会（第六十一条から第六十五条までにおいて「協会」という。）が管掌する健康保険にあつては厚生労働大臣、健康保険組合が管掌する健康保険にあつては当該健康保険組合をいう。次項及び第五十七条において同じ。）は、平成二十三年三月十一日において特定被災区域に所在していた適用事業所（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第三項に規定する適用事業所をいう。以下この項及び第五十七条において同じ。）の事業が東日本大震災による被害を受けたことにより、当該適用事業所に使用される健康保険の被保険者（同法第三条第二項に規定する日雇特別被保険者（次条、第五十四条から第五十六条まで及び第五十八条において「日雇特別被保険者」という。）、同法第三条第四項に規定する任意継続被保険者及び同法附則第三条第一項に規定する特別退職被保険者を除く。以下この条において同じ。）の同月から平成二十四年二月までのいずれかの月に受けた報酬（同法第三条第五項に規定する報酬をいう。以下この条及び第五十七條において同じ。）の額が、その者のその月の健康保険の標準報酬月額額を基礎となつた報酬月額に比べて、著しく低下した場合において、必要があると認めるときは、その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく低下した月から、健康保険の標準報酬月額を改定することができる。

2 健康保険者等は、前項の規定により健康保険の標準報酬月額額が改定された健康保険の被保険者の当該改定が行われた月の翌月から平成二十四年二月までのいずれかの月に受けた報酬の額が、その者のその月の健康保険の標準報酬月額額の基礎となつた報酬月額に比べて、著しく上昇した場合において、必要があると認めるときは、その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく上昇した月から、健康保険の標準報酬月額額を改定することができる。

3 健康保険法第四十三条第二項の規定は、前二項の規定により改定された健康保険の標準報酬月額額について準用する。

4 第一項の規定により健康保険の標準報酬月額額が改定された健康保険の被保険者又は被保険者であつた者（次項において「改定健康保険被保険者」という。）であつて、平成二十三年三月十一日において現に傷病手当金（健康保険法第九十九条第一項に規定する傷病手当金をいう。以下この項において同じ。）の支給を受けている者若しくは受けるべき者又は東日本大震災による被害を受けたことにより傷病手当金の支給を受ける者について同条の規定を適用する場合には、平成二十四年二月二十九日までの分として支給されるものに限り、同条第一項中「標準報酬月額」とあるのは「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第四十九条第一項の規定による改定前の標準報酬月額（同条第二項の規定による改定が行われた場合には、同条第一項の規定による改定前の標準報酬月額と同条第二項の規定による改定後の標準報酬月額）のいずれか高い標準報酬月額」とをいう。第百二条において同じ」とあるのは「をいう」とする。

5 改定健康保険被保険者であつて、平成二十三年三月十一日において現に健康保険法第百二条に規定する出産手当金の支給を受けている者又は受けるべき者について同条の規定を適用する場合においては、同条中「標準報酬月額」とあるのは、標準報酬月額（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第四十九条第一項の規定による改定前の標準報酬月額（同条第二項の規定による改定が行われた場合には、同条第一項の規定による改定前の標準報酬月額と同条第二項の規定による改定後の標準報酬月額）のいずれか高い標準報酬月額）の三十分の一に相当する額（その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。）をいう。」とする。

健康保険の入院時食事療養費の額の特例

第五十条 健康保険者（健康保険法第四条に規定する保険者をいう。次条から第五十四条まで、第五十六条及び第五十八条において同じ。）が、平成二十三年三月十一日から平成二十四年二月二十九日までの間に特定被災区域における災害救助法第二条に規定する救助の実施状況を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間（以下この章において「特例対象期間」という。）に被災健康保険被保険者（健康保険の被保険者（日雇特例被保険者（健康保険法第九十八条の規定の適用を受ける者を除く。）を除く。）であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより療養の給付について同法第七十五条の第二項第二号の措置が採られるべきものをいう。以下この条から第五十三条まで及び第五十八条において同じ。）が受けた食事療養費（健康保険法第六十三条第二項第一号に規定する食事療養費をいう。以下この条、第五十二条から第五十四条まで及び第五十六条において同じ。）につき健康保険法第八十五条第一項の規定により当該被災健康保険被保険者に対して支給する入院時食事療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該食事療養費につき同項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養費に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）とする。

健康保険の入院時生活療養費の額の特例

第五十一条 健康保険者が、特例対象期間に被災健康保険被保険者が受けた生活療養費（健康保険法第六十三条第二項第二号に規定する生活療養費をいう。以下この条から第五十四条まで及び第五十六条において同じ。）につき同法第八十五条の第二項第一項の規定により当該被災健康保険被保険者に対して支給する入院時生活療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該生活療養費につき同項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養費に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）とする。

健康保険の併用療養費の額の特例

第五十二条 健康保険者が、特例対象期間に被災健康保険被保険者が受けた併用療養費（健康保険法第六十三条第二項第三号に規定する併用療養費をいう。次項及び第五十四条において同じ。）又は選定療養費（同法第六十三条第二項第四号に規定する選定療養費をいう。次項及び第五十四条において同じ。）（これらの療養のうち食事療養が含まれているものに限る。）につき同法第八十六条第一項の規定により当該被災健康保険被保険者に対して支給する併用療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する額及び当該食事療養につき同法第八十五条第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）の合算額とする。

健康保険者が、特例対象期間に被災健康保険被保険者が受けた併用療養費又は選定療養費（これらの療養のうち生活療養費が含まれているものに限る。）につき健康保険法第八十六条第一項の規定により当該被災健康保険被保険者に対して支給する併用療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する額及び当該生活療養費につき同法第八十五条の第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養費に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）の合算額とする。

第五十三条 健康保険者が、平成二十三年三月十一日から平成二十四年二月二十九日までの間に被災健康保険被保険者が受けた療養につき健康保険法第八十七条第一項の規定により当該被災健康保険被保険者に対して支給する療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき算定した費用の額及び当該食事療養又は生活療養につき算定した費用の額を基準として、健康保険者が定める額とする。

2 前項の費用の額の算定については、療養の給付を受けるべき場合においては健康保険法第七十六条第二項の費用の額の算定、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合においては第五十条の費用の額の算定（同条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた食事療養については、同法第八十五条第二項の額の算定）、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合においては第五十一

条の費用の額の算定（第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた生活療養については、同法第八十五条の第二項の額の算定）、保険外併用療養費の支給を受けるべき場合においては同法第八十六条第二項第一号の費用の額の算定（前項に規定する療養に食事療養又は生活療養が含まれるときは、前条の費用の額の算定（第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた食事療養又は生活療養については、同法第八十五条第二項又は第八十五条の第二項の額の算定）の例による。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額を超えることができない。）の例による。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額を超えることができない。）

健康保険の家族療養費の額の特例

第五十四条 健康保険者が、特例対象期間に被災健康保険被保険者（健康保険の被保険者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより健康保険法第十條第一項又は第四十條第一項の規定による家族療養費の支給について同法第十條の第二項（同法第四十九條において準用する場合を含む。）の措置が採られるべきものの被扶養者をいう。以下この条から第五十六條まで及び第五十八條において同じ。）が受けた療養（食事療養が含まれている療養に限る。）につき同法第十條第一項の規定により当該被災健康保険被扶養者に係る健康保険の被保険者（同条第七項において準用する同法第九十八條の規定により家族療養費の支給を受けることができる者を除く。）次項及び第五十八條において同じ。）に対して支給する家族療養費の額は、同法第十條第二項の規定にかかわらず、当該療養（食事療養を除く。）につき算定した費用の額及び当該食事療養につき算定した費用の額の合算額とする。

健康保険者が、特例対象期間に被災健康保険被扶養者が受けた療養（生活療養費が含まれている療養に限る。）につき健康保険法第十條第一項の規定により当該被災健康保険被扶養者に係る健康保険の被保険者に対して支給する家族療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該療養（生活療養を除く。）につき算定した費用の額及び当該食事療養につき算定した費用の額の合算額とする。

3 前二項に規定する療養についての費用の額の算定に関しては、保険医療機関等（健康保険法第六十三条第三項各号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下この項において同じ。）から療養（併用療養費及び選定療養費を除く。）を受ける場合にあつては同法第七十六条第二項の規定を、保険医療機関等から併用療養費又は選定療養費を受ける場合にあつては同法第八十六条第二項第一号の規定を、第一項に規定する食事療養についての費用の額の算定に関しては第五十条の規定を、前項に規定する生活療養費についての費用の額の算定に関しては第五十一条の規定を、それぞれ準用する。

前条の規定は、健康保険法第十條第七項において準用する同法第八十七條の規定により被災健康保険被扶養者に係る家族療養費を支給する場合について準用する。

第五十五条 被災日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより療養の給付について健康保険法第四十九條において準用する同法第七十五条の第二項第二号の措置が採られるべきものをいう。以下この条、次条及び第五十八條において同じ。）又は被災健康保険被扶養者を有する日雇特例被保険者に係る健康保険の保険給付については、同法第四十九條の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定は、それぞれ同表の下欄に掲げる被災日雇特例被保険者又は被災健康保険被扶養者を有する日雇特例被保険者に係る事項について準用する。

第五十条	入院時食事療養費の額の特例
第五十一条	入院時生活療養費の額の特例
第五十二条	保険外併用療養費の額の特例
第五十三条	療養費の額の特例
前条	家族療養費の額の特例



第五十六条 (健康保険の特別療養費の額の特例)

健康保険者が、特例対象期間に被災日雇特別被保険者又は被災健康保険被扶養者が健康保険法第六十三条第三項第一号又は第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から受けた療養(食事療養が含まれる療養に限る。)につき同法第四十五条第一項の規定により被災日雇特別被保険者又は被災健康保険被扶養者に係る日雇特別被保険者に対して支給する特別療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該療養(食事療養を除く。)につき算定した費用の額及び当該食事療養につき算定した費用の額の合算額とする。

2 健康保険者が、特例対象期間に被災日雇特別被保険者又は被災健康保険被扶養者が健康保険法第六十三条第三項第一号又は第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から受けた療養(生活療養が含まれる療養に限る。)につき同法第四十五条第一項の規定により被災日雇特別被保険者又は被災健康保険被扶養者に係る日雇特別被保険者に対して支給する特別療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該療養(生活療養を除く。)につき算定した費用の額及び当該生活療養につき算定した費用の額の合算額とする。

3 前二項に規定する療養についての費用の額の算定については、第五十四条第三項の規定を準用する。

4 第五十三条の規定は、健康保険法第四十五条第六項において準用する同法第三十二条の規定により被災日雇特別被保険者又は被災健康保険被扶養者を有する日雇特別被保険者に係る特別療養費を支給する場合について準用する。

(健康保険の保険料の免除の特例) 第五十七条 健康保険者等は、次の各号のいずれにも該当する適用事業所の事業主から申請があった場合において、必要があると認めるときは、当該適用事業所が第二号に該当するに至った月から当該適用事業所が同号に該当しなくなるに至った月の前月(その月が平成二十四年三月以後であるときは、同年二月)までの期間に納付すべき健康保険の保険料(健康保険法第六十一条第一項及び第六十二条の規定により健康保険の被保険者及び当該被保険者を使用する事業主が負担すべき保険料をいう。)の額を免除することができる。

一 平成二十三年三月十一日において特定被災区域に所在していたこと。  
二 当該適用事業所の事業が東日本大震災による被害を受けたことにより、当該適用事業所に使用される健康保険の被保険者に対する報酬の支払に著しい支障が生じていること。  
三 前項の規定により健康保険の保険料の額を免除された適用事業所の事業主は、平成二十四年二月までの間において、当該適用事業所が同項第二号に該当しなくなるに至ったときは、その旨を健康保険者等に届け出なければならぬ。

3 前二項の規定は、健康保険法附則第二条第三項に規定する調整保険料の額について準用する。

(健康保険における国庫補助の特例) 第五十八条 東日本大震災に際し健康保険法第七十五条の二第二項第二号及び第六十条の二第二項(これらの規定を同法第四十九条において準用する場合を含む。)並びに第五十条から第五十六条までの規定(以下この項において「一部負担金免除等規定」という。)が適用される場合においては、被災健康保険被保険者又は被災健康保険被扶養者に係る健康保険の被保険者に係る同法第五十三条第一項に規定する療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費及び家族療養費及び家族療養費及び家族療養費の支給に要する費用(療養の給付については、一部負担金に相当する額を控除するものとする。)の額並びに被災日雇特別被保険者又は被災健康保険被扶養者を有する日雇特別被保険者に係る同法第五十四条第一項に規定する療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費の支給に要する費用(療養の給付については、一部負担金に相当する額を控除するものとする。)の額は、一部負担金免除等規定の適用がないとしたならばこれらの保険給付に要することとなる費用の額(次項において「免除前給付費用額」という。)に相当する額とする。

2 前項の場合において、国は、健康保険法第七十五条の二第二項第二号又は第六十条の二第二項(これらの規定を同法第四十九条において準用する場合を含む。)の措置を採る健康保険者に対し、予算の範囲内において、当該被災健康保険被保険者若しくは被災健康保険被扶養者に係る健康保険の被保険者又は被災日雇特別被保険者若しくは被災健康保険被扶養者を有する日雇特別被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給に要する費用の額から免除前給付費用額を控除した額を補助する。

(船員保険の標準報酬月額額の改定の特例) 第五十九条 厚生労働大臣は、平成二十三年三月十一日において特定被災区域に住所又は主たる事務所若しくは仮住所を行っていた船舶所有者(船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第三条に規定する船舶所有者をいう。以下この項及び第六十六条において「船舶所有者」という。))の船舶に係る事業が東日本大震災による被害を受けたことにより、当該船舶所有者に使用される船員保険の被保険者(同法第二条第二項に規定する疾病任意継続被保険者を除く。以下この条において同じ。)の同月から平成二十四年二月までのいずれかの月に受けた報酬(同法第二条第四項に規定する報酬をいう。以下この条及び第六十六条において同じ。)の額が、その月の船員保険の標準報酬月額額の基礎となった報酬月額に比べて、著しく低下した場合において、必要があると認めるときは、同法第十八条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく低下した月から、船員保険の標準報酬月額を改定することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により船員保険の標準報酬月額が改定された船員保険の被保険者の当該改定が行われた月の翌月から平成二十四年二月までのいずれかの月に受けた報酬の額が、その月の船員保険の標準報酬月額額の基礎となった報酬月額に比べて、著しく上昇した場合において、必要があると認めるときは、船員保険法第十八条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく上昇した月から、船員保険の標準報酬月額を改定することができる。

3 第一項の規定により船員保険の標準報酬月額が改定された船員保険の被保険者又は被保険者であった者(以下この条において「改定船保被保険者」という。)であつて、平成二十三年三月十一日において現に傷病手当金(船員保険法第六十九条第一項に規定する傷病手当金をいう。以下この項において同じ。)の支給を受けている者若しくは受けるべき者又は東日本大震災による被害を受けたことにより傷病手当金の支給を受ける者について同条の規定を適用する場合には、平成二十四年二月二十九日までの分として支給されるものに限り、同条第一項中「標準報酬月額(被保険者であつた者にあつては、その資格を喪失した当時の標準報酬月額。以下同じ。)」とあるのは「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第五十九条第一項の規定による改定前の標準報酬月額(同条第二項の規定による改定が行われた場合には、同条第一項の規定による改定前の標準報酬月額)と同一」とをいう。以下同じ。とあるのは「をいう」とする。

4 改定船保被保険者であつて、平成二十三年三月十一日において現に船員保険法第七十四条第一項に規定する出産手当金の支給を受けている者又は受けるべき者について同条の規定を適用する場合においては、同項中「標準報酬月額」とあるのは「標準報酬月額(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第五十九条第一項の規定による改定前の標準報酬月額(同条第二項の規定による改定が行われた場合には、同条第一項の規定による改定前の標準報酬月額)と同一)と同一」とをいう。以下同じ。とあるのは「をいう」とする。五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。をいう。とす。

- 5 改定船保被保険者であつて、平成二十三年三月十一日において現に休業手当金(船員保険法第八十五条第一項に規定する休業手当金をいう。以下この項において同じ。)の支給を受けている者若しくは受けるべき者又は東日本大震災による被害を受けたことにより平成二十四年二月二十九日までの間に発した疾病又は負傷に係る休業手当金の支給を受ける者について同条及び同法第八十六條の規定を適用する場合においては、同法第八十五條第二項第一号中「標準報酬月額」とあるのは、「標準報酬月額(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第五十九條第一項の規定による改定前の標準報酬月額(同条第二項の規定による改定が行われた場合には、同条第一項の規定による改定前の標準報酬月額と同条第二項の規定による改定後の標準報酬月額のいずれか高い標準報酬月額)の三分の一に相当する額(その額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。)をいう。以下この項及び次条において同じ。)」とする。
  - 6 改定船保被保険者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより平成二十四年二月二十九日までの間に発した疾病又は負傷に係る船員保険法第八十七條第一項の規定による障害年金の支給を受ける者について同条及び同法第八十八條の規定を適用する場合においては、同項及び同条第一項中「最終標準報酬月額」とあるのは、「標準報酬月額(最終標準報酬月額と東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第五十九條第一項の規定による改定前の標準報酬月額のいずれか高い標準報酬月額)の三分の一に相当する額(その額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。)」をいう。」とする。
  - 7 改定船保被保険者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより平成二十四年二月二十九日までの間に発した疾病又は負傷に係る船員保険法第八十七條第二項の規定による障害年金の支給を受ける者について同法第九十條の規定を適用する場合においては、同条中「最終標準報酬月額」とあるのは、「最終標準報酬月額と東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第五十九條第一項の規定による改定前の標準報酬月額のいずれか高い標準報酬月額」とする。
  - 8 改定船保被保険者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより平成二十四年二月二十九日までの間に発した疾病又は負傷に係る船員保険法第九十一條の規定による障害年金一時金の支給を受ける者について同条の規定を適用する場合には、同条中「最終標準報酬月額」とあるのは、「最終標準報酬月額と東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第五十九條第一項の規定による改定前の標準報酬月額のいずれか高い標準報酬月額」とする。
  - 9 改定船保被保険者であつて東日本大震災による被害を受けたことにより平成二十四年二月二十九日までの間に疾病又は負傷を発生した後に死亡した場合に船員保険法第九十二條の規定による障害年金差額一時金の支給を受ける者について同条の規定を適用する場合には、同条中「最終標準報酬月額」とあるのは、「最終標準報酬月額と東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第五十九條第一項の規定による改定前の標準報酬月額のいずれか高い標準報酬月額」とする。
  - 10 改定船保被保険者であつて東日本大震災による被害を受けたことにより平成二十四年二月二十九日までの間に発した疾病又は負傷により死亡したものの遺族のうち船員保険法第九十七條の規定による遺族年金の支給を受ける者について同条及び同法第九十八條の規定を適用する場合においては、同法第九十七條及び第九十八條第一項中「最終標準報酬月額」とあるのは、「標準報酬月額(最終標準報酬月額と東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第五十九條第一項の規定による改定前の標準報酬月額のいずれか高い標準報酬月額の三分の一に相当する額(その額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。))をいう。)」とする。
  - 11 改定船保被保険者であつて東日本大震災による被害を受けたことにより平成二十四年二月二十九日までの間に発した疾病又は負傷により死亡したものの遺族のうち船員保険法第一百一條の規定による遺族一時金の支給を受ける者について同条の規定を適用する場合には、同条中「最終標準報酬月額」とあるのは、「最終標準報酬月額と東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第五十九條第一項の規定による改定前の標準報酬月額のいずれか高い標準報酬月額」とする。
  - 12 改定船保被保険者であつて東日本大震災による被害を受けたことにより平成二十四年二月二十九日までの間に発した疾病又は負傷により死亡したものの遺族のうち船員保険法第一百二條の規定による遺族年金差額一時金の支給を受ける者について同条の規定を適用する場合には、同条中「最終標準報酬月額」とあるのは、「最終標準報酬月額と東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第五十九條第一項の規定による改定前の標準報酬月額のいずれか高い標準報酬月額」とする。
  - 13 改定船保被保険者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより平成二十四年二月二十九日までの間に発した疾病又は負傷に係る船員保険法第五十五條第一項の規定による障害年金一時金の支給を受ける者について同項の規定を適用する場合には、同項中「最終標準報酬月額」とあるのは、「標準報酬月額(最終標準報酬月額と東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第五十九條第一項の規定による改定前の標準報酬月額のいずれか高い標準報酬月額)の三分の一に相当する額(その額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。))をいう。」とする。
  - 14 改定船保被保険者であつて東日本大震災による被害を受けたことにより平成二十四年二月二十九日までの間に発した疾病又は負傷により死亡したものの遺族のうち船員保険法第五十五條第二項の規定による遺族前払一時金の支給を受ける者について同項の規定を適用する場合には、同項中「最終標準報酬月額」とあるのは、「標準報酬月額(最終標準報酬月額と東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第五十九條第一項の規定による改定前の標準報酬月額のいずれか高い標準報酬月額の三分の一に相当する額(その額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。))をいう。」とする。
- (船員保険法等の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例)
- 第六十條 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分らない場合には、船員保険法の死亡に係る給付(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三十四号)附則第八十七條第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第五條の規定による改正前の船員保険法の規定による保険給付及び雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)附則第三十九條の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四條の規定による改正前の船員保険法の規定による保険給付を含む。)の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。
- (船員保険の入院時食事療養費の額の特例)
- 第六十一條 協会が、特例対象期間に被災船保被保険者(船員保険の被保険者又は被保険者であつた者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより療養の給付について船員保険法第五十七條第一項第二号の措置が採られるべきものをいう。以下この条から第六十四條までにおいて同じ)が受けた食事療養費(同法第五十三條第二項第一号に規定する食事療養費をいう。第六十三條から第六十五條までにおいて同じ)につき同法第六十一條第一項の規定により当該被災船保被保険者に対して支給する入院時食事療養費(同法第三十三條第三項に規定する下船後の療養補償(次条から第六十四條までにおいて「下船後の療養補償」という。)に相当する入院時食事療養費を除く。)の額は、同法第六十一條第二項の規定にかかわらず、同項に規定する入院時食事療養費算定額とする。

第六十二条 協会が、特例対象期間に被災船舶被保険者が受けた生活療養費（船舶保険法第五十三条第二項第二号に規定する生活療養費をいう。次条から第六十五条までにおいて同じ。）につき同法第六十二條第一項の規定により当該被災船舶被保険者に対して支給する入院時生活療養費（下船後の療養補償に相当する入院時生活療養費を除く。）の額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項に規定する入院時生活療養費算定額とする。

（船舶保険の入院時生活療養費の額の特例）  
第六十二条 協会が、特例対象期間に被災船舶被保険者が受けた生活療養費（船舶保険法第五十三条第二項第二号に規定する生活療養費をいう。次条から第六十五条までにおいて同じ。）につき同法第六十二條第一項の規定により当該被災船舶被保険者に対して支給する入院時生活療養費（下船後の療養補償に相当する入院時生活療養費を除く。）の額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項に規定する入院時生活療養費算定額とする。

第六十三条 協会が、特例対象期間に被災船舶被保険者が受けた評価療養費（船舶保険法第五十三条第二項第三号に規定する評価療養費をいう。次項及び第六十五条において同じ。）又は選定療養費（同法第五十三条第二項第四号に規定する選定療養費をいう。次項及び第六十五条において同じ。）（これらの療養のうち食事療養費が含まれているものに限る。）につき同法第六十三條第一項の規定により当該被災船舶被保険者に対して支給する保険外併用療養費（下船後の療養補償に相当する保険外併用療養費を除く。）の額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する額及び同法第六十一条第二項に規定する入院時食事療養費算定額の合算額とする。

（船舶保険の保険外併用療養費の額の特例）  
第六十三条 協会が、特例対象期間に被災船舶被保険者が受けた評価療養費（船舶保険法第五十三条第二項第三号に規定する評価療養費をいう。次項及び第六十五条において同じ。）又は選定療養費（同法第五十三条第二項第四号に規定する選定療養費をいう。次項及び第六十五条において同じ。）（これらの療養のうち食事療養費が含まれているものに限る。）につき同法第六十三條第一項の規定により当該被災船舶被保険者に対して支給する保険外併用療養費（下船後の療養補償に相当する保険外併用療養費を除く。）の額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する額及び同法第六十一条第二項に規定する入院時食事療養費算定額の合算額とする。

2 協会が、特例対象期間に被災船舶被保険者が受けた評価療養費又は選定療養費（これらの療養のうち生活療養費が含まれているものに限る。）につき船舶保険法第六十三條第一項の規定により当該被災船舶被保険者に対して支給する保険外併用療養費（下船後の療養補償に相当する保険外併用療養費を除く。）の額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する額及び同法第六十一条第二項に規定する入院時食事療養費算定額の合算額とする。

第六十四条 協会が、平成二十三年三月十一日から平成二十四年二月二十九日までの間に被災船舶被保険者が受けた療養につき船舶保険法第六十四條第一項の規定により当該被災船舶被保険者に対して支給する療養費（下船後の療養補償に相当する療養費を除く。）の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該療養（食事療養費及び生活療養費を除く。）につき算定した費用の額及び当該食事療養費又は生活療養費につき算定した費用の額を基準として、協会が定める額とする。

（船舶保険の療養費の額の特例）  
第六十四条 協会が、平成二十三年三月十一日から平成二十四年二月二十九日までの間に被災船舶被保険者が受けた療養につき船舶保険法第六十四條第一項の規定により当該被災船舶被保険者に対して支給する療養費（下船後の療養補償に相当する療養費を除く。）の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該療養（食事療養費及び生活療養費を除く。）につき算定した費用の額及び当該食事療養費又は生活療養費につき算定した費用の額を基準として、協会が定める額とする。

2 前項の費用の額の算定については、療養の給付を受けるべき場合においては船舶保険法第五十八条第二項の費用の額の算定、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合においては第六十一条の費用の額の算定（第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた食事療養費については、同法第六十一条第二項の額の算定）、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合においては第六十二条の費用の額の算定（第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた生活療養費については、同法第六十二条第二項の額の算定）、保険外併用療養費の支給を受けるべき場合においては同法第六十三条第二項の費用の額の算定（前項に規定する療養に食事療養費又は生活療養費が含まれるときは、前条の費用の額の算定（第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた食事療養費又は生活療養費については、同法第六十一条第二項又は第六十二条第二項の額の算定）の例による。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額を超えない。）とする。

（船舶保険の家族療養費の額の特例）  
第六十五条 協会が、特例対象期間に被災船舶被保険者（船舶保険の被保険者又は被保険者であった者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより船舶保険法第七十六条第一項の規定による家族療養費の支給について同法第七十七條第一項の措置が採られるべきものの被扶養者）をいう。以下この条において同じ。）が受けた療養（食事療養費が含まれている療養に限る。）につき同法第七十六条第一項の規定により当該被災船舶被保険者に係る船舶保険の被保険者（同法第八十二条第七項の規定により家族療養費の支給を受けることができる者を含む。）次項において同じ。）に対して支給する家族療養費の額は、同法第七十六条第二項の規定にかかわらず、当該療養（食事療養費を除く。）につき算定した費用の額及び当該食事療養費につき算定した費用の額の合算額とする。

2 協会が、特例対象期間に被災船舶被保険者が受けた療養（生活療養費が含まれている療養に限る。）につき船舶保険法第七十六条第一項の規定により当該被災船舶被保険者に係る船舶保険の被保険者（同法第八十二条第七項の規定により家族療養費の支給を受けることができる者を含む。）次項において同じ。）に対して支給する家族療養費の額は、同法第七十六条第二項の規定にかかわらず、当該療養（食事療養費を除く。）につき算定した費用の額及び当該食事療養費につき算定した費用の額の合算額とする。

2 協会が、特例対象期間に被災船舶被保険者が受けた療養（生活療養費が含まれている療養に限る。）につき船舶保険法第七十六条第一項の規定により当該被災船舶被保険者に係る船舶保険の被保険者（同法第八十二条第七項の規定により家族療養費の支給を受けることができる者を含む。）次項において同じ。）に対して支給する家族療養費の額は、同法第七十六条第二項の規定にかかわらず、当該療養（食事療養費を除く。）につき算定した費用の額及び当該食事療養費につき算定した費用の額の合算額とする。

3 前二項に規定する療養についての費用の額の算定に關しては、保険医療機関等（船舶保険法第五十三條第六項各号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下この項において同じ。）から療養（評価療養費及び選定療養費を除く。）を受ける場合にあつては同法第五十八條第二項の規定を、保険医療機関等から評価療養費又は選定療養費を受ける場合にあつては同法第六十三條第二項第一号の規定を、第一項に規定する食事療養費についての費用の額の算定に關しては第六十一条の規定を、前項に規定する生活療養費についての費用の額の算定に關しては第六十二条の規定を、それぞれ準用する。

4 前条の規定は、船舶保険法第七十六条第六項において準用する同法第六十四条の規定により被災船舶被扶養者に係る家族療養費を支給する場合について準用する。

（船舶保険の保険料の免除の特例）

第六十六条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれにも該当する船舶所有者から申請があつた場合において、必要があるとき認めるときは、当該船舶所有者が第二号に該当するに至つた月から当該船舶所有者が同号に該当しなくなるに至つた月の前月（その月が平成二十四年三月以後であるときは、同年二月）までの期間に納付すべき船舶保険の保険料（船舶保険法第二百五條第一項（同法附則第九條第一項の規定により読み替へて適用する場合を含む。）、第三項及び第四項の規定により船舶保険の被保険者及び当該被保険者を使用する船舶所有者が負担すべき保険料をいう。）の額を免除することができる。

一 平成二十三年三月十一日において特定被災区域に住所又は主たる事務所若しくは仮住所を有していたこと。  
二 当該船舶所有者の船舶に係る事業が東日本大震災による被害を受けたことにより、当該船舶所有者に使用される船舶の被保険者に対する報酬の支払に著しい支障が生じていること。  
2 前項の規定により船舶保険の保険料の額を免除された船舶所有者は、平成二十四年二月までの間に届け出なければならない。

（国民健康保険の入院時食事療養費の額の特例）

第六十七条 国民健康保険の被保険者が、特例対象期間に被災国民健康保険被保険者（国民健康保険の被保険者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより療養の給付について国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十四條第一項第二号の措置が採られるべきものをいう。以下この条から第七十二条までにおいて同じ。）が受けた食事療養費（同法第三十六條第二項第一号に規定する食事療養費をいう。以下この条及び第六十九條から第七十一条までにおいて同じ。）につき同法第五十二條第一項の規定により当該被災国民健康保険被保険者に対して支給する入院時食事療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該食事療養費につき健康保険法第八十五條第二項の規定による厚生労働大臣の定める基準の例により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養費に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養費に要した費用の額）とする。

（国民健康保険の入院時生活療養費の額の特例）  
第六十八条 国民健康保険の被保険者が、特例対象期間に被災国民健康保険被保険者（国民健康保険法第三十六條第二項第二号に規定する生活療養費をいう。以下この条から第七十一条までにおいて同じ。）につき同法第五十二條第二項第一項の規定により当該被災国民健康保険被保険者に対して支給する入院時生活療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該生活療養費につき健康保険法第八十五條の第二項の規定による厚生労働大臣の定める基準の例により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養費に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養費に要した費用の額）とする。

（国民健康保険の保険外併用療養費の額の特例）  
第六十九条 国民健康保険の被保険者が、特例対象期間に被災国民健康保険被保険者（国民健康保険法第三十六條第二項第三号に規定する評価療養費をいう。次項において同じ。）又は選定療養費（同法第三十六條第二項第四号に規定する選定療養費をいう。次項において同じ。）（これらの療養のうち食事療養費が含まれているものに限る。）につき同法第五十三條第一項の規定により当該被災国民健康保険被保険者に対して支給する保険外併用療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該被災国民健康保険被保険者に対し及び当該食事療養費につき健康保険法第八十五條第二項の規定による厚生労働大臣の定める基準の例により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養費に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養費に要した費用の額）の合算額とする。

（国民健康保険の保険外併用療養費の額の特例）  
第六十九条 国民健康保険の被保険者が、特例対象期間に被災国民健康保険被保険者（国民健康保険法第三十六條第二項第三号に規定する評価療養費をいう。次項において同じ。）又は選定療養費（同法第三十六條第二項第四号に規定する選定療養費をいう。次項において同じ。）（これらの療養のうち食事療養費が含まれているものに限る。）につき同法第五十三條第一項の規定により当該被災国民健康保険被保険者に対して支給する保険外併用療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該被災国民健康保険被保険者に対し及び当該食事療養費につき健康保険法第八十五條第二項の規定による厚生労働大臣の定める基準の例により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養費に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養費に要した費用の額）の合算額とする。

（国民健康保険の保険外併用療養費の額の特例）  
第六十九条 国民健康保険の被保険者が、特例対象期間に被災国民健康保険被保険者（国民健康保険法第三十六條第二項第三号に規定する評価療養費をいう。次項において同じ。）又は選定療養費（同法第三十六條第二項第四号に規定する選定療養費をいう。次項において同じ。）（これらの療養のうち食事療養費が含まれているものに限る。）につき同法第五十三條第一項の規定により当該被災国民健康保険被保険者に対して支給する保険外併用療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該被災国民健康保険被保険者に対し及び当該食事療養費につき健康保険法第八十五條第二項の規定による厚生労働大臣の定める基準の例により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養費に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養費に要した費用の額）の合算額とする。

（国民健康保険の保険外併用療養費の額の特例）  
第六十九条 国民健康保険の被保険者が、特例対象期間に被災国民健康保険被保険者（国民健康保険法第三十六條第二項第三号に規定する評価療養費をいう。次項において同じ。）又は選定療養費（同法第三十六條第二項第四号に規定する選定療養費をいう。次項において同じ。）（これらの療養のうち食事療養費が含まれているものに限る。）につき同法第五十三條第一項の規定により当該被災国民健康保険被保険者に対して支給する保険外併用療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該被災国民健康保険被保険者に対し及び当該食事療養費につき健康保険法第八十五條第二項の規定による厚生労働大臣の定める基準の例により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養費に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養費に要した費用の額）の合算額とする。

2 国民健康保険の保険者が、特別対象期間に被災国保被保険者が受けた評価療養又は選定療養（これらの療養のうち生活療養が含まれているものに限る。）につき国民健康保険法第五十二条第一項の規定により当該被災国保被保険者に対して支給する保険外併用療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する額及び当該生活療養につき健康保険法第八十五条の第二項の規定による厚生労働大臣の定める基準の例により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）の合算額とする。

（国民健康保険の療養費の特例）

第七十条 国民健康保険の保険者が、平成二十三年三月十一日から平成二十四年二月二十九日までの間に被災国保被保険者が受けた療養につき国民健康保険法第五十四条第一項若しくは第二項又は第五十四条の第三項若しくは第四項の規定により当該被災国保被保険者に対して支給する療養費の額は、同法第五十四条第三項（同法第五十四条の第三項第五項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき算定した費用の額及び当該食事療養又は生活療養につき算定した費用の額を基準として、国民健康保険の保険者が定める額とする。

2 前項の費用の額の算定については、療養の給付を受けるべき場合においては国民健康保険法第四十五条第二項の規定を、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合においては第六十七條の規定（第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた生活療養については、同法第五十二条第二項の規定）を、保険外併用療養費の支給を受けるべき場合においては同法第五十二条第二項第一号の規定（前項に規定する療養に食事療養又は生活療養が含まれるときは、前条の規定）（第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた食事療養又は生活療養については、同法第五十二条第二項第二号又は第五十二条の第二項の規定）を、それぞれ準用する。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額を超えない。

（国民健康保険の特別療養費の特例）

第七十一条 国民健康保険の保険者が、特別対象期間に被災国保被保険者が受けた特別療養費に係る療養（食事療養が含まれている療養に限る。）につき国民健康保険法第五十四条の第三項第一項の規定により当該被災国保被保険者に対して支給する特別療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、第一号に規定する額及び第二号に規定する額の合算額とする。

一 当該療養（食事療養を除く。）につき、被保険者証が交付されているならば療養の給付を受けることができる場合は健康保険法第七十六条第二項の規定による厚生労働大臣の定め（例により、被保険者証が交付されているならば保険外併用療養費の支給を受けることができる場合は同法第八十六条第二項第一号の規定による厚生労働大臣の定め）の例により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）とする。

二 当該食事療養につき健康保険法第八十五条第二項の規定による厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）とする。

2 国民健康保険の保険者が、特別対象期間に被災国保被保険者が受けた特別療養費に係る療養（生活療養が含まれている療養に限る。）につき国民健康保険法第五十四条の第三項第一項の規定により当該被災国保被保険者に対して支給する特別療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、第一号に規定する額及び第二号に規定する額の合算額とする。

一 当該療養（生活療養を除く。）につき、被保険者証が交付されているならば療養の給付を受けることができる場合は健康保険法第七十六条第二項の規定による厚生労働大臣の定め（例により、被保険者証が交付されているならば保険外併用療養費の支給を受けることができる場合は同法第八十六条第二項第一号の規定による厚生労働大臣の定め）の例により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）とする。

二 当該生活療養につき健康保険法第八十五条第二項の規定による厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）とする。

2 国民健康保険の保険者が、特別対象期間に被災国保被保険者が受けた特別療養費に係る療養（生活療養が含まれている療養に限る。）につき国民健康保険法第五十四条の第三項第一項の規定により当該被災国保被保険者に対して支給する特別療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、第一号に規定する額及び第二号に規定する額の合算額とする。

一 当該療養（生活療養を除く。）につき、被保険者証が交付されているならば療養の給付を受けることができる場合は健康保険法第七十六条第二項の規定による厚生労働大臣の定め（例により、被保険者証が交付されているならば保険外併用療養費の支給を受けることができる場合は同法第八十六条第二項第一号の規定による厚生労働大臣の定め）の例により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）とする。

二 当該生活療養につき健康保険法第八十五条第二項の規定による厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）とする。

（国民健康保険における国の負担等の特例）

第七十二条 東日本大震災に際し国民健康保険法第四十四条第一項第二号及び第六十七条から前条までの規定（以下この項において「一部負担金免除等規定」という。）が適用される場合においては、被災国保被保険者に係る同法第七十条第一項第一号に規定する療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに同号に規定する入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の支給に要する費用の額（次項において「免除前給付費用額」という。）に相当する額とする。

2 前項の場合において、同法、国民健康保険法第四十四条第一項第二号の措置を採る国民健康保険の保険者に対し、予算の範囲内において、当該被災国保被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給に要する費用の額から免除前給付費用額を控除した額を補助する。

（後期高齢者医療の入院時食事療養費の特例）

第七十三条 後期高齢者医療広域連合が、特別対象期間に被災後期高齢者医療被保険者（後期高齢者医療の被保険者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより療養の給付について高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十九条第一項第二号の措置が採られるべきものをいう。以下この条から第七十八条までにおいて同じ。）が受けた食事療養（同法第六十四条第二項第一号に規定する食事療養をいう。以下この条及び第七十五条から第七十七条までにおいて同じ。）につき同法第七十四条第一項の規定により当該被災後期高齢者医療被保険者に対して支給する入院時食事療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該食事療養につき同項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）とする。

（後期高齢者医療の入院時生活療養費の特例）

第七十四条 後期高齢者医療広域連合が、特別対象期間に被災後期高齢者医療被保険者が受けた生活療養（高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第二項第二号に規定する生活療養をいう。以下この条から第七十七条までにおいて同じ。）につき同法第七十五条第一項の規定により当該被災後期高齢者医療被保険者に対して支給する入院時生活療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該生活療養につき同項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）とする。

（後期高齢者医療の保険外併用療養費の特例）

第七十五条 後期高齢者医療広域連合が、特別対象期間に被災後期高齢者医療被保険者が受けた評価療養（高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第二項第三号に規定する評価療養をいう。次項において同じ。）又は選定療養（同条第二項第四号に規定する選定療養をいう。次項において同じ。）（これらの療養のうち食事療養が含まれているものに限る。）につき同法第七十六条第一項の規定により当該被災後期高齢者医療被保険者に対して支給する保険外併用療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する額及び当該食事療養につき同法第七十四条第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）とする。

2 後期高齢者医療広域連合が、特別対象期間に被災後期高齢者医療被保険者が受けた評価療養又は選定療養（これらの療養のうち生活療養が含まれているものに限る。）につき高齢者の医療の確保に関する法律第七十六条第一項の規定により当該被災後期高齢者医療被保険者に対して支給する保険外併用療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する額及び当該生活療養につき同法第七十五条第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）の合算額とする。

（国民健康保険における国の負担等の特例）

第七十二条 東日本大震災に際し国民健康保険法第四十四条第一項第二号及び第六十七条から前条までの規定（以下この項において「一部負担金免除等規定」という。）が適用される場合においては、被災国保被保険者に係る同法第七十条第一項第一号に規定する療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに同号に規定する入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の支給に要する費用の額（次項において「免除前給付費用額」という。）に相当する額とする。

2 前項の場合において、同法、国民健康保険法第四十四条第一項第二号の措置を採る国民健康保険の保険者に対し、予算の範囲内において、当該被災国保被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給に要する費用の額から免除前給付費用額を控除した額を補助する。

（後期高齢者医療の入院時食事療養費の特例）

第七十三条 後期高齢者医療広域連合が、特別対象期間に被災後期高齢者医療被保険者（後期高齢者医療の被保険者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより療養の給付について高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十九条第一項第二号の措置が採られるべきものをいう。以下この条から第七十八条までにおいて同じ。）が受けた食事療養（同法第六十四条第二項第一号に規定する食事療養をいう。以下この条及び第七十五条から第七十七条までにおいて同じ。）につき同法第七十四条第一項の規定により当該被災後期高齢者医療被保険者に対して支給する入院時食事療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該食事療養につき同項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）とする。

（後期高齢者医療の入院時生活療養費の特例）

第七十四条 後期高齢者医療広域連合が、特別対象期間に被災後期高齢者医療被保険者が受けた生活療養（高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第二項第二号に規定する生活療養をいう。以下この条から第七十七条までにおいて同じ。）につき同法第七十五条第一項の規定により当該被災後期高齢者医療被保険者に対して支給する入院時生活療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該生活療養につき同項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）とする。

（後期高齢者医療の保険外併用療養費の特例）

第七十五条 後期高齢者医療広域連合が、特別対象期間に被災後期高齢者医療被保険者が受けた評価療養（高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第二項第三号に規定する評価療養をいう。次項において同じ。）又は選定療養（同条第二項第四号に規定する選定療養をいう。次項において同じ。）（これらの療養のうち食事療養が含まれているものに限る。）につき同法第七十六条第一項の規定により当該被災後期高齢者医療被保険者に対して支給する保険外併用療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する額及び当該食事療養につき同法第七十四条第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）とする。

2 後期高齢者医療広域連合が、特別対象期間に被災後期高齢者医療被保険者が受けた評価療養又は選定療養（これらの療養のうち生活療養が含まれているものに限る。）につき高齢者の医療の確保に関する法律第七十六条第一項の規定により当該被災後期高齢者医療被保険者に対して支給する保険外併用療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する額及び当該生活療養につき同法第七十五条第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）の合算額とする。



(後期高齢者医療の療養費の額の特別)

第七十六条 後期高齢者医療広域連合が、平成二十三年三月十一日から平成二十四年二月二十九日までの間に被災後期高齢者医療被保険者が受けた療養につき高齢者の医療の確保に関する法律第七十七...

2 前項の費用の額の算定については、療養の給付を受けるべき場合においては高齢者の医療の確保に関する法律第七十一条第一項の療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定するものとし、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合においては第七十三条の規定(第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた食事療養費については、同法第七十四条第二項の規定)を、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合においては第七十四条の規定(第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた生活療養費については、同法第七十五条第二項の規定)を、保険外併用療養費の支給を受けるべき場合においては同法第七十六条第二項第一号の規定(前項に規定する療養に食事療養費又は生活療養費が含まれるときは、前条の規定(第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた食事療養費又は生活療養費については、同法第七十四条第二項又は第七十五条第二項の規定)を、それぞれ準用する。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額を超えないこと)を、それぞれ準用すること。

(後期高齢者医療の特別療養費の額の特別)

第七十七条 後期高齢者医療広域連合が、特別対象期間に被災後期高齢者医療被保険者が受けた特別療養費に係る療養(食事療養費が含まれている療養に限る)につき高齢者の医療の確保に関する法律第八十二条第一項の規定により当該被災後期高齢者医療被保険者に対して支給する特別療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、第一号に規定する額及び第二号に規定する額の合計額とする。

二 当該食事療養につき高齢者の医療の確保に関する法律第七十四条第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えないときは、当該現に食事療養に要した費用の額)

2 後期高齢者医療広域連合が、特別対象期間に被災後期高齢者医療被保険者が受けた特別療養費に係る療養(生活療養費が含まれている療養に限る)につき高齢者の医療の確保に関する法律第八十二条第一項の規定により当該被災後期高齢者医療被保険者に対して支給する特別療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、第一号に規定する額及び第二号に規定する額の合計額とする。

一 当該療養(生活療養費を除く)につき、被保険者証が交付されているならば療養の給付を受けることができる場合は高齢者の医療の確保に関する法律第七十一条第一項の療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により、被保険者証が交付されているならば保険外併用療養費の支給を受けることができる場合は同法第七十六条第二項第一号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えないときは、当該現に療養に要した費用の額)

二 当該生活療養につき高齢者の医療の確保に関する法律第七十五条第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えないときは、当該現に生活療養に要した費用の額)

(後期高齢者医療における国の負担等の特別)

第七十八条 東日本大震災に際し高齢者の医療の確保に関する法律第六十九条第一項第二号及び第七十三条から前条までの規定(以下この項において「一部負担金免除等規定」という。)が適用される場合においては、被災後期高齢者医療被保険者に係る同法第九十三条第一項に規定する療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに同項に規定する入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の支給に要する費用の額は、一部負担金免除等規定の適用がないとしたらばこれらの給付に要することとなる費用の額(次項において「免除前給付費用額」という。)に相当する額とする。

2 前項の場合において、国は、高齢者の医療の確保に関する法律第六十九条第一項第二号の措置を採る後期高齢者医療広域連合に対し、予算の範囲内において、当該被災後期高齢者医療被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給に要する費用の額から免除前給付費用額を控除した額を補助する。

(労働者災害補償保険法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例)

第七十九条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となった者の生死的が三月間分らない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分らない場合には、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

(中小企業退職金共済法の死亡に係る退職金の支給に関する規定の適用の特例)

第八十条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となった者の生死的が三月間分らない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分らない場合には、中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)の死亡に係る退職金の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

(労働保険の保険料の免除の特例)

第八十一条 政府は、次の各号のいずれにも該当する労働保険の適用事業(労働者災害補償保険法第三十一条第一項の適用事業又は雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第五十一条第一項の適用事業をいう。以下この条において同じ。)の事業主(労働者災害補償保険法第三十五条第一項第一号の規定により同法第三十一条第一項の適用事業の事業主とみなされた団体を除く。以下この条において同じ。)から申請があった場合において、必要があると認めるときは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号。以下この条及び第八十四条において「徴収法」という。)第十五条第一項及び第二項並びに第十九条第三項の規定にかかわらず、徴収法第十一条第一項に規定する一般保険料の額のうち当該労働保険の適用事業が第二号に該当するに至った月から当該労働保険の適用事業が同号に該当しなくなるに至った月の前月(その月が平成二十四年三月以後であるときは、同年二月)までの期間(以下この項において「免除対象期間」という。)に当該労働保険の適用事業の事業主がその事業に使用する全ての労働者に支払う賃金の総額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)に徴収法第十二条第一項に規定する一般保険料に係る保険料率を乗じて得た額に相当する部分、徴収法第十三条に規定する第一種特別加入保険料の額のうち免除対象期間に係る部分として厚生労働省令で定める額及び徴収法第十四条の二第一項に規定する第三種特別加入保険料の額のうち免除対象期間に係る部分として厚生労働省令で定める額を免除することができる。

一 当該労働保険の適用事業の行われる場所が平成二十三年三月十一日において特定被災区域に所在していたこと(事業の期間が予定される労働保険の適用事業にあつては、当該事業の事業主の事務所が特定被災区域に所在していたこと)。

二 当該労働保険の適用事業が東日本大震災による被害を受けたことにより、当該労働保険の適用事業に使用される労働者に対する賃金の支払に著しい支障が生じていることその他の徴収法第十条第一項に規定する労働保険料（同項第三号に規定する第二種特別加入保険料（以下この条において「第二種特別加入保険料」という。）と同項第四号に規定する印紙保険料及び同項第五号に規定する特例納付保険料を除く。第三項において「労働保険料」という。）の支払が困難であると認められる事情が生じていること。

2 政府は、徴収法第十四条第一項に規定する第二種特別加入者（以下この条において「第二種特別加入者」という。）が次の各号のいずれにも該当し、かつ、当該第二種特別加入者の団体（労働者災害補償保険法第三十五条第一項の規定により当該第二種特別加入者に関する労働者災害補償保険の適用を受けることにつき承認を受けた団体をいう。第四項において「第二種特別加入者の団体」という。）から申請があった場合において、必要があると認めるときは、徴収法第十五条第一項及び第二項並びに第十九条第三項の規定にかかわらず、第二種特別加入保険料の額のうち当該第二種特別加入者について第二号に該当するに至った月から同号に該当しなくなるに至った月の前月（その月が平成二十四年三月以後であるときは、同年二月）までの期間に係る部分として厚生労働省令で定める額を免除することができる。

一 平成二十三年三月十一日において特定被災区域に住所を有していたこと。

二 当該第二種特別加入者が東日本大震災による被害を受けたことにより、第二種特別加入保険料の支払が困難であると認められる事情が生じていること。

3 第一項の規定により労働保険料の額を免除された労働保険の適用事業の事業主は、平成二十四年二月までの間において、当該適用事業が同項第二号に該当しなくなるに至ったときは、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 第二項の規定により第二種特別加入保険料の額を免除された第二種特別加入者の団体は、平成二十四年二月までの間において、当該第二種特別加入保険料の額の免除に係る第二種特別加入者が同項第二号に該当しなくなるに至ったときは、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（雇用保険の基本手当の給付日数の延長の特例）

第八十二条 雇用保険法第十五条第一項に規定する受給資格者（平成二十三年三月十一日において特定被災区域内に所在する事業所に雇用されていた労働者に限る。）であつて、当該事業所の事業が東日本大震災の被害を受けたため離職を余儀なくされたもの（同法第二十二條第二項に規定する受給資格者以外の受給資格者のうち同法第十三条第三項に規定する特定理由離職者（厚生労働省令で定める者に限る。）である者及び同法第二十三條第二項に規定する特定受給資格者に限る。）についての同法附則第五条の規定の適用については、同条第二項中「六十日」とあるのは「百二十日」と、「三十日」とあるのは「九十日」と、同条第三項中「前項」とあるのは「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第八十二条第一項の規定により読み替えて適用される前項」とする。

2 雇用保険法第二十二條第二項に規定する受給資格者（平成二十三年三月十一日において特定被災区域内に所在する事業所に雇用されていた労働者に限る。）であつて、当該事業所の事業が東日本大震災の被害を受けたため離職を余儀なくされたもの（同法第二十二條第二項に規定する受給資格者以外の受給資格者のうち同法第十三条第三項に規定する特定理由離職者（厚生労働省令で定める者に限る。）である者及び同法第二十三條第二項に規定する特定受給資格者に限る。）についての同法附則第五条の規定の適用については、同条第二項中「六十日」とあるのは「百二十日」と、「三十日」とあるのは「九十日」と、同条第三項中「前項」とあるのは「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第八十二条第一項の規定により読み替えて適用される前項」とする。

3 前項の場合において、所定給付日数を超えて基本手当を支給する日数は、六十日を限度とするものとする。

4 第二項の規定による基本手当の支給を受ける受給資格者の受給期間は、雇用保険法第二十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定による期間に前項に規定する日数を加えた期間とする。

5 第二項の規定が適用される場合における雇用保険法第二十八条、第二十九条、第三十二条、第三十三条及び第七十九条の二の規定の適用については、同法第二十八条第一項中「広域延長給付を受けている受給資格者については、当該広域延長給付が終了した後でなければ」とあるのは「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第八十二条第二項の規定による基本手当の支給（以下「特例延長給付」という。）を受けている受給資格者については、当該特例延長給付が終了した後でなければ広域延長給付」と、「行わず」とあるのは「行わず、広域延長給付及び訓練延長給付は行わず」と、同条第二項中「広域延長給付又は」とあるのは「特例延長給付、広域延長給付又は」と、「広域延長給付が行われること」とあるのは「特例延長給付又は広域延長給付が行われること」と、「広域延長給付が行われる間」とあるのは「これらの延長給付が行われる間」と、「行わない」とあるのは「行わず、広域延長給付を受けている受給資格者について特例延長給付が行われることとなつたときは、特例延長給付が行われる間は、その者について広域延長給付は行わない」と、同法第二十九条第一項及び第三十二条第一項中「又は広域延長給付」とあるのは「特例延長給付、広域延長給付」と、同法第三十三条第五項中「広域延長給付」とあるのは「特例延長給付、広域延長給付」と、同法第七十九条の二中「第五十八條第一項」とあるのは「第五十八條第一項及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第八十二条第二項」とする。

（石綿による健康被害の救済に関する法律の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例）

第八十三条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分らない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分らない場合には、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

（石綿による健康被害の救済のため支給される給付等に充てる一般拠出金の免除の特例）

第八十四条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれにも該当する事業の事業主（石綿による健康被害の救済に関する法律第三十五条第一項に規定する労働保険適用事業主に限る。以下この条において同じ。）から申請があつた場合において、必要があると認めるときは、同法第三十八条第一項において準用する徴収法第十九条第三項の規定にかかわらず、平成二十三年度の一般拠出金（石綿による健康被害の救済に関する法律第三十七条第一項に規定する一般拠出金をいう。以下この条において同じ。）の額を免除することができる。

一 当該事業が行われる場所が平成二十三年三月十一日において特定被災区域に所在していたこと（事業の期間が予定される事業にあつては、当該事業の事業主の事務所が特定被災区域に所在していたこと。）。

二 当該事業が東日本大震災による被害を受けたことにより、当該事業に使用される労働者に対する賃金の支払に著しい支障が生じていることその他の一般拠出金の支払が困難であると認められる事情が生じていること。

（障害児施設給付費の支給に係る費用に係る国の負担の特例）

第八十五条 東日本大震災による被害を受けた施設給付決定保護者（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条の三第六項に規定する施設給付決定保護者をいう。以下この条及び次条において同じ。）が受ける同法第二十四条の二第一項に規定する障害児施設給付費（以下この条及び次条において同じ。）「障害児施設給付費」という。）の支給については、同法第二十四条の五の規定が適用される場合（特定被災地方公共団体その他東日本大震災による被害の状況その他の事情をふまけて厚生労働大臣が定める都道府県、指定都市又は同法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市（以下この条及び次条において「都道府県等」という。）において、平成二十三年三月十一日から

二 当該労働保険の適用事業が東日本大震災による被害を受けたことにより、当該労働保険の適用事業に使用される労働者に対する賃金の支払に著しい支障が生じていることその他の徴収法第十条第一項に規定する労働保険料（同項第三号に規定する第二種特別加入保険料（以下この条において「第二種特別加入保険料」という。）と同項第四号に規定する印紙保険料及び同項第五号に規定する特例納付保険料を除く。第三項において「労働保険料」という。）の支払が困難であると認められる事情が生じていること。

2 政府は、徴収法第十四条第一項に規定する第二種特別加入者（以下この条において「第二種特別加入者」という。）が次の各号のいずれにも該当し、かつ、当該第二種特別加入者の団体（労働者災害補償保険法第三十五条第一項の規定により当該第二種特別加入者に関する労働者災害補償保険の適用を受けることにつき承認を受けた団体をいう。第四項において「第二種特別加入者の団体」という。）から申請があった場合において、必要があると認めるときは、徴収法第十五条第一項及び第二項並びに第十九条第三項の規定にかかわらず、第二種特別加入保険料の額のうち当該第二種特別加入者について第二号に該当するに至った月から同号に該当しなくなるに至った月の前月（その月が平成二十四年三月以後であるときは、同年二月）までの期間に係る部分として厚生労働省令で定める額を免除することができる。

一 平成二十三年三月十一日において特定被災区域に住所を有していたこと。

二 当該第二種特別加入者が東日本大震災による被害を受けたことにより、第二種特別加入保険料の支払が困難であると認められる事情が生じていること。

3 第一項の規定により労働保険料の額を免除された労働保険の適用事業の事業主は、平成二十四年二月までの間において、当該適用事業が同項第二号に該当しなくなるに至ったときは、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 第二項の規定により第二種特別加入保険料の額を免除された第二種特別加入者の団体は、平成二十四年二月までの間において、当該第二種特別加入保険料の額の免除に係る第二種特別加入者が同項第二号に該当しなくなるに至ったときは、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（雇用保険の基本手当の給付日数の延長の特例）

第八十二条 雇用保険法第十五条第一項に規定する受給資格者（平成二十三年三月十一日において特定被災区域内に所在する事業所に雇用されていた労働者に限る。）であつて、当該事業所の事業が東日本大震災の被害を受けたため離職を余儀なくされたもの（同法第二十二條第二項に規定する受給資格者以外の受給資格者のうち同法第十三条第三項に規定する特定理由離職者（厚生労働省令で定める者に限る。）である者及び同法第二十三條第二項に規定する特定受給資格者に限る。）についての同法附則第五条の規定の適用については、同条第二項中「六十日」とあるのは「百二十日」と、「三十日」とあるのは「九十日」と、同条第三項中「前項」とあるのは「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第八十二条第一項の規定により読み替えて適用される前項」とする。

2 雇用保険法第二十二條第二項に規定する受給資格者（平成二十三年三月十一日において特定被災区域内に所在する事業所に雇用されていた労働者に限る。）であつて、当該事業所の事業が東日本大震災の被害を受けたため離職を余儀なくされたもの（同法第二十二條第二項に規定する受給資格者以外の受給資格者のうち同法第十三条第三項に規定する特定理由離職者（厚生労働省令で定める者に限る。）である者及び同法第二十三條第二項に規定する特定受給資格者に限る。）についての同法附則第五条の規定の適用については、同条第二項中「六十日」とあるのは「百二十日」と、「三十日」とあるのは「九十日」と、同条第三項中「前項」とあるのは「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第八十二条第一項の規定により読み替えて適用される前項」とする。

3 前項の場合において、所定給付日数を超えて基本手当を支給する日数は、六十日を限度とするものとする。

平成二十四年二月二十九日までの間に於いて特定被災区域における災害救助法第二条に規定する救助の実施状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間(第八十七条において「国庫負担特別適用期間」という。)に児童福祉法第二十四条の五の規定が適用される場合であつて、同条の規定により読み替えられた同法第二十四条の二第二項の当該都道府県等が定めた割合が百分の百であるとき(に限る。))においては、同法第五十三条の規定により当該施設給付決定保護者に係る障害児施設給付費の支給に要する費用に對して国が負担する額は、同法第二十四条の五の規定の適用がないとしないならば国が負担することとなる額に相当する額とする。

2 前項の場合において、国は、都道府県等に対し、予算の範囲内において、児童福祉法第二十四条の五の規定が適用された施設給付決定保護者に係る障害児施設給付費の支給に要する費用の額から同条の規定の適用がないとしたならば当該施設給付決定保護者に係る障害児施設給付費の支給に要する費用の額となる額を控除した額を補助する。

(指定知的障害児施設等における食費及び居住費に関する補助)  
第八十六条 都道府県等は、特別対象期間に当該都道府県等の被災施設給付決定保護者(施設給付決定保護者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより障害児施設給付費の支給に對して児童福祉法第二十四条の五の規定が適用されたもの(同条の規定により読み替えられた同法第二十四条の二第二項の当該都道府県等が定めた割合が百分の百であるものに限る。))をいう。以下この項において同じ。)に係る障害児が、同法第二十四条の二第二項に規定する指定知的障害児施設等(以下この項において「指定知的障害児施設等」という。)に入所し、当該指定知的障害児施設等から同条第一項に規定する指定施設支援を受けたときは、当該被災施設給付決定保護者に對し、当該指定施設支援を行う指定知的障害児施設等における食事の提供に要した費用及び居住に要した費用について、指定知的障害児施設等における食事の提供及び居住に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額から当該被災施設給付決定保護者に對し支給する同法第二十四条の五第一項に規定する特定入所障害児食費等給付費の額(当該特定入所障害児食費等給付費が支給されない場合には、零とする。)を控除した額を支給する。

2 国は、都道府県等に対し、予算の範囲内において、前項の規定による支給に要する費用の額に相當する額を補助する。

3 児童福祉法第二十四条の三第八項から第十項まで、第二十四条の八、第五十七条の二第一項及び第五十七条の五の規定は、第一項の規定による支給に對して準用する。この場合において、必要な技術的調整は、政令で定める。

(介護給付費等の支給に要する費用に係る国の負担等の特別)  
第八十七条 東日本大震災による被害を受けた支給決定障害者等(障害者自立支援法第五十七条第二項に規定する支給決定障害者等をいう。以下この条及び次条において同じ。)が受ける同法第十九条第一項に規定する介護給付費等(以下「介護給付費等」という。)の支給に對して同法第三十一条の規定が適用される場合(特定被災地方公共団体(市町村に限る。))その他東日本大震災による被害の状況その他の事情をしのぎして厚生労働大臣が定める市町村(特別区を含む。))において、国庫負担特別適用期間に同条の規定が適用される場合であつて、同条の規定により読み替えられた同法第二十九条第三項及び第九十五条第一項の規定により当該支給決定障害者に係る介護給付費等の支給に要する費用に對して国及び都道府県が負担する額は、同法第三十一条の規定の適用がないとしたならば国及び都道府県が負担することとなる額に相當する額とする。

2 前項の場合において、国は、市町村に對し、予算の範囲内において、障害者自立支援法第三十一条の規定が適用された支給決定障害者等に係る介護給付費等の額から同条の規定の適用がないとしたならば当該支給決定障害者等に係る介護給付費等の額となる額を控除した額を補助する。

(指定障害者支援施設等における食費及び居住費に関する補助)  
第八十八条 市町村は、特別対象期間に当該市町村の被災支給決定障害者等(支給決定障害者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより介護給付費等の支給に對して障害者自立支援法第三十一条の規定が適用されたもの(同条の規定により読み替えられた同法第二十九条第三項の当該

市町村が定めた割合が百分の百であるものに限る。))のうち、同法第三十四条第一項に規定する特定入所サービスに係る支給決定を受けたものに限る。以下この項において同じ。)が、同法第五十条第一項に規定する施設入所支援を受けたときは、当該被災支給決定障害者等に對し、当該施設入所支援を行う同法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等における食事の提供に要した費用及び居住に要した費用について、当該指定障害者支援施設等における食事の提供及び居住に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額から当該被災支給決定障害者等に對し支給する同項に規定する特定障害者特別給付費の額(当該特定障害者特別給付費が支給されない場合には、零とする。))及び同法第三十五条第一項に規定する特別特定障害者特別給付費の額(当該特別特定障害者特別給付費が支給されない場合には、零とする。))を控除した額を支給する。

2 国は、市町村に對し、予算の範囲内において、前項の規定による支給に要する費用の額に相當する額を補助する。

3 障害者自立支援法第八條第一項、第十三條、第十四條並びに第二十九條第五項から第七項まで及び第九項の規定は、第一項の規定による支給に對して準用する。この場合において、必要な技術的調整は、政令で定める。

(介護給付及び予防給付に要する費用に係る国の負担等の特別)  
第八十九条 東日本大震災による被害を受けた介護保険の被保険者が受ける介護給付(介護保険法第十八条第一項に規定する介護給付をいう。以下この条及び次条において同じ。))又は予防給付(同法第十八条第二項に規定する予防給付をいう。以下この条及び次条において同じ。))に對して同法第五十条又は第六十条の規定が適用される場合(特定被災地方公共団体(市町村に限る。))その他東日本大震災による被害の状況その他の事情をしのぎして厚生労働大臣が定める市町村(特別区を含む。))において、平成二十三年三月十一日から平成二十四年二月二十九日までの間に於いて特定被災区域における災害救助法第二条に規定する救助の実施状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間に介護保険法第五十条又は第六十条の規定が適用される場合であつて、これらの規定により読み替えられた同法第五十条各号に定める規定又は同法第六十条各号に定める規定により当該市町村が定めた割合が百分の百であるとき(に限る。))においては、同法第五十一条第一項、第五十二条第二項、第五十三条第一項、第五十四条第一項及び第五十五条第一項に規定する介護給付及び予防給付に要する費用の額のうち当該介護保険の被保険者に係る介護給付及び予防給付に要する費用の額は、同法第五十条又は第六十条の規定の適用がないとしたならば介護給付及び予防給付に要することとなる費用の額(次項において「免除前給付費用額」という。)に相當する額とする。

2 前項の場合において、国は、市町村に對し、予算の範囲内において、当該介護保険の被保険者に係る介護給付及び予防給付に要する費用の額から免除前給付費用額を控除した額を補助する。

(介護保険施設等における食費及び居住費等に関する補助)  
第九十条 市町村は、特別対象期間に当該市町村の被災介護保険被保険者(介護保険の被保険者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより介護給付又は予防給付に對して介護保険法第五十条又は第六十条の規定が適用されたもの(これらの規定により読み替えられた同法第五十条各号に定める規定又は同法第六十条各号に定める規定により当該市町村が定めた割合が百分の百であるものに限る。))をいう。以下この条及び次条において同じ。)が、同法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスを受けたときは、当該被災介護保険被保険者に對し、当該特定介護サービスを行う同法第八條第二項に規定する介護保険施設、同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者又は同法第四十二条の二第二項に規定する指定地域密着型サービス事業者に對して、同法第五十一条の三第一項に規定する食事の提供に要した費用及び居住又は滞在に要した費用について、同法第五十一条の三第二項第一号に規定する食費の基準費用額及び同項第二号に規定する居住費の基準費用額の合計額から当該被災介護保険被保険者に對し同条第一項の規定により支給する特定入所介護サービス費の額(当該特定入所者介護サービス費が支給されない場合には、零とする。))又は同法第五十一条の四第一項の規定により支給する特別特定入所者介護サービス費の額(当該特別特定入所者介護サービス費が支給されない場合には、零とする。))を控除した額を支給する。

2 前項の場合において、国は、市町村に對し、予算の範囲内において、当該介護保険の被保険者に係る介護給付及び予防給付に要する費用の額から免除前給付費用額を控除した額を補助する。

(介護保険施設等における食費及び居住費等に関する補助)  
第九十条 市町村は、特別対象期間に当該市町村の被災介護保険被保険者(介護保険の被保険者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより介護給付又は予防給付に對して介護保険法第五十条又は第六十条の規定が適用されたもの(これらの規定により読み替えられた同法第五十条各号に定める規定又は同法第六十条各号に定める規定により当該市町村が定めた割合が百分の百であるものに限る。))をいう。以下この条及び次条において同じ。)が、同法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスを受けたときは、当該被災介護保険被保険者に對し、当該特定介護サービスを行う同法第八條第二項に規定する介護保険施設、同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者又は同法第四十二条の二第二項に規定する指定地域密着型サービス事業者に對して、同法第五十一条の三第一項に規定する食事の提供に要した費用及び居住又は滞在に要した費用について、同法第五十一条の三第二項第一号に規定する食費の基準費用額及び同項第二号に規定する居住費の基準費用額の合計額から当該被災介護保険被保険者に對し同条第一項の規定により支給する特定入所介護サービス費の額(当該特定入所者介護サービス費が支給されない場合には、零とする。))又は同法第五十一条の四第一項の規定により支給する特別特定入所者介護サービス費の額(当該特別特定入所者介護サービス費が支給されない場合には、零とする。))を控除した額を支給する。

2 前項の場合において、国は、市町村に對し、予算の範囲内において、当該介護保険の被保険者に係る介護給付及び予防給付に要する費用の額から免除前給付費用額を控除した額を補助する。

(介護保険施設等における食費及び居住費等に関する補助)  
第九十条 市町村は、特別対象期間に当該市町村の被災介護保険被保険者(介護保険の被保険者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより介護給付又は予防給付に對して介護保険法第五十条又は第六十条の規定が適用されたもの(これらの規定により読み替えられた同法第五十条各号に定める規定又は同法第六十条各号に定める規定により当該市町村が定めた割合が百分の百であるものに限る。))をいう。以下この条及び次条において同じ。)が、同法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスを受けたときは、当該被災介護保険被保険者に對し、当該特定介護サービスを行う同法第八條第二項に規定する介護保険施設、同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者又は同法第四十二条の二第二項に規定する指定地域密着型サービス事業者に對して、同法第五十一条の三第一項に規定する食事の提供に要した費用及び居住又は滞在に要した費用について、同法第五十一条の三第二項第一号に規定する食費の基準費用額及び同項第二号に規定する居住費の基準費用額の合計額から当該被災介護保険被保険者に對し同条第一項の規定により支給する特定入所介護サービス費の額(当該特定入所者介護サービス費が支給されない場合には、零とする。))又は同法第五十一条の四第一項の規定により支給する特別特定入所者介護サービス費の額(当該特別特定入所者介護サービス費が支給されない場合には、零とする。))を控除した額を支給する。

2 国は、市町村に対し、予算の範囲内において、前項の規定による支給に要する費用の額に相当する額を補助する。

3 介護保険法第二十二條第一項、第二十五條、第二十六條並びに第五十一條の三第四項、第五項、第七項及び第九項の規定は、第一項の規定による支給について準用する。この場合において、必要な技術的設備等は、政令で定める。

(特定介護予防サービス事業者における食費及び滞在費に関する補助)

第九十一條 市町村は、特例対象期間に当該市町村の被災介護保険被保険者が、介護保険法第六十一條の三第一項に規定する特定介護予防サービスを享受したときは、当該被災介護保険被保険者に対し、当該特定介護予防サービスを行う同法第五十三條第一項に規定する指定介護予防サービス事業者における食費の提供に要した費用及び滞在に要した費用について、同法第六十一條の三第二項第一号に規定する食費の基準費用額及び同項第二号に規定する滞在費の基準費用額の合計額から当該被災介護保険被保険者に対し同条第一項の規定により支給する特定入所者介護予防サービス費の額(当該特定入所者介護予防サービス費が支給されない場合には、零とする。)又は同法第六十一條の四第一項の規定により支給する特例特定入所者介護予防サービス費の額(当該特例特定入所者介護予防サービス費が支給されない場合には、零とする。)を控除した額を支給する。

2 国は、市町村に対し、予算の範囲内において、前項の規定による支給に要する費用の額に相当する額を補助する。

3 介護保険法第二十二條第一項、第二十五條、第二十六條並びに第六十一條の三第四項、第五項、第七項及び第九項の規定は、第一項の規定による支給について準用する。この場合において、必要な技術的設備等は、政令で定める。

(特定介護老人福祉施設における食費及び居住費に関する補助)

第九十二條 市町村は、特例対象期間に当該市町村の介護保険法施行法平成九年法律第百二十四号第九十三條第三項に規定する要介護旧措置入所者が、同項に規定する特定介護老人福祉施設において介護保険法第八條第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は同法第四十八條第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービスを受けた場合であつて、東日本大震災による被害を受けたことによりこれらのサービスに必要な費用を負担することが困難であると認めるときは、当該要介護旧措置入所者に対し、当該特定介護老人福祉施設における食費の提供に要した費用及び居住に要した費用について、介護保険法施行法第十三條第五項第一号に規定する食費の特定基準費用額及び同項第二号に規定する居住費の特定基準費用額の合計額から当該要介護旧措置入所者に対し介護保険法第五十一條の三第一項の規定により支給する特定入所者介護予防サービス費の額(当該特定入所者介護予防サービス費が支給されない場合には、零とする。)を控除した額を支給する。

2 国は、市町村に対し、予算の範囲内において、前項の規定による支給に要する費用の額に相当する額を補助する。

3 介護保険法第二十二條第一項、第二十五條、第二十六條並びに第五十一條の三第四項、第五項、第七項及び第九項の規定は、第一項の規定による支給について準用する。この場合において、必要な技術的設備等は、政令で定める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の死亡に係る援護に関する規定の適用の特例)

第九十三條 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分らない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七号)の死亡に係る援護に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

(厚生年金保険の標準報酬月額改定の特例)

第九十四條 厚生労働大臣は、平成二十三年三月十一日において特定被災区域に所在した厚生年金保険の適用事業所(同日において特定被災区域に住所又は主たる事務所若しくは仮住所を有していた厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第六條第一項第三号に規定する船舶所有者(次条第一項第一号において単に「船舶所有者」という。))に係る同法第六條第一項第三号に規定する船舶(を含む。)の事業が東日本大震災による被害を受けたことにより、当該適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の同月から平成二十四年二月までのいずれかの月に受けた報酬(同法第三條第

一項第三号に規定する報酬をいう。以下この条及び次条において同じ。)の額が、その者のその月の厚生年金保険の標準報酬月額(その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく低下した月から、必要があると認めるときは、その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく低下した月から、厚生年金保険の標準報酬月額を改定することができる。))の額を報酬月額として、その著しく低下した月から、厚生労働大臣は、前項の規定により厚生年金保険の標準報酬月額が改定された厚生年金保険の被保険者の当該改定が行われた月の翌月から平成二十四年二月までのいずれかの月に受けた報酬の額が、その者のその月の厚生年金保険の標準報酬月額の基礎となつた報酬月額に比べて、著しく上昇した場合において、必要があると認めるときは、その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく上昇した月から、厚生年金保険の標準報酬月額を改定することができる。

3 厚生年金保険法第二十三條第二項の規定は、前二項の規定により改定された厚生年金保険の標準報酬月額について準用する。

4 前三項の規定は、厚生年金保険法第四十六條第一項の標準報酬月額に相当する額を算定する場合に準用する。この場合において、第一項中「厚生年金保険の被保険者」とあるのは、「同法第二十七條に規定する七十歳以上の使用される者(次項において「七十歳以上の使用される者」という。))」と、第二項中「厚生年金保険の被保険者」とあるのは、「七十歳以上の使用される者」と読み替えるものとする。

(厚生年金保険の保険料の免除の特例)

第九十五條 厚生労働大臣は、次の各号のいずれにも該当する厚生年金保険の適用事業所の事業主から申請があつた場合において、必要があると認めるときは、厚生年金保険法第八十二條第一項の規定にかかわらず、当該適用事業所が第二号に該当するに至つた月から当該適用事業所が同号に該当しなくなるに至つた月の前月(その月が平成二十四年三月以後であるときは、同年二月)までの期間に納付すべき厚生年金保険の保険料(同項の規定により厚生年金保険の被保険者及び当該被保険者を使用する事業主が負担すべき保険料をいう。)の額を免除することができる。

一 平成二十三年三月十一日において特定被災区域に所在していたこと(当該適用事業所が船舶であるときは、船舶所有者が同日において特定被災区域に住所又は主たる事務所若しくは仮住所を有していたこと)。

二 当該適用事業所の事業が東日本大震災による被害を受けたことにより、当該適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者に対する報酬の支払に著しい支障が生じていること。

2 前項の規定により厚生年金保険の保険料の額を免除された厚生年金保険の適用事業所の事業主は、平成二十四年二月までの間において、当該適用事業所が同項第二号に該当しなくなるに至つたときは、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

3 前項の規定により厚生年金保険の保険料の額を免除された厚生年金保険の被保険者が厚生年金基金(以下この項において「基金」という。)の加入員である場合においては、掛金(厚生年金保険法第百三十八條第一項に規定する掛金をいう。以下この項において同じ。)又は徴収金(同法第百四十條第一項の規定による徴収金をいう。以下この項において同じ。)の額の免除及び当該掛金又は徴収金の額を免除した基金の加入員の費用の負担に関し必要な事項については、同法の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。

(老齢厚生年金の改定の特例)

第九十六條 厚生労働大臣は、平成二十三年三月一日から第一号に規定する厚生労働大臣が定める区域における災害の復旧の状況を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間に六十五歳に達する者であつて次の各号のいずれにも該当するものに係る厚生年金保険法第四十二條の規定による老齢厚生年金を受ける権利については、その権利を有する者の同法第三十三條の請求がない場合であつても、必要があると認めるときは、同条の規定を行うことができる。

一 特定被災区域のうち交通、郵便その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める区域に住所を有すること。

二 平成二十三年三月十一日以前に厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金その他の政令で定める給付を受ける権利に係る規定を受けたこと。



(厚生年金保険法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例)

第九十七条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分らない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分らない場合には、厚生年金保険法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

(老齢基礎年金の裁定の特例)

第九十八条 厚生労働大臣は、平成二十三年三月一日から第九十六条に規定する厚生労働大臣が定める日までの間に六十五歳に達する者であつて次の各号のいずれにも該当するものに係る国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第二十六條の規定による老齢基礎年金を受ける権利については、その権利を有する者の同法第十六條の請求がない場合であつても、必要があると認めるときは、同條の裁定を行うことができる。

一 第九十六条第一号に規定する厚生労働大臣が定める区域に住所を有すること。

二 平成二十三年三月十一日前に厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金その他の政令で定める給付を受ける権利に係る裁定を受けたこと。

(国民年金法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例)

第九十九条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分らない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分らない場合には、国民年金法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

(確定給付企業年金法の遺族給付金の支給に関する規定の適用の特例)

第一百条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分らない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分らない場合には、確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)の遺族給付金の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

(確定拠出年金法の死亡一時金の支給に関する規定の適用の特例)

第一百一条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分らない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分らない場合には、確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)の死亡一時金の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

(平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の拠出金の免除の特例)

第一百二条 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)第二十條第一項の規定により適用される児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第二十條第一項に規定する一般事業主のうち次の各号に掲げる者については、同条第二項の規定にかかわらず、当該各号に定める期間に納付すべき同条第一項に規定する拠出金の額(第二号に掲げる者にあつては、第四十二條第一項第一号に規定する学校等に勤務する私学共済加入者の標準給与及び標準賃与に係る拠出金の額とする)を免除するものとする。

一 第九十五条第一項の規定により厚生年金保険の保険料の額を免除された厚生年金保険の適用事業所の事業主 同項第二号に該当するに至つた月から同号に該当しなくなるに至つた月の前月(その月が平成二十三年十一月以後であるときは、同年十月)まで

二 第四十二條第一項の規定により掛金を免除された学校法人等 同項第二号に該当するに至つた月から同号に該当しなくなるに至つた月の前月(その月が平成二十三年十一月以後であるときは、同年十月)まで

(災害弔慰金の支給等に関する法律の特例)

第一百三條 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)第十條第一項の災害被災者等に対する給付金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)第十條第一項の災害被災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同条第三項及び第四項並びに同法第十三條第一項の規定の適用については、同法第十條第三項中「十年」とあるのは「十三年」と、同条第四項中「年三パーセント」とあるのは「年一・五パーセント(政令で定めるところにより保証人を立てた場合にあつては、年三パーセント)」と、同法第十三條第一項中「受けたため」とあるのは「受けたことその他政令で定める事由により」とする。

二 前項の資金に係る都道府県が行う災害弔慰金の支給等に関する法律第十一條第一項の貸付け及び四項が行う同法第十二條第一項の貸付けについての同法第十一條第二項及び第十二條第二項の規定の適用については、同法第十一條第二項中「十一年」とあるのは「十四年」と、同法第十二條第二項中「十二年」とあるのは「十五年」と「二十一年」とあるのは「十四年」とする。

(日本年金機構等への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第一百四條 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。

一 第四十九條第一項及び第二項の規定による標準報酬月額額の改定

二 第五十七條第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による申請の受理及び処分並びに同条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理

三 第六十九條第一項及び第二項の規定による申請の受理及び処分並びに同条第二項の規定による届出の受理

四 第六十六条第一項の規定による申請の受理及び処分並びに同条第二項の規定による届出の受理

五 第九十四條第一項及び第二項(これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による標準報酬月額額の改定

六 第九十五条第一項の規定による申請の受理及び処分並びに同条第二項の規定による届出の受理

前項の場合においては、日本年金機構法(平成十九年法律第九十九号)第二十七條第二項第四号「ホ 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(二十一年法律第三十七号)第十三條第一項に規定する権限に係る事務 同法第十七條第一項(事務及び同法第十八條第一項に規定する収納に係る事務) 同法第十七條第一項に規定する権限に係る事務

「ホ 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(二十一年法律第三十七号)第十三條第一項に規定する権限に係る事務

「ホ 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(二十一年法律第三十七号)第十三條第一項に規定する権限に係る事務

「ホ 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(二十一年法律第三十七号)第十三條第一項に規定する権限に係る事務

「ホ 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(二十一年法律第三十七号)第十三條第一項に規定する権限に係る事務

「ホ 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(二十一年法律第三十七号)第十三條第一項に規定する権限に係る事務

「ホ 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(二十一年法律第三十七号)第十三條第一項に規定する権限に係る事務

「ホ 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(二十一年法律第三十七号)第十三條第一項に規定する権限に係る事務

「ホ 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(二十一年法律第三十七号)第十三條第一項に規定する権限に係る事務

「ホ 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(二十一年法律第三十七号)第十三條第一項に規定する権限に係る事務

「ホ 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(二十一年法律第三十七号)第十三條第一項に規定する権限に係る事務

「ホ 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(二十一年法律第三十七号)第十三條第一項に規定する権限に係る事務

「ホ 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(二十一年法律第三十七号)第十三條第一項に規定する権限に係る事務

「ホ 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(二十一年法律第三十七号)第十三條第一項に規定する権限に係る事務

「ホ 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(二十一年法律第三十七号)第十三條第一項に規定する権限に係る事務

「ホ 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(二十一年法律第三十七号)第十三條第一項に規定する権限に係る事務

「ホ 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(二十一年法律第三十七号)第十三條第一項に規定する権限に係る事務

「ホ 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(二十一年法律第三十七号)第十三條第一項に規定する権限に係る事務

「ホ 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(二十一年法律第三十七号)第十三條第一項に規定する権限に係る事務

「ホ 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(二十一年法律第三十七号)第十三條第一項に規定する権限に係る事務

「ホ 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(二十一年法律第三十七号)第十三條第一項に規定する権限に係る事務

「ホ 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(二十一年法律第三十七号)第十三條第一項に規定する権限に係る事務

「ホ 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(二十一年法律第三十七号)第十三條第一項に規定する権限に係る事務

「ホ 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(二十一年法律第三十七号)第十三條第一項に規定する権限に係る事務

第八章 農林水産省関係

(卸売市場法による災害復旧の特例)

第六條 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第七十二條第一項の規定は、特定被災地方公共団体である市町村の区域に所在する中央卸売市場(同法第二條第三項に規定する中央卸売市場をいう)の東日本大震災による被害を受けた施設の災害復旧に要する費用について準用する。この場合において、同法第七十二條第一項中「中央卸売市場整備計画にに基づき中央卸売市場の施設の改良造成又は取得」とあるのは、「中央卸売市場の施設の災害復旧」と、「重要な施設の改良、造成又は取得」とあるのは、「重要な施設の災害復旧」と、「十分の四以内」とあるのは、「三分の二」と読み替へるものとする。

(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例)

第七條 平成二十三年三月三十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分らない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分らない場合には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成二十三年法律第一号)及び同法附則第二条第一項第一号に規定する廃止前農林共済法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

(農業者年金の保険料の免除等の特例)

第八條 独立行政法人農業者年金基金は、農業者年金の被保険者から申出があつた場合において、当該被保険者の従事する農業が東日本大震災による被害を受けたことにより、保険料を納付することが困難であると認めるときは、独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第二十七号)第四十六條第一項の規定にかかわらず、当該被保険者が保険料を納付することが困難であると認めらるに至つた月から当該被保険者が保険料を納付した月及び同法第四十七條第一項の規定により前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとすることができる。

2 農業者年金の被保険者又は被保険者であつた者(農業者若年年金及び特例付加年金に係る受給権者を除く)は、前項の規定により納付することを要しないものとされた保険料の一部又は全部につき追納をすることができ、この場合において、その一部につき追納をするときは、追納は、先に経過した月の分から順次行うものとする。

3 前項の場合において追納すべき額は、当該追納に係る期間の各月の保険料の額とする。

4 第二項の規定により追納が行われたときは、追納が行われた日に、追納に係る月の保険料が納付されたものとみなす。

5 特例免除期間(第一項の規定により農業者年金の保険料を納付することを要しないものとされた期間(前項の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除く)をいう)は、独立行政法人農業者年金基金法第三十一條第一項各号及び第二項(同法附則第三条第四項において読み替へる場合を含む)並びに附則第三条第一項第一号の規定の適用については、同号中「合算した期間」とあるのは、「合算した期間に特例免除期間(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第八條第五項に規定する特例免除期間をいう)を加えた期間」とする。

6 平成二十三年三月三十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分らない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分らない場合には、独立行政法人農業者年金基金法及び同法附則第六條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十九号)附則第三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)の死亡一時金の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

(中小漁業融資保証法の特例)

第九條 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)第六十九條第一項又は第二項の保証関係であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものの借入れに係る債務の保証又は特定債務(同法第四條第一項第二号に規定する特定債務をいう)の保証(東日本大震災の後政令で定める日までに行われたものに限る)に係るものについては、同法第六十九條第六項の一定の率は、同法第七項及び同法第七十六條から第七十七條までの規定にかかわらず、百分の九十とする。

2 中小漁業融資保証法第七十八條第一項の保証関係であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で前項の政令で定めるものの借入れに係る同法第一項に規定する貸付け等(東日本大震災の後前項の政令で定める日までに行われたものに限る)に係るものについては、同法第三項の規定の適用については、同項中「百分の七十(前条に規定する資金に係る保証関係にあつては、百分の八十)」とあるのは、「百分の九十」とする。

(農業改良資金融通法の特例)

第十條 農業改良資金融通法(昭和三十一年法律第三号)第二条に規定する農業改良資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについては、同法第四条(同法第八條第二項において準用する場合を含む)の規定の適用については、同法第四条中「十年」とあるのは、「十三年」と、「十二年」とあるのは、「十五年」と、「三年」とあるのは、「六年」と、「五年」とあるのは、「八年」とする。

2 前項の資金に係る株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫が行う農業改良資金融通法第三條第一項第二号の貸付け及び政府が行う利子補給についての同法第八條第一項及び第九條第二項の規定の適用については、同法第八條第一項中「十三年」とあるのは、「十六年」と、「六年」とあるのは、「九年」と、同法第九條第二項中「十五年」とあるのは、「十八年」とする。

(農業近代化資金融通法の特例)

第十一條 農業近代化資金融通法(昭和三十六年法律第二二二号)第二条第二項に規定する融資機関が行う東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものに対する貸付け(東日本大震災の後政令で定める日までに行われるものに限る)については、同法の規定の適用については、同法第三條第一号中「二十年」とあるのは、「二十三年」と、同項第三号中「七年」とあるのは、「十年」と、同法第三條第二号中「二十二年」とあるのは、「二十五年」とする。

(農業信用保証保険法の特例)

第十二條 農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二四四号)第五十九條第一項又は第二項の保証関係であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものの借入れに係る債務の保証又は特定債務(同法第八條第一項第二号に規定する特定債務をいう)の保証(東日本大震災の後政令で定める日までに行われたものに限る)に係るものについては、同法第五十九條第六項及び第六十一條第一項の規定の適用については、これらの規定中「百分の七十」とあるのは、「百分の九十一」とする。

2 農業信用保証保険法第六十六條第一項の保証関係であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で前項の政令で定めるものの借入れに係る貸付け(東日本大震災の後同項の政令で定める日までに行われたものに限る)に係るものについては、同法第三項及び同法第六十八條の規定の適用については、これらの規定中「百分の七十」とあるのは、「百分の九十」とする。

(漁業近代化資金融通法の特例)

第十三條 漁業近代化資金融通法(昭和四十四年法律第五十二号)第二条第二項に規定する融資機関が行う東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものに対する貸付け(東日本大震災の後政令で定める日までに行われるものに限る)については、同法の規定の適用については、同法第三條第一号中「二十年」とあるのは、「二十三年」と、同項第三号中「三年」とあるのは、「六年」と、同法第三條第二号中「二十二年」とあるのは、「二十五年」とする。



3 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十三条第二項に規定する資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同項及び同条第三項の規定の適用については、同条第二項中「十二年」とあるのは「十五年」と、同条第三項中「五年」とあるのは「八年」とする。

(農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律の特例)  
 第二百二十三条 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成二十年法律第四十五号)第八条に規定する資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同条の規定の適用については、同条中「十二年」とあるのは「十五年」と、「三年(特定地域資金にあつては、五年)」とあるのは「六年」とする。

2 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第九条に規定する資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同条の規定の適用については、同条中「十二年」とあるのは「十五年」とする。

3 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第十条に規定する資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同条の規定の適用については、同条中「十二年」とあるのは「十五年」とする。

(米穀の新用途への利用の促進に関する法律の特例)  
 第二百二十四条 米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平成二十一年法律第二十五号)第八条第二項に規定する資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同項の規定の適用については、同項中「十二年」とあるのは「十五年」と、「三年(特定地域資金にあつては、五年)」とあるのは「六年」とする。

(公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の特例)  
 第二百二十五条 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成二十二年法律第二十八号)第十二条に規定する資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同条の規定の適用については、同条中「十二年」とあるのは「十五年」とする。

(地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律の特例)  
 第二百二十六条 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成二十二年法律第六十七号)第九条第二項に規定する資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同項及び同条第三項の規定の適用については、同条第二項中「十二年」とあるのは「十五年」と、「五年」とあるのは「八年」とする。

2 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十条第二項に規定する資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同項及び同条第三項の規定の適用については、同条第二項中「十二年」とあるのは「十五年」と、「五年」とあるのは「八年」とする。

3 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十一条第二項に規定する資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同項及び同条第三項の規定の適用については、同条第二項中「十二年」とあるのは「十五年」と、「五年」とあるのは「八年」とする。

3 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十二条第二項に規定する資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同項及び同条第三項の規定の適用については、同条第二項中「十二年」とあるのは「十五年」と、「五年」とあるのは「八年」とする。

(適用)  
 第二百二十七条 第八十八条第一項から第五項までの規定は平成二十三年三月一日から、第九十九条から前条までの規定は同月十一日から適用する。

第九章 経済産業省関係  
 (中小企業信用保険法の特例)

第二百二十八条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険(以下この条において「普通保険」という。)又は同法第三条の第三項に規定する特別小口保険(以下この条において「無担保保険」という。)又は同法第三条の第三項に規定する特別小口保険(以下この条において「特別小口保険」という。)の保険関係であつて、東日本大震災復興緊急保証(政令で定める日までに付された各号に掲げる者の事業(第三号に掲げる者については、その直接又は間接の構成員たる第一号又は第二号に掲げる者の事業)の再建その他の経営の安定に必要な資金に係る同法第三条第一項、第三号の二第一項又は第三号の第三項に規定する債務の保証をいう。以下この条において同じ。)を受けた当該各号に掲げる者に係るものについての同法第三条第一項、第三号の二第一項及び第三項並びに第三号の三第一項及び第二項の規定の適用については、同法第三条第一項中「保険額の合計額が」とあるのは「東日本大震災復興緊急保証に係る保険関係の保険額の合計額とその他の保険関係の保険額の合計額とがそれぞれ」と、同条第三項中「当該借入金金の額のうち」とあるのは「東日本大震災復興緊急保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金金の額のうち」と、「当該債務者」とあるのは「東日本大震災復興緊急保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」と、同法第三条の三第一項中「保険額の合計額が」とあるのは「東日本大震災復興緊急保証に係る保険関係の保険額の合計額とその他の保険関係の保険額の合計額とがそれぞれ」と、同条第二項中「当該保証をした」とあるのは「東日本大震災復興緊急保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした」と、「当該債務者」とあるのは「東日本大震災復興緊急保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」とする。

一 特定被災区域内に事業所を有する中小企業者(中小企業信用保険法第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下この条において同じ。)であつて、東日本大震災により著しい被害を受けたもので政令で定めるもの

二 特定被災区域外に事業所を有する中小企業者であつて、東日本大震災により特定被災区域内に事業所を有する取引の相手方たる事業者との取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障が生じていることについてその住所を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けたもの

三 中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体であつて、その直接又は間接の構成員のうち前二項に掲げる者を含むもの

2 東日本大震災復興緊急保証を受けた中小企業者一人についての普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて政令で指定するものの保険額の合計額は、政令で定める。

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、東日本大震災復興緊急保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項、第三号の二第二項(同法第三条の三第四項において準用する場合を含む。)及び第五号の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、同法第三条の二第二項中「百分の八十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十)」とあるのは「百分の九十」とする。

2 東日本大震災復興緊急保証を受けた中小企業者一人についての普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて政令で指定するものの保険額の合計額は、政令で定める。

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、東日本大震災復興緊急保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項、第三号の二第二項(同法第三条の三第四項において準用する場合を含む。)及び第五号の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、同法第三条の二第二項中「百分の八十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十)」とあるのは「百分の九十」とする。

4 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、東日本大震災復興緊急保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保証法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

(小規模企業者等設備導入資金助成法の特例)

第百二十九条 政令で定める都道府県は、小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和三十一年法律第百十五号)第三条第一項に規定する小規模企業者等設備導入資金貸付事業に係る貸付金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた事業者が平成二十三年三月三十一日以後に発給する同法第二条第五項に規定する設備貸付事業に係る資金の貸付け又は同法第六項に規定する設備貸付事業に係る設備の譲渡若しくは貸付け若しくはプログラムの使用権の提供に係るものについては、同法第五条第一項の規定にかかわらず、その償還期間を十年を超えない範囲内で政令で定める期間とすることができる。

2 前項の規定によりその償還期間が同項の政令で定める期間とされた小規模企業者等設備導入資金助成法第二条第四項に規定する貸付機関は、同法第五条第二項及び第三項の規定にかかわらず、当該資金の貸付けの償還期間又は当該設備の譲渡若しくは貸付け若しくはプログラムの使用権の提供に係る対価の支払期間について、九年を超えない範囲内で政令で定める期間とすることができる。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う工場整備事業等)  
第百三十条 独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下この条から第百三十二条までにおいて「機構」という。)は、特定被災区域その他政令で定める地域(以下この条から第百三十二条までにおいて「特定地域」という。)における特定事業者(東日本大震災により著しい被害を受けた事業者をいう。以下この条から第百三十二条までにおいて「同じ」の事業活動の活性化のための基盤を整備するため、特定地域において、工場、事業場又は工場若しくは事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡の業務を行う。)

2 機構は、前項の業務のほか、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第百四十七号)第十五条第一項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、特定事業者の事業活動の活性化のための基盤を整備するため、次に掲げる業務を行うことができる。

- 一 特定地域における工場又は事業場の整備並びに当該工場又は当該事業場の賃貸その他の管理及び譲渡
- 二 前項の規定により機構が行う工場又は事業場の整備と併せて整備されるべき公共の用に供する施設及び当該工場又は当該事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びに当該施設の賃貸その他の管理及び譲渡
- 三 前二項の業務に関連する技術的援助

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の特例)

第百三十一条 機構は、政令で定める日までの間、独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則第五条第一項第一号から第三号まで及び同条第二項の規定により管理を行っている工場用地、産業業務施設用地又は業務用地について、特定地域における特定事業者の事業の用に供するために管理及び譲渡の業務を行うことができる。

2 機構は、前項の業務を行うとする場合において、当該工場用地が独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則第五条第二項の規定による委託に係るものであるときは、あらかじめ、その委託をしている者の同意を得なければならない。

第百三十二条 機構は、政令で定める日までの間、独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則第八条の四第一項の規定により管理を行っている工場若しくは事業場又は工場用地若しくは業務用地について、特定地域における特定事業者の事業の用に供するために管理及び譲渡の業務を行うことができる。

(株式会社商工組合中央金庫法の特例)

第百三十三条 東日本大震災による被害に対処するために株式会社商工組合中央金庫が行う危機対応業務の円滑な実施のために行われる出資については、株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)附則第一条の二第二項中「平成二十三年度末」とあるのは「平成二十六年度末」として、同項の規定を適用する。

(適用)

第百三十四条 第百二十八条及び第百二十九条の規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。

第十章 国土交通省関係

(特定用途港施設の災害復旧事業に係る資金の貸付け)

第百三十五条 港湾法(昭和二十五年法律第百十八号)第五十五条の七第一項の規定により仙台臨港港における特定用途港施設の建設又は改良に係る資金につき港湾管理者から貸付けを受けた者が管理する当該貸付けに係る特定用途港施設のうち政令で定める施設であつて東日本大震災による被害を受けたものの災害復旧事業(災害にかつた施設を原形に復旧すること(原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設を含む。)を目的とする事業及び災害にかつた施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合においてこれに代わるべき必要な施設をすることを目的とする事業をいう。)に要する費用については、当該費用を特定用途港施設の建設又は改良に要する費用とみなして、同項及び同条第三項から第五項までの規定を適用する。

(空港の災害復旧工事の費用の負担の特例)

第百三十六条 国土交通大臣がその設置し、及び管理する空港法(昭和三十一年法律第八十号)第四十一条第一項第五号に掲げる空港であつて特定被災地方公共団体である県(次条において「特定県」という。)に存するものにおいて、同法第六十一条第一項に規定する消走路等又は同項に規定する空港用地であつて東日本大震災による被害を受けたものの同法第九十一条第一項に規定する災害復旧工事を施行する場合における同項の規定の適用については、同項中「百分の八十」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の二十」とあるのは「百分の十五」とする。

(指定空港機能施設事業者の災害復旧工事に係る資金の貸付け)

第百三十七条 国は、特定県が、当該特定県に存する空港法第四条第一項第五号に掲げる空港において航空旅客の取扱施設を管理する事業を行う同法第十五条第三項に規定する指定空港機能施設事業者で国土交通大臣が政令で定める基準に適合すると認める者に対し、東日本大震災による被害を受けた当該航空旅客の取扱施設(当該空港を利用する者の利便に資するものとして政令で定める施設であつて、当該指定空港機能施設事業者が管理するものを含む。)の同法第九十一条第一項に規定する災害復旧工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、その貸付けの条件が次項の規定によるほか第四項の政令で定める基準に適合しているときは、その貸付金に充てるため、その貸付金額の範囲内で政令で定める金額を無利子で当該特定県に貸し付けることができる。

2 特定県は、前項の国の貸付けに係る貸付けをしようとする場合において、政令で定めるところにより、その貸付けを受ける者が、その貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき、その他貸付けの条件に違反したときに、当該貸付けを受ける者から加算金を徴取することができる旨をその貸付けの条件に定めるものとする。

3 特定県は、前項の規定により貸付けの条件に定められたところにより加算金を徴取したときは、その徴取した加算金の全部又は一部に相当する金額を、政令で定めるところにより、国に納付するものとする。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の国の貸付金及び同項の国の貸付けに係る特定県の貸付金に關する償還方法、償還期限の繰上げ及び延長、延滞金の徴収その他必要な貸付けの条件の基準については、政令で定める。

(独立行政法人住宅金融支援機構の行う融資)

第百三十八条 独立行政法人住宅金融支援機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)第十三条第一項に規定する業務のほか、東日本大震災により、人の居住の用に供する建築物又は主として人の居住の用に供する部分からなる建築物の用に供する土地に損壊の損壊その他の被害が生じた場合において、当該土地の補修に必要な資金を貸し付けることができる。











政令第百二十六号

雇用保険法施行令の一部を改正する政令
内閣は、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第六十三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

雇用保険法施行令(昭和五十年政令第百二十五号)の一部を次のように改正する。
附則に次の一条を加える。

(東日本大震災に係る職業能力開発校等の施設及び設備に要する経費に関する補助金の特例)

第五条 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県が設置する
第十二条の職業能力開発校等の施設及び設備であつて、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に
発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)により著し
い被害を受けたものの災害復旧に要する経費に要する補助金の交付に係る第十三条第一項の規定の
平成二十三年度における適用については、同項中「二分の一」とあるのは「三分の一」と、同項第
一号中「建物の新設、増設又は改設に要する経費」とあるのは「東日本大震災(平成二十三年三月
十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次
号において同じ。)により著しい被害を受けた建物の災害復旧に要する経費」と、同項第二号中「機
械器具その他の設備の新設、増設又は改設に要する経費」とあるのは「東日本大震災により著しい
被害を受けた機械器具その他の設備の災害復旧に要する経費」とする。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 細川 律夫
内閣総理大臣 菅 直人

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二系第二項及び第三項の市町村を定める政令をここに公布する。

御名 御職

平成二十三年五月二日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第百二十七号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二系第二項及び第三項の市町村を定める政令
内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十二年法律第四十号)第二系第二項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

(特定被災地方公共団体)
第一条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(次条において「法」という。)第二系第二項の政令で定める市町村は、別表第一のとおりとする。

(特定被災区域)
第二条 法第二系第三項の災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用された市町村のうち政令で定めるものは、別表第二のとおりとする。

第三条 法第三項のこれに準ずる市町村として政令で定めるものは、別表第三のとおりとする。

附則
この政令は、公布の日から施行する。

別表第一(第一系関係)

Table with columns for Prefecture (e.g., 青森県, 岩手県, 宮城県) and lists of municipalities (e.g., 八戸市, 三沢市, 上北郡おいらせ町).

別表第二(第二系第一項関係)

Table with columns for Prefecture (e.g., 青森県, 岩手県, 宮城県) and lists of municipalities (e.g., 八戸市, 上北郡おいらせ町).

茨城県	水戸市 日立市 土浦市 石岡市 龍ヶ崎市 下妻市 常総市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 取手市 牛久市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 那珂市 筑西市 稲敷市 かつみがうら市 桜川市 神栖市 行方市 常陸那珂市 つくばみらい市 小美玉市 東茨城郡茨城町 同郡大洗町 同郡北相馬郡利根町 同郡東海村 久慈郡大子町 稲敷郡美浦村 同郡阿見町 同郡河内町 北相馬郡利根町
栃木県	宇都宮市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 芳賀郡益子町 同郡那珂川町 同郡茂木町 同郡市貝町 同郡芳賀町 塩谷郡高根沢町 那須郡那須町 同郡那珂川町
千葉県	千葉市 旭市 習志野市 我孫子市 浦安市 香取市 山武市 山武郡九十九里町 十日町市 上越市 中魚沼郡津南町
新潟県	下水内郡栄村
長野県	別表第三(第二條第二項関係)
青森県	三沢市 三戸郡階上町
茨城県	古河市 結城市
栃木県	足利市
千葉県	鎌子市 市川市 船橋市 松戸市 成田市 佐倉市 東金市 八千代市 印西市 富里市 印旛郡酒々井町 同郡栄町 香取郡多古町 同郡東庄町 山武郡横芝光町

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の総務省関係規定の施行等に関する政令をここに公布する。

御名 御電

平成二十三年五月二日

内閣総理大臣 菅 直人

総務大臣 片山 善博  
財務大臣 野田 佳彦  
文部科学大臣 高木 茂明  
厚生労働大臣 細川 律夫  
農林水産大臣 鹿野 道彦  
経済産業大臣 海江田万里  
国土交通大臣 大島 章宏  
環境大臣 松本 龍

政令第二百二十八号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の総務省関係規定の施行等に関する政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第六條第一号、第七條、第八條第一項及び第三項、第九條第三項並びに第十五條第二号並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年法律第九十四号)第十一條の規定に基づき、この政令を制定する。

(法第六條第一号の情報システム)

第一条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「法」という。)第六條第一号の政令で定める情報システムは、住民に関する事務の処理に係る情報システムで総務大臣が財務大臣と協議して定めるものとする。

御名 御電

平成二十三年五月二日

内閣総理大臣 菅 直人

総務大臣 片山 善博  
財務大臣 野田 佳彦  
文部科学大臣 高木 茂明

(法第七條の消防施設)

第二条 法第七條の政令で定める消防の用に供する施設は、消防ポンプ自動車、救助工作車及び救急自動車、救助用資機材及び救急用資機材、防火水槽その他消防の用に供する施設で総務大臣が財務大臣と協議して定めるものとする。

(法第八條第一項の年度等)

第三条 法第八條第一項の政令で定める年度は、平成二十四年度とする。

2 法第八條第一項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利率は、当該地方債を発行した年度における財政融資資金による引受けに係る地方債法(昭和二十三年法律第九十九号)第五條第四号の規定によつて起した地方債の利率によるものとする。

3 法第八條第一項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の償還期間は十五年(三年以内の据置期間を含む)以内とし、その償還は半年賦償還の方法によるものとする。

(法第九條第一項の地方債の利率及び償還方法)

第四条 法第九條第一項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利率は、当該地方債を発行した年度における財政融資資金による引受けに係る地方債法第五條第四号の規定によつて起した地方債の利率によるものとする。

2 法第九條第一項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の償還期間は十五年(三年以内の据置期間を含む)以内とし、その償還は半年賦償還の方法によるものとする。

(法第十五條第二号の給付)

第五条 法第十五條第二号に規定する政令で定める給付は、次に掲げる給付とする。

一 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)附則第十九條の規定による退職共済年金

二 地方公務員等共済組合法附則第二十六條第二項から第四項までの規定による退職共済年金

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第十三條の特例)

第六条 平成二十三年度における地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(平成十九年政令第三百九十七号)第十三條の規定の適用については、同令附則第十條の規定にかかわらず、同令第十三條中「次に掲げる場合」とあるのは「次に掲げる場合並びに地方財政法第三十三條の五の二第二項並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第八條第一項の規定により地方公共団体が地方債をもつてその歳出の財源とする」とすることができる場合」とする。

2 平成二十四年度における地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第十三條の規定の適用については、同令附則第十條の規定にかかわらず、同令第十三條中「次に掲げる場合」とあるのは、「次に掲げる場合並びに地方財政法第三十三條の五の二第二項及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第八條第一項の規定により地方公共団体が地方債をもつてその歳出の財源とする」とすることができる場合」とする。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

御名 御電

平成二十三年五月二日

内閣総理大臣 菅 直人

総務大臣 片山 善博  
財務大臣 野田 佳彦  
文部科学大臣 高木 茂明

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二十六條第一項第二号の給付を定める政令をここに公布する。

御名 御電

平成二十三年五月二日

内閣総理大臣 菅 直人

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二十六條第一項第二号の給付を定める政令をここに公布する。

御名 御電

平成二十三年五月二日

内閣総理大臣 菅 直人

附則

この省令は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に關する法律(平成二十三年法律第四十号)の施行の日から施行する。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に關する法律(平成二十三年法律第四十号)を實施するため、及び私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第四十九条の規定に基づき、東日本大震災に対処するための私立学校教職員共済法の特例に關する省令を次のように定める。

平成二十三年五月二日

文部科学大臣 高木 義明

東日本大震災に対処するための私立学校教職員共済法の特例に關する省令

第一条 学校法人等(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に關する法律(平成二十三年法律第四十号)以下「法」という。第三十八条第一項に規定する学校法人等をいう。以下同じ)は、加入者について、当該学校法人等において受けた給与の額が同項の規定に該當するに至つたときは、連やかに、私立学校教職員共済法施行規則(昭和二十八年文部省令第二十八号)以下「私学共済規則」という)様式第七号による届出に、東日本大震災(法第二条第一項に規定する東日本大震災をいう。次項において同じ)による被害を受けたことを明らかにできる書類を添えて、日本私立学校振興・共済事業団(以下「事業団」という)に提出しなければならない。

2 東日本大震災による被害を受けたことにより傷病手当金の支給を受けようとする者は、法第三十八条第四項の規定により読み替えられた準用国共済法(私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第二十五条において読み替へて準用する国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)をいう。以下同じ)第六十六条第一項の規定が適用される場合においては、私学共済規則第十四条第一項の請求書に、同条第二項各号に掲げる届出のほか、東日本大震災による被害を受けたことにより病気になるか若しくは負傷し又はこれらにより生じた病気になるかかったことを明らかにすることができる書類を添えなければならない。

(退職共済年金の額の改定の特例)

第二条 事業団は、平成二十三年三月一日から法第九十六条に規定する厚生労働大臣が定める日までの間に退職した者であつて、かつ、同条第一号に規定する厚生労働大臣が定める区域に住居を有するものに係る準用国共済法第七十七条第四項の規定による退職共済年金の額の改定については、その者の私学共済規則第二十六条第一項の請求がない場合であつても、必要があると認めるときは、準用国共済法第七十七条第四項の改定を行うことができる。

(死亡に係る給付の決定の特例)

第三条 私学共済規則第四十二条(私学共済規則第十七条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ)の規定により行う支払未済の給付の請求は、私立学校教職員共済法による給付の支払を受けるべきであつた旨でその支払を受けなかつたものが法第四十一条において準用する法第三十二条に規定する状態に該當するものであるときは、私学共済規則第四十二条第二項に規定する当該給付の支払を受けたべきであつた者でその支払を受けなかつたものの死亡を証する書類に代えて、その者が行方不明となつた事実又は死亡した事実を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

2 私学共済規則第十一條の規定により行う埋葬料及び家族埋葬料の請求は、加入者若しくはその被扶養者又は加入者であつた者が法第四十一条において準用する法第三十二条に規定する状態に該當するものであるときは、私学共済規則第十一條第二項に規定する書類に代えて、加入者若しくはその被扶養者又は加入者であつた者が行方不明となつた事実又は死亡した事実を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

3 私学共済規則第十二條の規定により行う弔慰金及び家族弔慰金の請求は、加入者又はその被扶養者が法第四十一条において準用する法第三十二条に規定する状態に該當するものであるときは、私学共済規則第十二條第二項第一号に規定する書類に代えて、加入者又はその被扶養者が行方不明となつた事実又は死亡した事実を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

4 私学共済規則第三十三條の六の規定により行う遺族共済年金の決定の請求は、加入者又は加入者であつた者が法第四十一条において準用する法第三十二条に規定する状態に該當するものであるときは、私学共済規則第三十三條の六第二項第三号に掲げる書類に代えて、加入者又は加入者であつた者が行方不明となつた事実又は死亡した事実を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

であるときは、私学共済規則第三十三條の六第二項第三号に掲げる書類に代えて、加入者又は加入者であつた者が行方不明となつた事実又は死亡した事実を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

5 私学共済規則第三十三條の九の規定により行う遺族共済年金の転給の請求は、遺族共済年金の受給権者が法第四十一条において準用する法第三十二条に規定する状態に該當するものであるときは、私学共済規則第三十三條の九第二項第一号に掲げる書類に代えて、遺族共済年金の受給権者が行方不明となつた事実又は死亡した事実を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

(掛金の免除の申請等)

第四条 法第四十二条第一項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同項第二号に該當することを明らかにすることができるとする書類を添えて、これを事業団に提出することにより行うものとする。

1 学校法人等の名称及び所在地  
2 法第四十二条第二項第二号に該當するに至つた年月  
3 法第四十二条第二項の規定による届出は、連やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を事業団に提出することにより行うものとする。

1 学校法人等の名称及び所在地  
2 法第四十二条第一項第二号に該當しなくなるに至つた年月

附則

この省令は、公布の日から施行する。  
○厚生労働省令第五十七号  
東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に關する法律(平成二十三年法律第四十号)及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に關する法律(平成二十三年法律第四十号)の施行に關する省令を次のように定める。

平成二十三年五月二日  
厚生労働大臣 細川 律夫

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に關する法律の厚生労働省令(健康保険の標準報酬月額額の改定に係る届出等)

第一条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に關する法律(平成二十三年法律第四十号)以下「法」という)第四十九条第一項及び第二項の規定による健康保険の標準報酬月額額の改定に係る届出については、健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)以下「健康保険規則」という)第二十六条の規定を準用する。

2 前項において準用する健康保険規則第二十六条の規定による届出を行う事業主は、提出すべき届書に東日本大震災(法第二条第一項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ)による被害を受けたことを明らかにすることができる書類を添付しなければならない。

3 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第十九条第一項の規定により傷病手当金の支給を受けようとする者(東日本大震災による被害を受けたことにより傷病手当金の支給を受けようとする者に限る)は、法第四十九条第四項の規定により読み替えられた健康保険法第九十九条第一項の規定が適用される場合においては、健康保険規則第八十四条第一項の申請書に、同条第二項、第五項及び第六項の規定により添付しなければならないこととされる書類のほか、東日本大震災による被害を受けたことにより疾病若しくは負傷又はこれによる疾病が発生したことを明らかにすることができる書類を添付しなければならない。

(健康保険の保険料の免除の申請等)

第二条 法第五十七条第一項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同項第二号に該當することを明らかにすることができるとする書類を添付し、これを日本年金機構(以下「機構」という)又は健康保険組合に提出することにより行うものとする。

1 事業所の名称及び所在地  
2 法第五十七条第一項第二号に該當するに至つた年月

2 法第五十七條第一項の規定による免除と同時に法第九十五條第一項の規定による免除を受けようとする場合においては、前項の申請書にその旨を付記するものとする。

第三條 法第五十七條第二項の規定による届出は、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出を機體又は健康保險組合に提出することによつて行うものとする。

一 事業所の名称及び所在地  
二 法第五十七條第一項第一号に該当しなくなるに至つた年月

2 前項の届書提出する事業主は、その事業所が法第九十五條第一項第二号に該当しなくなるに至つたときは、前項の届書にその旨を付記するものとする。

(通知)  
第四條 機體又は健康保險組合は、法第四十九條第一項若しくは第二項の規定による標準報酬月額の設定又は法第五十七條第一項の規定による保険料の額の免除を行つたときは、その旨を事業主に通知しなければならない。

2 事業主は、前項の通知があつたときは、速やかに、これを被保険者に通知しなければならない。

(代理人の選任に関する規定の準用)  
第五條 健康保險第三十五條の規定は、第一條から第三條までの規定により届出又は申請を行う事業主について準用する。

(船舶保険の標準報酬月額の改定に係る届出等)  
第六條 船舶所有者(船舶保險法(昭和十四年法律第七十三号)以下この条において「船舶法」といふ)第三條に規定する船舶所有者をいう。以下この条及び第八條から第十一條までにおいて同じ。は、その使用する船舶保險の被保険者が法第五十九條に該当するに至つたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出に、東日本大震災による被害を受けたことを明らかにすることができる書類を添付し、これを機體に提出しなければならない。この場合において、当該船舶保險の被保険者が同時に厚生年金保險の被保険者であるときは、当該届書に第三種被保険者(國民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第二十四号)附則第五條第一号に規定する第三種被保険者をいう)に該当することの有無及び厚生年金保險の従前の標準報酬月額を付記しなければならない。

1 船舶所有者の氏名及び住所(船舶所有者が法人であるときは、名称及び主たる事務所の所在地又は仮住居とする。第八條及び第九條において同じ。)  
二 被保険者の記号及び番号並びに被保険者の氏名及び生年月日  
三 被保険者の報酬月額  
四 被保険者の報酬月額又は船舶保險法施行規則(昭和十五年厚生省令第五号)以下この条次条及び第十一條において「船舶規則」という)第七條各号に掲げる要素の変更があつた年月日  
五 被保険者の従前の標準報酬月額

2 船舶所有者は、報酬が歩合により定められる船舶保險の被保険者の歩合による報酬に關しては、前項の届書に変更があつた要素の概要及び船舶法第二十條第一項第五号イ、ロ又はハに掲げる額のいずれを基準としたかの別並びに報酬月額の算定基礎の明細を記載した書類を添付しなければならない。

3 船舶法第六十九條の規定により傷病手当金の支給を受けようとする者(東日本大震災による被害を受けたことにより傷病手当金の支給を受けようとする者に限る)は、法第五十九條第三項の規定により読み替えられた船舶法第六十九條第一項の規定が適用される場合においては、船舶規則第六十九條第一項の申請書に、同条第二項、第五項及び第六項の規定により添付しなければならないこととされる書類のほか、東日本大震災による被害を受けたことにより疾病若しくは負傷又はこれによる疾病が発生したことを明らかにすることができる書類を添付しなければならない。

4 船舶法第八十五條第一項の規定により休業手当金の支給を受けようとする者(東日本大震災による被害を受けたことにより休業手当金の支給を受けようとする者に限る)は、法第五十九條第五項の規定により読み替えられた船舶法第八十五條第二項の規定が適用される場合においては、船舶規則百十三條第一項の申請書に、同条第二項の規定により添付しなければならないこととされる書類のほか、東日本大震災による被害を受けたことにより疾病若しくは負傷又はこれによる疾病が発生したことを明らかにすることができる書類を添付しなければならない。

5 船舶法第八十七條第一項の規定により障害年金の支給を受けようとする者及び同条第二項の規定により障害手当金の支給を受けようとする者は、法第五十九條第六項の規定により読み替えられた船舶法第八十七條第一項及び第八十八條が適用される場合又は法第五十九條第七項の規定により読み替えられた船舶法第九十條の規定が適用される場合においては、船舶規則百十五條第一項の申請書に、同条第二項の規定により添付しなければならないこととされる書類のほか、東日本大震災による被害を受けたことにより疾病若しくは負傷又はこれによる疾病が発生したことを明らかにすることができる書類を添付しなければならない。

6 船舶法第九十一條の規定により障害差額一時金の支給を受けようとする者は、法第五十九條第八項の規定により読み替えられた船舶法第九十一條の規定が適用される場合においては、船舶規則百十八條第一項の申請書に、同条第二項の規定により添付しなければならないこととされる書類のほか、東日本大震災による被害を受けたことにより疾病若しくは負傷又はこれによる疾病が発生したことを明らかにすることができる書類を添付しなければならない。

7 船舶法第九十二條の規定により障害年金差額一時金の支給を受けようとする者は、法第五十九條第九項の規定により読み替えられた船舶法第九十二條の規定が適用される場合においては、船舶規則百二十五條の規定により読み替へて準用する船舶規則百二十四條第一項の申請書に、同条第三項の規定により添えなければならないこととされる書類のほか、東日本大震災による被害を受けたことにより当該障害年金差額一時金に係る船舶保險の被保険者又は被保険者であつた者(以下この条及び次条において「船舶被保険者等」といふ)について疾病若しくは負傷又はこれによる疾病が発生したことを明らかにすることができる書類を添付しなければならない。

8 船舶法第九十七條の規定により遺族年金の支給を受けようとする者は、法第五十九條第十項の規定により読み替えられた船舶法第九十七條及び第九十八條第一項の規定が適用される場合においては、船舶規則百二十九條第一項の申請書に、同条第三項及び第四項の規定により添えなければならないこととされる書類のほか、東日本大震災による被害を受けたことにより死亡した疾病若しくは負傷又はこれによる疾病により当該遺族年金に係る船舶被保険者等が死亡したことを明らかにすることができる書類を添付しなければならない。

9 船舶法百一條の規定により遺族一時金の支給を受けようとする者は、法第五十九條第十一項の規定により読み替えられた船舶法百一條が適用される場合においては、船舶規則百三十九條第一項の申請書に、同条第二項の規定により添えなければならないこととされる書類のほか、東日本大震災による被害を受けたことにより死亡した疾病若しくは負傷又はこれによる疾病により当該遺族一時金に係る船舶被保険者等が死亡したことを明らかにすることができる書類を添付しなければならない。

10 船舶法百一條の規定により遺族年金差額一時金の支給を受けようとする者は、法第五十九條第十二項の規定により読み替えられた船舶法百一條第二項の規定が適用される場合においては、船舶規則百四十條第一項の申請書に、同条第二項の規定により添付しなければならないこととされる書類のほか、東日本大震災による被害を受けたことにより死亡した疾病若しくは負傷又はこれによる疾病により当該遺族年金差額一時金に係る船舶被保険者等が死亡したことを明らかにすることができる書類を添付しなければならない。

11 船舶保險法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)以下この項及び次項において「船舶令」といふ)第二條第一項の規定により埋葬料付加金の支給を受けようとする者は、東日本大震災に對処するための特別の財政援助及び助成に關する法律の厚生労働省關係規定の施行等に關する政令(平成二十三年政令第三百一十一号)以下「令」といふ)第四條第一項の規定により読み替えられた船舶令第二條第一項の規定が適用される場合においては、船舶規則第七十二條第一項の申請書に、東日本大震災による被害を受けたことにより死亡した疾病若しくは負傷又はこれによる疾病により当該埋葬料付加金に係る船舶被保険者等が死亡したことを明らかにすることができる書類を添付しなければならない。

12 船保令第二項の規定により家族葬料付加金の支給を受けようとする者は、令第四條第二項の規定により読み替えられた船保令第二條第二項の規定が適用される場合においては、船保規則第八十四條第一項の申請書に、東日本大震災による被害を受けたことにより発した疾病若しくは負傷又はこれによる疾病により当該家族葬料付加金に係る被扶養者が死亡したことを明らかにすることができ、書類を添付しなければならない。

(船員保険法等の死亡に係る給付の申請の特例)  
第七條 船保規則第二百二十九條の規定により行う遺族年金の申請は、船保被保険者等が法第六十條に規定する状態に該当するものであるときは、船保規則第二百二十九條第三項第二号に掲げる書類に代えて、船保被保険者等が行方不明となつた事実又は死亡した事実を明らかにすることができ、書類を添えなければならない。

2 船保規則第二百二十九條の規定により行う遺族一時金の申請は、船保被保険者等が法第六十條に規定する状態に該当するものであるときは、船保規則第二百二十九條第二号に掲げる書類に代えて、船保被保険者等が行方不明となつた事実又は死亡した事実を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

(船員保険の保険料の免除の申請等)  
第八條 法第六十六條第一項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同項第二号に該当することを明らかにすることができ、書類を添付し、これを機密に提出することによつて行うものとする。

一 船舶所有者の氏名及び住所  
二 法第六十六條第一項第二号に該当するに至つた年月

2 前項の規定による免除と同時に法第六十五條第一項の規定による免除を受けようとする場合においては、前項の申請書にその旨を付記するものとする。

第九條 法第六十六條第二項の規定による届出は、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出を機密に提出することによつて行うものとする。

2 前項の規定による免除と同時に法第六十五條第一項第二号に該当しなくなるに至つたときは、前項の届出にその旨を付記するものとする。

(通知)  
第十條 機密は、法第五十九條第一項若しくは第二項の規定による標準報酬月額額の改定又は法第六十六條第一項の規定による保険料の額の免除を行つたときは、その旨を船舶所有者に通知しなければならない。

2 船舶所有者は、前項の通知があつたときは、速やかに、これを被保険者に通知しなければならない。

(代理人の選任に関する規定の準用)  
第十一條 船保規則第二百二十二條の規定は、第六條、第八條及び第九條の規定により届出又は申請を行う船舶所有者について準用する。

第十二條 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号)第十九條第一項の規定による当該事業主のうち、法第八十一條第一項の規定により一般保険料の額を免除されたものについては、失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の徴収等に関する法律の施行に伴う労働者災害補償等に関する省令(昭和四十七年労働省令第九号)第八條に定める特別保険料の徴収期間から、法第八十一條第一項に規定する免除対象期間を除くものとする。

(第一種特別加入保険料の免除額)  
第十三條 法第八十一條第一項の第一種特別加入保険料の額のうち免除対象期間に係る部分として厚生労働省令で定める額は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則(昭和四十七年労働省令第八号)以下「徴収規則」という)第二十一條第一項に規定する第一種特別加入者の労働者災害補償保険法施行規則(昭和三十年労働省令第二十二号)以下「労災規則」という)第四十六條の二十第一項の給付基礎日額に應ずる徴収別表第四の右欄に掲げる額を十二で除して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを二に切り上げる。)に法第八十一條

第一項に規定する免除対象期間の月数を乗じて得た額の総額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数を、切り捨てて)に労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)以下「徴収法」という)第十三條に規定する第一種特別加入保険料率を乗じて得た額とする。

第十四條 法第八十一條第三項特別加入保険料の額のうち免除対象期間に係る部分として厚生労働省令で定める額は、徴収規則第二十二條の二に規定する第三種特別加入者の労災規則第四十六條の二十五の三において準用する労災規則第四十六條の二十第一項の給付基礎日額に應ずる徴収別表第四の右欄に掲げる額を十二で除して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを二に切り上げる。)に法第八十一條第一項に規定する免除対象期間の月数を乗じて得た額の総額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数を、切り捨てて)に徴収法第十四條の二に規定する第三種特別加入保険料率を乗じて得た額とする。

(第三種特別加入保険料の免除額)  
第十五條 法第八十一條第二項の厚生労働省令で定める額は、同項各号のいずれにも該当する第二種特別加入者(徴収法第十四條第一項に規定する第二種特別加入者をいう。)の労災規則第四十六條の二十四において準用する労災規則第四十六條の二十第一項の給付基礎日額に應ずる徴収別表第四の右欄に掲げる額を十二で除して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを二に切り上げる。)に当該第二種特別加入者について法第八十一條第二項第二号に該当するに至つた月から同号に該当しなくなるに至つた月の前月(その月が平成二十四年三月以後であるときは、同年二月)までの期間の月数を乗じて得た額の総額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数を、切り捨てて)に徴収法第十四條第一項に規定する第二種特別加入保険料率を乗じて得た額とする。

(労働保険の保険料等の免除の申請等)  
第十六條 法第八十一條第一項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同項第二号に該当することを明らかにすることができ、書類を添付し、これを事業場の所在地を管

轄する都道府県労働局労働保険特別会計歳入徴収官(以下「所轄都道府県労働局歳入徴収官」という。)に提出することによつて行うものとする。

一 事業の名称及びその行われる場所並びに事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地  
二 法第八十一條第一項第二号に該当しなくなるに至つた年月

2 前項の規定は、法第八十一條第四項の規定による届出について準用する。この場合において、前項中「法第八十一條第一項第二号」とあるのは、「法第八十一條第二項第二号」と読み替へるものとする。

(通知)  
第十八條 所轄都道府県労働局歳入徴収官は、法第八十一條第一項の規定による同項第二号に規定する労働保険料の額の免除を行つたときは、その旨を事業主に通知しなければならない。

事業主は、前項の通知があつたときは、速やかに、これを雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第四條第一項に規定する被保険者に通知しなければならない。

3 第一項の規定は、法第八十一條第二項の規定による第二種特別加入保険料の額の免除又は法第八十四條の規定による一般拠出金の額の免除について準用する。

第十七條 法第八十一條第三項の規定による届出は、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出を事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出することによつて行うものとする。

一 事業の名称及びその行われる場所並びに事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地  
二 法第八十一條第一項第二号に該当しなくなるに至つた年月

2 前項の規定は、法第八十一條第四項の規定による届出について準用する。この場合において、前項中「法第八十一條第一項第二号」とあるのは、「法第八十一條第二項第二号」と読み替へるものとする。

(通知)  
第十八條 所轄都道府県労働局歳入徴収官は、法第八十一條第一項の規定による同項第二号に規定する労働保険料の額の免除を行つたときは、その旨を事業主に通知しなければならない。

事業主は、前項の通知があつたときは、速やかに、これを雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第四條第一項に規定する被保険者に通知しなければならない。





2 前項の規定により特例障害者食費等減免給付費の支給を行わないこととした市町村は、次の各号に掲げる事項を書面により当該特例障害者食費等減免給付費に係る被災支給決定障害者等に通知し、受給者証の提出を求めるものとする。  
一 特例障害者食費等減免給付費の支給を行わないこととした旨  
二 受給者証の提出する必要がある旨  
三 前項の被災支給決定障害者等の受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

4 市町村は、第一項の特例障害者食費等減免給付費の支給を行わないこととした場合には、受給者証にその旨を記載し、これを返還するものとする。  
(特別調整交付金の額の特例)  
第二十九条 法第九十条第二項の規定により補助を受けた市町村について介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令(平成十二年厚生労働省令第二十六号)第七条の規定を適用する場合は、「の額(当該措置について国の補助金があるときは、当該額から当該補助金で当該市町村に係るものの額を控除した額)」と、同条第二号中「額」とあるのは「額(当該費用について国の補助金があるときは、当該額から当該補助金で当該市町村に係るものの額を控除した額)」とする。

第三十条 法第九十条第一項の規定による支給を受けようとする被災介護保険被保険者(同項に規定する被災介護保険被保険者をいう。以下この条において同じ)は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。  
一 被災介護保険被保険者に該当する旨  
二 氏名、性別、生年月日及び住所  
三 指定施設サービス等(介護保険法(平成十九年法律第百二十三号)第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等をいう)又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(同法第八十二条第二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう)を受け

ている場合にあつては、当該指定施設サービス等又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている介護保険施設(同条第二十二項に規定する介護保険施設をいう)又は地域密着型介護老人福祉施設(同条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう)の名称及び所在地  
四 前号の介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所し、又は入院した年月日  
五 介護保険施設施行規則(平成十一年厚生省令第百三十六号)第二十六条第一項の被保険者証の番号  
2 前項の申請書には、同項第一号及び第四号に掲げる事項を証する書類並びに介護保険施設施行規則第八十三条の六第四項に規定する認定証(同項の規定により交付を受けている場合に限り、を添付しなければならない。ただし、市町村は、これらにより明らかにすべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略することができる。  
3 市町村は、第一項の申請に基づき、申請者が被災介護保険被保険者であつて、特定介護サービス(介護保険法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ)を受け、又は受けていると認めるときは、その旨を記載した認定証(以下この条において「認定証」という)を、当該被災介護保険被保険者に有効期間を定めて交付しなければならない。  
4 認定証の交付を受けた被災介護保険被保険者が、次のいずれかに該当するに至つたときは、遅滞なく、認定証を市町村に返還しなければならない。  
一 被災介護保険被保険者に該当しなくなつたとき。  
二 認定証の有効期限に至つたとき。  
5 介護保険施設施行規則第二十八条の規定は、認定証の検認及び更新について準用する。  
6 被災介護保険被保険者は、認定証を破り、汚し、又は失つたときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を受けなければならない。  
一 氏名、性別、生年月日及び住所  
二 再交付申請の理由  
7 認定証を破り、又は汚した場合の前項の申請書には、同項の申請書に、その認定証を添えなければならない。

8 被災介護保険被保険者は、認定証の再交付を受けた後、失つた認定証を発見したときは、直ちに、発見した認定証を市町村に返還しなければならない。  
9 被災介護保険被保険者は、特定介護サービスを受けようとするときは、特定介護保険施設等(介護保険法第五十一条の三第一項に規定する特定介護保険施設等をいう)に提示する被保険者証に、認定証を添えなければならない。  
(法第九十一条第一項の規定による支給の申請等)

第三十一条 前条の規定は、法第九十一条第一項の規定による支給について準用する。  
(法第九十二条第一項の規定による支給の申請等)  
第三十二条 第三十条の規定は、法第九十二条第一項の規定による支給について準用する。この場合において、第三十条第一項中「被災介護保険被保険者(同項に規定する被災介護保険被保険者)」とあるのは「介護保険施設施行法(平成九年法律第百二十四号)第十三条第三項に規定する要介護旧措置入所者であつて、法第九十二条第一項の規定に基づき、市町村が、東日本大震災による被害を受けたことにより特定介護サービスに必要な費用を負担することが困難であると認められたもの(以下この条において「被災介護保険被保険者」という。))と読み替へるものとする。  
(厚生年金保険の標準報酬月額額の改定に係る届出等)

第三十三条 厚生年金保険の適用事業所の事業主(厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第六条第一項第三号に規定する船舶所有者(以下単に「船舶所有者」という)を除く。以下この条において同じ)は、その使用する厚生年金保険の被保険者が法第九十四条第一項又は第二項に該当するに至つたときは、速やかに、厚生年金保険法施行規則(昭和二十九年厚生省令第百三十七号)以下「厚生規則」という)第十九条第一項に規定する厚生年金保険被保険者報酬月額変更届又は当該届出に記載すべき事項を記録した磁気ディスクに、東日本大震災による被害を受けたことを明らかにすることができる書類を添付し、これを機密に提出しなければならない。

2 船舶所有者は、その使用する厚生年金保険の被保険者又は七十歳以上の使用される者が法第九十四条第一項又は第二項(これらの規定を同条第四項において読み替へて準用する場合を含む)に該当するに至つたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書に、東日本大震災による被害を受けたことを明らかにすることができる書類を添付し、これを機密に提出しなければならない。この場合において、被保険者が同時に船舶保険の被保険者であることにより、第六条の規定によつて届出を提出するときは、これに併記して行うものとする。  
一 被保険者又は七十歳以上の使用される者の氏名及び生年月日  
二 基礎年金番号  
三 船舶所有者に使用される厚生年金保険の被保険者が同法第九十四条第一項に規定する法律第五十条の規定による改正前の船舶保険法第三十四条第一項第一号イからハまでに規定する漁船以外の漁船に乗り込む者であるかないかの区別  
四 厚生年金保険の標準報酬月額又は標準報酬月額に相当する額の変更年月  
五 変更前の厚生年金保険の標準報酬月額又は標準報酬月額に相当する額  
六 厚生年金保険の報酬月額  
七 船舶所有者の氏名及び住所(船舶所有者が法人であるときは、名称及び主たる事務所の所在地又は仮住所とする。次条及び第三十五条において同じ)。  
3 厚生年金保険の適用事業所の事業主は、その使用する七十歳以上の使用される者が法第九十四条第四項において読み替へて準用する同条第一項又は第二項に該当するに至つたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届出書(正副二通に、東日本大震災による被害を受けたことを明らかにすることができる書類を添付し、これを機密に提出することによつて行うものとする。

らな。この場合において、被保険者が同時に全国健康保険協会の管掌する健康保険の被保険者であることにより、第一条第一項において準用する健康保険法第二十六条の規定によつて届出又は磁気ディスクを提出するときは、これに併記又は記録して行うものとする。  
2 船舶所有者は、その使用する厚生年金保険の被保険者又は七十歳以上の使用される者が法第九十四条第一項又は第二項(これらの規定を同条第四項において読み替へて準用する場合を含む)に該当するに至つたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書に、東日本大震災による被害を受けたことを明らかにすることができる書類を添付し、これを機密に提出しなければならない。この場合において、被保険者が同時に船舶保険の被保険者であることにより、第六条の規定によつて届出を提出するときは、これに併記して行うものとする。  
一 被保険者又は七十歳以上の使用される者の氏名及び生年月日  
二 基礎年金番号  
三 船舶所有者に使用される厚生年金保険の被保険者が同法第九十四条第一項に規定する法律第五十条の規定による改正前の船舶保険法第三十四条第一項第一号イからハまでに規定する漁船以外の漁船に乗り込む者であるかないかの区別  
四 厚生年金保険の標準報酬月額又は標準報酬月額に相当する額の変更年月  
五 変更前の厚生年金保険の標準報酬月額又は標準報酬月額に相当する額  
六 厚生年金保険の報酬月額  
七 船舶所有者の氏名及び住所(船舶所有者が法人であるときは、名称及び主たる事務所の所在地又は仮住所とする。次条及び第三十五条において同じ)。  
3 厚生年金保険の適用事業所の事業主は、その使用する七十歳以上の使用される者が法第九十四条第四項において読み替へて準用する同条第一項又は第二項に該当するに至つたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届出書(正副二通に、東日本大震災による被害を受けたことを明らかにすることができる書類を添付し、これを機密に提出することによつて行うものとする。

らな。この場合において、被保険者が同時に全国健康保険協会の管掌する健康保険の被保険者であることにより、第一条第一項において準用する健康保険法第二十六条の規定によつて届出又は磁気ディスクを提出するときは、これに併記又は記録して行うものとする。  
2 船舶所有者は、その使用する厚生年金保険の被保険者又は七十歳以上の使用される者が法第九十四条第一項又は第二項(これらの規定を同条第四項において読み替へて準用する場合を含む)に該当するに至つたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書に、東日本大震災による被害を受けたことを明らかにすることができる書類を添付し、これを機密に提出しなければならない。この場合において、被保険者が同時に船舶保険の被保険者であることにより、第六条の規定によつて届出を提出するときは、これに併記して行うものとする。  
一 被保険者又は七十歳以上の使用される者の氏名及び生年月日  
二 基礎年金番号  
三 船舶所有者に使用される厚生年金保険の被保険者が同法第九十四条第一項に規定する法律第五十条の規定による改正前の船舶保険法第三十四条第一項第一号イからハまでに規定する漁船以外の漁船に乗り込む者であるかないかの区別  
四 厚生年金保険の標準報酬月額又は標準報酬月額に相当する額の変更年月  
五 変更前の厚生年金保険の標準報酬月額又は標準報酬月額に相当する額  
六 厚生年金保険の報酬月額  
七 船舶所有者の氏名及び住所(船舶所有者が法人であるときは、名称及び主たる事務所の所在地又は仮住所とする。次条及び第三十五条において同じ)。  
3 厚生年金保険の適用事業所の事業主は、その使用する七十歳以上の使用される者が法第九十四条第四項において読み替へて準用する同条第一項又は第二項に該当するに至つたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届出書(正副二通に、東日本大震災による被害を受けたことを明らかにすることができる書類を添付し、これを機密に提出することによつて行うものとする。

らな。この場合において、被保険者が同時に全国健康保険協会の管掌する健康保険の被保険者であることにより、第一条第一項において準用する健康保険法第二十六条の規定によつて届出又は磁気ディスクを提出するときは、これに併記又は記録して行うものとする。  
2 船舶所有者は、その使用する厚生年金保険の被保険者又は七十歳以上の使用される者が法第九十四条第一項又は第二項(これらの規定を同条第四項において読み替へて準用する場合を含む)に該当するに至つたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書に、東日本大震災による被害を受けたことを明らかにすることができる書類を添付し、これを機密に提出しなければならない。この場合において、被保険者が同時に船舶保険の被保険者であることにより、第六条の規定によつて届出を提出するときは、これに併記して行うものとする。  
一 被保険者又は七十歳以上の使用される者の氏名及び生年月日  
二 基礎年金番号  
三 船舶所有者に使用される厚生年金保険の被保険者が同法第九十四条第一項に規定する法律第五十条の規定による改正前の船舶保険法第三十四条第一項第一号イからハまでに規定する漁船以外の漁船に乗り込む者であるかないかの区別  
四 厚生年金保険の標準報酬月額又は標準報酬月額に相当する額の変更年月  
五 変更前の厚生年金保険の標準報酬月額又は標準報酬月額に相当する額  
六 厚生年金保険の報酬月額  
七 船舶所有者の氏名及び住所(船舶所有者が法人であるときは、名称及び主たる事務所の所在地又は仮住所とする。次条及び第三十五条において同じ)。  
3 厚生年金保険の適用事業所の事業主は、その使用する七十歳以上の使用される者が法第九十四条第四項において読み替へて準用する同条第一項又は第二項に該当するに至つたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届出書(正副二通に、東日本大震災による被害を受けたことを明らかにすることができる書類を添付し、これを機密に提出することによつて行うものとする。

- 一 七十歳以上の使用される者の氏名及び生年月日
- 二 基礎年金番号
- 三 標準報酬月額に相当する額の変更年月
- 四 変更前の標準報酬月額に相当する額
- 五 報酬月額
- 六 事業所の名称及び所在地並びに事業主の氏名及び名称
- 七 第一項の規定により磁気ディスクで届出を行う場合には、次の各号に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。
  - 一 事業主の氏名又は名称
  - 二 事業所の名称及び所在地
  - 三 届出の件数
- 八 (厚生年金保険の保険料の免除の申請等)
  - 第三十四条 法第九十五条第一項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同項第二号に該当することを明らかにすることができ書類を添付し、これを機密に提出することによって行うものとする。この場合において、厚生年金保険の適用事業所の事業主が同時に全国健康保険協会の管掌する健康保険の被保険者を使用する事業主又は船舶所有者であることにより、第二号又は第八号の規定によって申請書を提出するときは、これに併記して行うものとする。
    - 一 事業所の名称及び所在地又は船舶所有者の氏名及び住所
    - 二 法第九十五条第一項第二号に該当するに至った年月
  - 第三十五条 法第九十五条第二項の規定による届出は、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を機密に提出することによって行うものとする。この場合において、厚生年金保険の適用事業所の事業主が同時に全国健康保険協会の管掌する健康保険の被保険者を使用する事業主又は船舶所有者であることにより、第三号又は第九号の規定によって届書を提出するときは、これに併記して行うものとする。
    - 一 事業所の名称及び所在地又は船舶所有者の氏名及び住所
    - 二 法第九十五条第一項第二号に該当するに至った年月

- (通知)
  - 第三十六条 機構は、法第九十四条第一項若しくは法第九十五条第一項の規定による保険料の額の免除を行つたときは、その旨を事業主に通知しなければならない。
  - 二 事業主は、前項の通知があつたときは、速やかに、これを被保険者に通知しなければならない。
  - 三 厚年規則第二十五条第一項の規定は、前項の通知について準用する。
  - 四 (代理人の選任に関する規定の準用)
    - 第三十七条 厚年規則第二十九条及び第三十条の規定は、第三十三号から第三十五号までの規定により届出又は申請を行う事業主について準用する。
    - 第三十八条 厚生年金基金(以下「基金」という。)の設立に係る適用事業所の事業主は、令第十一一条第一項の規定によるその例によることができ、こととされて法第九十四条第一項又は第二項の規定に該当する加入員について、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届出書(以下「届出書」という。)を提出し、これを機密に提出することにより、第三号又は第四号の規定により加入員を添付し、これを基金を除く。)に提出しなければならない。
      - 一 氏名及び性別
      - 二 加入員に関する原簿の番号
      - 三 報酬の月額
    - 五 (基金の掛金等の免除の届出等)
      - 第三十九条 令第十一一条第二項又は第三項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書(以下「届出書」という。)を提出し、これを機密に提出することにより、第三号又は第四号の規定により加入員を添付し、これを基金を除く。)に提出しなければならない。
        - 一 事業所の名称及び所在地
        - 二 令第十一一条第二項に規定する保険料免除期間が開始した年月
      - 第四十条 各号に掲げる事項を記載した届出書(以下「届出書」という。)を提出することによって行うものとする。

- 一 事業所の名称及び所在地
  - 二 法第九十五条第二項の規定による届出をした年月日
  - 三 令第十一一条第二項に規定する保険料免除期間が終了した年月
- (通知)
  - 第四十一条 基金は、令第十一一条第一項の規定によりその例によることとされ、法第九十四条第一項若しくは第二項の規定による標準給与の改定又は令第十一一条第二項若しくは第三項の規定による掛金若しくは徴収金の額の免除を行つたときは、その旨を事業主に通知しなければならない。
  - 二 事業主は、前項の通知があつたときは、速やかに、これを加入員に通知しなければならない。
  - 三 (厚生年金保険法の死亡に係る給付の裁定の請求の特例)
    - 第四十二条 厚年規則第六十条の規定により行う遺族厚生年金の裁定の請求は、被保険者又は被保険者であった者が法第九十七条に規定する状態に該当するものであるときは、厚年規則第六十条第三項第四号に掲げる事項に代えて、被保険者又は被保険者であった者が行方不明となつた事実又は死亡した事実を明らかにすることができる書類を添えなければならない。
    - 四 厚生年金基金規則(昭和四十一年厚生省令第三十四号)第二十一条の規定により行う基金が支給する死亡に関する年金たる給付又は一時金たる給付の裁定の請求は、厚生年金基金令第二十六条第二項に規定する給付対象者(以下「給付対象者」という。)が法第九十七条に規定する状態に該当するものであるときは、厚生年金基金規則第二十一条第二号に掲げる事項に代えて、給付対象者が行方不明となつた事実又は死亡した事実を明らかにすることができる書類を添えなければならない。
    - 五 前項の規定は、厚生年金基金規則第七十四条の規定により行う企業年金連合会が支給する死亡を支給理由とする一時金たる給付の裁定の請求について準用する。この場合において、同項中「給付対象者(以下この条において「給付対象者」という。))とするのは「企業年金連合会が死亡を支給理由とする一時金たる給付の支給に関する義務を負っている中途脱退者又は解散基金加入員(以下この条において「中途脱退者等」という。))と、第二十一条第三号ロ」とあるのは「第七十四条において準用する第二十一条第二号第三号ロ」と、給付対象者」とあるのは「中途脱退者等」と読み替へるものとする。

- (国民年金法の死亡に係る給付の裁定の請求の特例)
  - 第四十三条 国民年金法施行規則(昭和三十五年厚生省令第十二号)以下「国民年金規則」という。)第三十九条の規定により行う遺族基礎年金の裁定の請求は、被保険者又は被保険者であった者が法第九十九条に規定する状態に該当するものであるときは、国民年金規則第三十九号第三項第七号に掲げる事項に代えて、被保険者又は被保険者であった者が行方不明となつた事実又は死亡した事実を明らかにすることができる書類を添えなければならない。
  - 二 国民年金規則第六十条の二の規定により行う遺族年金の裁定の請求は、受給権者の夫が法第九十九条に規定する状態に該当するものであるときは、国民年金規則第六十条の二第二項第二号に掲げる事項に代えて、夫が行方不明となつた事実又は死亡した事実を明らかにすることができる書類を添えなければならない。
  - 三 国民年金規則第六十一条の規定により行う死亡一時金の裁定の請求は、受給権者の配偶者、子、父母、祖父母又は兄弟姉妹が法第九十九条に規定する状態に該当するものであるときは、国民年金規則第六十一条第二項第二号に掲げる事項に代えて、これらの者が行方不明となつた事実又は死亡した事実を明らかにすることができる書類を添えなければならない。
  - 四 国民年金基金規則(平成二年厚生省令第五十八号)第二十二條の規定により行う国民年金基金が支給する死亡に関する一時金の裁定の請求は、国民年金基金加入員又は加入員であつた者が法第九十九条に規定する状態に該当するものであるときは、国民年金基金規則第二十二條第二項第三号に掲げる事項に代えて、加入員又は加入員であつた者が行方不明となつた事実又は死亡した事実を明らかにすることができる書類を添えなければならない。
  - 五 前項の規定は、国民年金基金規則第六十三条の規定により行う国民年金基金連合会が支給する死亡を支給理由とする一時金の裁定の請求について準用する。この場合において、同項中「国民年金基金加入員又は加入員であつた者」と



あるのは「国民年金基金連合会が死亡を支給事由とする一時金の支給に関する義務を負っている中途退業者又は解散基金加入員(以下この条において「中途退業者等」という。)(第二十二條第二項第三号)とあるのは「第六十三條において準用する第二十二條第二項第三号」と「加入員又は加入員であった者」とあるのは「中途退業者等」と読み替えるものとする。

第四十四條 法第百四條第四項の規定により、次の各号に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が当該権限を自ら行うことを妨げない。

一 法第百四條第三項において準用する厚生年金保険法第百條の四第三項の規定により厚生労働大臣が法第百四條第一項各号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うこととした場合における当該権限

二 法第百四條第三項において準用する厚生年金保険法第百條の四第四項の規定による公示

2 法第百四條第五項の規定により、前項各号に掲げる権限のうち地方厚生支局の管轄区域に係るものは地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げない。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第五十八号

雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第六十二條第一項第一号、第五号及び第二項並びに第六十三條第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月二日

厚生労働大臣 細川 律夫

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(雇用保険法施行規則の一部改正)

第一条 雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)の一部を次のように改正する。

第四十四條第二項第二号の表上欄中「又は(四)」を「若しくは(四)」に改め、同条第四項第一号イ中「準ずる」の下に「取組」を加え、同号ハ(一)中「同(二)又は(四)」を「同(二)若しくは(四)」に改め、同号ハ(二)中「第二項第一号イ(二)又は(四)」を「第二項第一号イ(二)若しくは(四)」に改め、同号ホ中「雇用される者」を「雇用されている者」に改める。

第百十九條第三十六項中「建設事業主雇用改善推進助成金」を「建設雇用改善推進助成金」に改める。

第百二十五條第二項第一号ロ(四)柱書中「限り」を「に限る。」に改める。

附則第十五條の二第二項中「職場支援従事者に係るものに限る。」の下に「附則第十五條の五第一項の被災者雇用開発助成金を加える。」附則第十五條の四から第十五條の八までを次のように改める。

第十五條の四 第百二條の第三項第一号イ又は附則第十五條第二項第一号に該当する事業主であつて、第百二條の第三項第二号イ(一)の対象期間及び附則第十五條第二項第二号イ(一)の対象期間(以下この条において「対象期間」という。)の初日が平成二十三年五月二日から起算して一年が経過する日までの間にあり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの(以下この条において「被災関係事業主」という。)に係る対象期間(以下この条において「特別対象期間」という。)については、附則第十五條第八項の規定により読み替へて適用される第百二條の第三項ただし書及び附則第十五條第四項ただし書の規定は、適用しない。

一 東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)に際し災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用された市町村の区域(東京都に属するものを除く。以下「特定被災区域」という。)内に所在する事業所の事業主

二 特定被災区域内に所在する事業所と相当程度密接な取引関係があると認められる事業所の事業主

2 特別対象期間中に実施された休業等(当該休業等については雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金が支給されるものに限る。)の日数は、附則第十五條第八項の規定により読み替へて適用される第百二條の第三項ただし書に規定される基準調金額等の対象期間の開始の日以後の支給日数及び附則第十五條第四項ただし書に規定される基準調金額等の対象期間の開始の日以後の支給日数に含めない。

3 前二項の規定は、特別対象期間の初日から起算して一年の期間内に、別の対象期間の初日がある場合には、当該別の対象期間については、適用しない。

(特定求職者雇用開発助成金に関する暫定措置) 第十五條の五 第百十條の特定求職者雇用開発助成金として、同条に規定するもののほか、当分の間、被災者雇用開発助成金を支給するものとする。

2 被災者雇用開発助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一 次のいずれにも該当する事業主であること。

イ 東日本大震災の発生時に特定被災区域に居住又は特定被災区域において就業をしており、当該震災により離職を余儀なくされた六十五歳未満の求職者(第百十條第二項第一号イ)の職場適応訓練受講求職者を除くを、公共職業安定所、地方運輸局(運輸監視部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監視部又は運輸支局の事務所を含む。)又は職業紹介事業者(被災者雇用開発助成金の支給に関する職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。)の紹介により、継続して雇用する労働者(一年以上雇用されることが見込まれる者に限る。)として雇い入れる事業主であること。

ロ 資本金、資金、人事、取引等の状況からみて対象労働者を雇用していた事業主と密接な関係にある他の事業主以外の事業主であること。

ハ イの雇入れの日の前日から起算して六箇月前の日から一年を経過した日までの間(二)において「基準期間」という。)において、当該雇入れに係る事業所の労働者を解雇した事業主(天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者のために帰すべき理由により解雇した事業主を除く。)以外の事業主であること。

二 当該雇入れに係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職したもののうち当該基準期間に特定支給資格として支給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行っていることと認められる事業主であること。

ホ 当該事業所の労働者の離職状況及びイの雇入れに係る者に対する貸金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

二 前号イに該当する雇入れに係る者一人につき、五十万円(中小企業事業主にあつては、九十万円)

3 前項第一号イに該当する雇入れであつて、短時間労働者(第百十條第三項に規定する短時間労働者をいう。)として雇い入れる場合における同項第二号の規定の適用については、同号中「五十万円(中小企業事業主にあつては、九十万円)」とあるのは「三十万円(中小企業事業主にあつては、六十万円)」とする。

4 被災者雇用開発助成金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、特定求職者雇用開発助成金(第百十條第一項の特定就職困難者雇用開発助成金及び雇用対策法施行規則第六條の二第一項に規定する特定求職者雇用開発助成金をいう。次項において同じ。)、受給資格者創業支援助成金(第百十條の二第三項第三号の雇入れに係るものに限る。次項において同じ。)、沖縄若年者雇用促進奨励金、地域再生中小企業創業助成金、中小企業具輸入材確保助成金、発達障害者雇用開発助成金、難治性疾患患者雇用開発助成金、精神障害者雇用安定奨励金(第百十八條の三第五項第一号(同号ロ)の雇入れに係るものに限る。)に該当する事業主に係るものに限る。次項において同じ。)、職場支援従事者配置助成金(第百十八條の三第七項第一号ロに規定する職場支援従事者に係るものに限る。次項において同じ。)、訓練等支給助成金、中小企業雇用創出等能力開発助成金、若年者等正規雇用化特別奨励金、正規雇用奨励金、派遣労働者雇用安定化特別奨励金、特例子会社等設立促進助成金、障害者就業・生活支援センター設立準備助成金、建設教育訓練助成金又は建設業離職者雇用開発助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、被災者雇用開発助成金は支給しないものとする。



茨城県	栃木県	千葉県
水戸市 日立市 土浦市 石岡市 龍ヶ崎市 下妻市 常総市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 取手市 牛久市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 潮来市 市 常陸大宮市 那珂市 筑西市 小美玉市 東茨城郡茨城町 同郡阿見町 同郡河内町 相馬郡利根町	宇都宮市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 芳賀郡益子町 同郡茂木町 同郡市貝町 同郡芳賀町 塩谷郡高根沢町 那須郡那須町 同郡那珂川町	千葉市(美浜区に限る) 旭市 習志野市 我孫子市 浦安市 香取市 山武市 山武郡九十九里町

○農林水産省告示第九百号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令(平成二十三年政令第百三十二号) 第三条第三項の規定により読み替えて適用する農業近代化資金融通法施行令(昭和三十六年政令第三百四十六号) 第二条の表第六号並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令第五条第三項の規定により読み替えて適用する漁業近代化資金融通法施行令(昭和四十四年政令第百九号) 第二条の表第六号及び第七号の規定に基づき、農林水産大臣が指定する期間を次のように定め、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)の施行の日から施行する。

平成二十三年五月二日 農林水産大臣 鹿野 道彦

一 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令(以下「令」という) 第三条第三項の規定により読み替えて適用する農業近代化資金融通法施行令第二条の表第六号の農林水産大臣が指定する期間は、二十三年とする。

二 令第五条第三項の規定により読み替えて適用する漁業近代化資金融通法施行令第二条の表第六号の農林水産大臣が指定する期間は、二十三年とする。

三 令第五条第三項の規定により読み替えて適用する漁業近代化資金融通法施行令第二条の表第七号の農林水産大臣が指定する期間は、次の表の上欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

資金の種類	償還期限	据置期間
一次に掲げる資金 イ 漁村における給排水施設の改良、造成又は取得に必要な資金 ロ 特定地域(過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項の規定による過疎地域、離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域、奄美群島振興地域(特別措置法(昭和二十九年法律第八十八号)第一条に規定する奄美群島)及び小笠原諸島振興特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第二条第一項に規定する小笠原諸島)又は沖縄振興特別措置法	十八年	六年

<p>一 漁業近代化資金融通法第二条第三項及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第百三十三条の規定により読み替えて適用する漁業近代化資金融通法第二条第三項に規定する漁業近代化資金(平成二十三年法律第四十号)別表第八号の下欄の力からソまで、ネ及びナに掲げる資金並びに沿岸漁業改善資金助成法(昭和五十四年法律第二十五号)第二条第二項に規定する生活改善資金(これら資金のうち、漁業又は水産加工業の経営の円滑化を図る者又は水産加工業の経営の円滑化を図る者)が当該経営の方針の転換等に必要とする経営資金</p> <p>イ 水産業をめぐる情勢の変化等によりその経営に係る漁業種類の転換を図ろうとする者</p> <p>ロ 経営規模の拡大を図ろうとする者</p> <p>ハ 水産加工品の原材料若しくは製品の転換又は製造方法若しくは加工方法の改良を図ろうとする者</p> <p>ニ 新たに漁業又は水産加工業を開始しようとする者</p>	<p>八 八</p>	<p>五年</p>
<p>三 前各号に掲げる資金以外の資金</p>	<p>十五年</p>	<p>五年</p>

(平成十四年法律第十四号)第四条第一項に規定する沖繩振興計画(対象地域をいう)以下同じ)内住所(第一項をいう)の漁業近代化資金融通法(昭和四十四年法律第五十二号)第二条第一項に規定する漁業者が次のいずれかに該当する場合には、その住宅を建築し、又は増築し、又は必要資金を貸付し、又は借入する所又は事業場を有する漁業後継者が婚姻のために行う住宅の建築若しくは増築又は居室の独立に必要な資金を貸付し、又は借入する公営の住宅に居住する場を移す場合

(2) 計画に基づき、事業の実施に伴って居住地を移す場合

ハ 雇用労働者のために提供する休憩施設の改良、造成又は取得に必要な資金